

平成 30 年度事業報告書

〔 自 平成 30 年 4 月 1 日
至 平成 31 年 3 月 31 日 〕

令和元年 6 月



日本商品先物振興協会

目 次

平成30年度事業報告書

概 況	3
I 総務関係事項	6
1. 平成30年度の事業計画・収支予算及び収入の額について	6
2. 平成31年度の事業計画・収支予算及び収入の額について	6
3. 役員の改選等	7
4. 常設委員会及び特別委員会規則の改正	8
5. 会員の異動	8
6. 協会事務所の移転	8
II 事業に関する事項	9
II-1 商品先物取引制度の改善及び会員の経営改善に係る企画立案事業	9
1. 総合取引所構想への対応	9
2. 会員の営業活性化・営業支援のための取組	11
3. 商品先物市場の活性化・裾野の拡大に係る取組	11
4. 商品先物取引の税制に係る要望	12
5. 純資産額規制比率の市場リスク相当額を自動計算するための電子ファイルの配付	12
6. 商品先物取引法対照法令集の作成	13
7. 消費税軽減税率説明会への出席	13
II-2 調査研究に関する事業	13
1. 商品先物取引に関する税制要望のための調査	13
2. 取引証拠金の当日預託の運用状況に関する調査	13
II-3 情報発信に関する事業	14
1. W E Bによる情報発信	14
2. 資料・パンフレットによる情報発信	14
3. 商品先物市場に関する業界統計データの集計・公表等	15
4. 商品取引年鑑の関係各所への配付	15
5. 商品取引所及び関係団体との共同啓発事業	15

平成30年度決算財務諸表

1. 収支計算書	21
2. 正味財産増減計算書	23
3. 貸借対照表	24
4. 財産目録	25
5. 計算書類に対する注記	26
 監査報告書	 29

資 料

資料1. 会員名簿	33
資料2. 組織図	34
資料3. 役員・委員会名簿	35
資料4. 主要会議	36
資料5. 総務関係資料	41
資料6. 制度改善関係資料	47
資料7. 調査研究関係資料	97
資料8. 広報事業関係資料	107

平成 30 年度事業報告書

概況

平成30（2018）年度のわが国経済は、西日本豪雨や北海道胆振東部地震等の相次ぐ自然災害によって、店舗休業や工場の操業停止、物流網の寸断等が生じて経済活動が停滞したことが一時的に景気の下押し要因となったものの、次第に終息に向かい、外需・内需ともに持ち直す展開となった。企業収益が過去最高を記録する中でオリンピック特需を筆頭に設備投資が増加するとともに、雇用・所得環境の改善により個人消費の持ち直しが続いたこと、また世界経済が同時に回復したことなどが背景となり景気は緩やかな回復傾向が続いた。物価の動向をみると、年度の前半は原油価格上昇の影響等により、消費者物価は前年度に比べて上昇した。また、実質GDP成長率も1.0%と前年度に比べて上昇した。個人消費は良好な雇用環境が追い風になったものの、物価上昇が実質賃金を押し下げ、回復ペースは緩やかなものとなった。

国内金融市場の動向をみると、外国為替相場では、1ドル112円台で始まったドル円相場が、3月には104円台半ばにまで下落したものの、10月にかけては114円台半ばにまで上昇した。世界的な株安によるリスク回避の動きなどから、一旦は円高に振れたが、米国の景気が堅調に推移する中、F R B（米連邦準備理事会）の金融引き締めの継続、米長期金利の上昇などからドルが反発した。しかし、上下双方向ともに決め手を欠いた相場の年間値幅は比較的狭く、9円99銭にとどまった。

株式市場では、日経平均株価が10月2日には27年ぶりの高値24,270円をつけたものの、米中貿易摩擦や英国の欧州連合（EU）離脱問題の混迷など世界経済の先行きには不透明感が高まった。そのような状況の中で、12月にはF R Bが利上げ方針の継続を示したことで米国株が急落したことに反応して、日本株も総じて下落に転じ、日経平均株価の2018年終値は2万14円（前年末比2,750円安）と7年ぶりに前年割れで終わった。

こうした経済情勢の中にあって2018年の世界デリバティブ市場の総出来高は、全米先物取引業協会（F I A）の統計によると、前年比20.2%増の302億8千枚と過去最高水準に達した。そのうち先物取引は前年比15.6%増の171億5千枚、オプション取引は前年比26.8%増の131億3千万枚となった。地域別にみるとアジア太平洋地域と中南米地域の取引所における出来高の伸張が著しく、アジア地域は前年比27.1%増、中南米地域では同40.8%増となった。

一方、国内商品市場の出来高をみると、2018年度の出来高は前年度比17%減の2,128万枚となった。主力商品の金標準取引が出来高を伸長させた一方で、ドバイ原油が前年比14.5%の減少となった。暦年ベースで見ると、国内商品先物市場の出来高は、平成15（2003）年に1億5,400万枚のピークをつけた後、右肩下がりに減少し、平成30年には2,400万枚弱と概ね6分の1にまで落ち込んだ。同じ期間における世界の出来高の推移をみると、2003年に81億枚だった商品及び金融商品の出来高は2018年には3倍余の302億枚へと増大した。国内の数値は商品先物、世界の数値は商品及び金融商品であるため単純に比較することはできないが、出来高の増減傾向に関して、日本の商品市場は世界とは真逆の動きを示していることが窺える。

このような状況の中、商品先物業界を巡る主な動きを顧みれば、次のとおりである。

第一に、東商取が日本取引所グループとの間で経営統合に関する基本合意書を締結したことである。

東商取は電力先物取引の上場に向けて関係方面との調整を進めていたが、規制改革推進会議（議長：大田弘子政策研究大学院大学教授）の第3次答申（平成30年6月4日公表）において、資本金、人的資源、経験等の面からみて、東商取が、単独で、信頼性が高く、市場参加者にとって使いやすい電力先物市場を形成するには課題が多い、従って、単独での取組以外に、実績ある海外取引所との連携、総合取引所の創設とを比較検証の上結論を得て所要の措置を講ずべき、とのとりまとめ内容が公表された。

その後、「総合取引所を実現するための提言（平成30年11月8日公表）」、また「第4次答申（平成30年11月19日公表）」が相次いで公表され、第4次答申では、世界の商品デリバティブ市場の出来高が伸張しているにも関わらず、日本の商品市場は低迷しており、価格形成機能、リスク・ヘッジ機能の保持のためにはこれ以上衰退させてはならず、東商取と日本取引所グループ（J P X）は実質的に総合取引所を実現させる方向で、(a)東商取において上場されている一部の商品デリバティブについて、J P X傘下の取引所への戦略的な移管を検討する、(b)金融商品取引所に商品デリバティブを上場する際に要する商品所管大臣の「同意」について具体的かつ明確な運用基準を策定する、(c)2018年度末を目途に目指すべき方向性について結論を得るべく、金融庁、経済産業省等において、関係者との協議を行う、(d)電力先物市場を含む総合エネルギー市場創設と、総合取引所の実現は、どちらかを優先することなく同時並行的に進める、といった措置を講ずるべきであるとされた。

東商取とJ P Xは秘密保持契約を締結し、両社間での協議を開始する旨の発表をしたが、この問題は取引所だけのものではなく、東商取が開設している商品先物市場で事業を展開している商品先物取引業者である本会会員も、多大な影響を受けるものであることから、本会では、理事会、会員代表者懇談会等を随時開催し、会員間の意見交換を行った。

その結果、本会としては東商取のJ P Xとの経営統合実現を強く支持するとして上で、両者間での協議の際に配慮してもらいたい事項についての要望書を取りまとめ、これを平成30年12月25日付け会長名文書として東商取、経済産業省及び農林水産省に対して発出した。

その後、平成31年3月28日に東商取及びJ P Xは、両社の取締役会において、経営統合の実現を目指すことについて基本合意することを決議し、経営統合後の体制については、①おおむね2020年度頃の可能な限り早期に、東商取から大阪取引所に貴金属市場、ゴム市場及び農産物・砂糖市場の全ての上場商品構成品を移管すること、②石油市場及び中京石油市場の上場商品構成品は当面移管しないこと、③電力・L N Gは東商取の市場において上場を目指すこと、④東商取の子会社であるJ C C Hを、J P Xの子会社である日本証券クリアリング機構に統合させることとした。

第二に、預り証拠金の清算機関への当日預託が開始されたことである。

顧客から預かった証拠金は、従前、預かった日の翌日までに清算機関に預託することとされていたが、これを預かった当日に清算機関に預託することに変更する取組みについては、平成29年度に本会に設置した「団体組織問題検討委員会」のとりまとめを踏まえたものであり、委託者保護基金のペイオフ弁済による委託者資産保全のセーフティネットとしての機能は損なうことなく、商先業者の分離保管措置に関する同基金の業務（基金分離預託及び基金代位弁済）を軽減することによって運営コストの削減を図り、もって商先業者各社の団体経費負担を軽減するためのものとして、その導入が検討された。

本件に関してはJ C C Hにおいて、証拠金規則等の改正案、証拠金を預ってからJ C C Hへ預託するまでの日次スケジュール（現金、充用有価証券等の場合別）、当日預託が必要な取引証拠金額

の算出式、受渡代金の取扱い等各種の変更点について、平成30年2月13日及び同年7月26日の2度にわたり説明会を開催し、平成30年10月9日から預り証拠金の当日預託が実施された。

第三に、堂島取においてザラバ取引が開始されたことである。

同取引所においては、コメ先物取引の本上場を目指す関係で、市場参加者に充実した取引環境を提供することを目的にザラバシステムへの移行に係る取組みを進めていたが、移行作業が完了したため、平成30年10月15日から新取引システムが稼働を開始したことが、同取引所理事長名文書により発表された。

第四に、東商取ではゴムTSR20、堂島取では秋田こまちが新規上場されたことである。

TSRは従前から東商取に上場されているRSSと並び、自動車用タイヤ等の原材料に使われる天然ゴムの品種であり、近年は生産量・消費量ともにTSRがRSSを上回る状況にあった。上場にあたって、東商取からは、天然ゴムの需給環境の変化に即してTSRを上場することで同社ゴム市場の更なる利便性向上とプレゼンス再確立に取り組みたい旨のリリースが公表された。なお、上場初日である平成30年10月9日の同商品の出来高は2,088枚、平成30年度の出来高は26万1,150枚だった。

堂島取では、「大阪コメ」に代わって「秋田こまち」の取引が平成30年10月22日から始まった。また、これに併せて、コメ先物取引標準品を「大阪コメ」から「秋田こまち」へ変更する措置、及び「東京コメ」の取引期限を6か月から12か月へ変更する措置も同時に実施された。同所によると、秋田こまちの上場は新潟コシに続く個別銘柄取引の対象として、産地の生産者をはじめとする当業者の期待に応えるための対応であり、コメ先物取引標準品の変更は、取引の分散を回避することを念頭に標準品のラインナップを見直したものであり、将来の発展に向けた施策の一環であるとのことであった。なお、上場初日である10月22日の秋田こまちの出来高は236枚、平成30年度の出来高は13,687枚だった。

以下、平成30年度における当協会の事業について報告する。

なお、文中において、関係団体・取引所・主務省の名称は以下のとおり略称した。

東 商 取	: 株式会社東京商品取引所
堂 島 取	: 大阪堂島商品取引所
J C C H	: 株式会社日本商品清算機構
日 商 協	: 日本商品先物取引協会
保護基金	: 日本商品委託者保護基金
農 水 省	: 農林水産省
経 産 省	: 経済産業省

I 総務関係事項

1. 平成30年度の事業計画・収支予算及び収入の額について

平成30年度の事業計画及び収支予算並びに収入の額は、以下のとおり、第20回臨時総会（平成30年3月14日開催）において承認された。

（1）事業計画

（資料5－(1)、41ページ）

本会の事業については、団体組織問題検討委員会において、商品取引所（特に、東京商品取引所）の取組みと重複する局面の多い普及啓発及び市場振興に関する事業は原則として中止し、事業者団体としての企画立案・建議要望に関するものに限定する方向性がとりまとめられた。これを踏まえて平成30年度においては以下の取組みを行うこととした。

- ① 望ましい金融所得税制の実現に向けた取組
- ② 商品先物関係団体の運営のさらなる効率化に向けた取組
- ③ 純資産額規制比率の算定方法の明確化
- ④ 協会ホームページを通じた各種情報の発信

（2）収支予算

平成30年度の収支予算は、事業費1,910万円、事務所費1,588万円、及び事務所を東商取ビル6階に移転するための費用を含むその他の費用775万円を計上し、会費の徴収は行わず、運営準備金の取崩しで必要経費を賄うこととした。予算総額は4,273万円（対前年度比53.7%減）である。

（3）収入の額

予算における収入額の内訳は以下のとおりである。

① 会費収入	0 円
② 雑収入（入門書印税、パンフレット頒布代金、預金利子等）	90 万円
③ 運営準備預金取崩収入	3,400 万円
④ 前期繰越収支差額	783 万円
収入合計	4,273 万円

2. 平成31年度の事業計画・収支予算及び収入の額について

平成31年度の事業計画及び収支予算並びに収入の額は、以下のとおり、第21回臨時総会（平成31年3月13日開催）において承認された。

（1）事業計画

（資料5－(2)、41ページ）

総合取引所の円滑な実現に向けた取組みを新たに盛り込みながらも、基本的には事業者団体としての企画立案・建議要望に関するものに限定するとした前年度からの方向性を維持し、具体的には以下の取組を行うこととした。

- ① 総合取引所の実現に向けた取組
- ② 望ましい金融所得税制の実現に向けた取組
- ③ 商品先物関係団体の運営のさらなる効率化に向けた取組
- ④ 純資産額規制比率の算定方法の明確化
- ⑤ 協会ホームページを通じた各種情報の発信

(2) 収支予算

平成31年度の収支予算は、事業費1,305万円、事務所費1,377万円を計上し、それらの費用に予備費等565万円を加えて予算総額は3,246万円（対前年度比76%）とした。

(3) 収入の額

予算における収入額の内訳は以下のとおりである。

① 会費収入	0 円
② 雑収入（入門書印税、パンフレット頒布代金、預金利子等）	5 万円
③ 運営準備預金取崩収入	3,100万円
④ 前期繰越収支差額	141万円
収入合計	3,246万円

3. 役員の改選等 注）以下、役職名は就任当時のものである。

(1) 役員の改選

第19回通常総会（平成30年6月13日開催）において任期満了に伴う役員改選を行い、理事10名、監事2名を選任し、理事による互選の結果、役付理事が決定し、新役員は以下のとおりとなった。

なお、任期は令和2年度に開催する通常総会の開催日までである。

会 長	多々良 實 夫	豊商事(株) 会長
副 会 長	依 田 年 晃	サンワード貿易(株) 社長
理 事	有 馬 誠 吾	(株)コムテックス 社長
理 事	宇佐美 洋	多摩大学大学院 教授（会員外）
理 事	岡 地 和 道	岡地(株) 社長
理 事	姫 野 健 一	岡安商事(株) 社長
理 事	二 家 勝 明	日産証券(株) 会長
理 事	古 田 省 三	岡藤商事(株) 相談役
理 事	細 金 英 光	(株)フジトミ 社長
理 事	谷 口 太 郎	会員外

以上10名

監 事	成 道 秀 雄	成蹊大学経済学部 教授（会員外）
監 事	釧 持 宏 昭	北辰物産(株) 社長

以上2名

(2) 役員の異動

期中において以下の通り役員の異動があった。

役 職	氏 名	所 属	事 由	異動年月日
理 事	谷 口 太 郎	日本商品先物振興協会	就 任	平成30年4月1日

4. 常設委員会及び特別委員会規則の改正

(資料5-(3)、42ページ)

業界を巡る環境が激しく変化する近年の情勢に鑑みて、諸課題の検討については、従来のように常設委員会において行うのではなく、検討テーマが持ち上がる都度委員を委嘱し、特別委員会を設置して行うことが合理的であることから、常設委員会である「総合政策委員会」、「市場振興委員会」については廃止することとし、これに伴って「常設委員会及び特別委員会規則」に所要の改正を施すことについて第130回理事会（平成30年9月18日開催）に諮ったところ、異議なく承認されたので、同日から施行した。

なお、改正箇所及び改正の概要は以下の通り。

[改正箇所及び改正の概要]

改正箇所	標 題	改 正 の 概 要
第2条	種類及び所掌事項	削 除
第3条	構 成	委員となる者の資格要件を規定する項目を削る

5. 会員の異動

期首（平成30年4月1日）現在における本会の会員数は、会員22社、準会員3社の合計25社であったが、期中において次の異動があり、期末（平成31年3月31日）においては、会員21社、準会員2社の合計23社となった。

(1) 脱 退 (2社)

会 員 名	事 由	脱退年月日
(株)アルフィックス	商品先物取引業の廃止	平成30年5月31日
日本商品投資顧問業協会	解 散	平成31年3月31日

(2) 本社所在地の変更 (1社)

会 員 名	新 所 在 地	変更年月日
I G 証 券 (株)	東京都中央区京橋3-1-1 14F	平成31年2月4日

(3) 会員代表者の変更 (3社)

会 員 名	新代表者名	旧代表者名	変更年月日
ローズ・コモディティ(株)	藤 澤 欽 弥	榊 原 秀 一	平成30年4月1日
今 村 証 券 (株)	今 村 直 喜	今 村 九 治	平成31年1月10日
I G 証 券 (株)	野 口 文 男	ハトリック・マクゴナグル	平成31年2月12日

6. 協会事務所の移転

第126回理事会（平成29年11月21日開催）において、本会の運営効率化と会員の会費負担の軽減を図る観点から本会の事業内容の絞り込みと事務局体制を縮小する件が承認されたことを受けて、平成30年4月16日に協会事務所を株式会社東京商品取引所ビルの4階から6階に移転するとともにフロア面積を約10分の1に縮小し、同日より新事務所において業務を開始した。

II 事業に関する事項

II-1 商品先物取引制度の改善及び会員の経営改善に係る企画立案事業

1. 総合取引所構想への対応

(1) 規制改革推進会議の動き

(資料6-(1)、47ページ)

電力システムは、広域的運営推進機関の設立から小売全面自由化を経て、2020年に予定される電力の発送電分離までスケジュールに沿って改革が進められていたが、その中の重要な課題の一つである先物市場の創設により価格メカニズム機能を実現する取組を東商取が単独で進めることに対して、内閣府の諮問機関である規制改革推進会議（議長：大田弘子政策研究大学院大学教授）において疑問を呈する意見が噴出した。

これらの意見は、「エネルギー分野の規制改革に関する意見書（平成30年5月18日公表）」「規制改革推進に関する第3次答申（同6月4日公表）」にも盛り込まれ、これを受けて同6月15日に閣議決定された「未来投資戦略2018」「規制改革実施計画2018」においても記載され、そこでは、電力先物市場の創設については、東商取が単独で取り組むこと以外に、海外取引所との連携、総合取引所の創設とを比較検証の上結論を得て、所要の措置を講ずべき旨が明記された。その後、同会議第37回会合（同10月12日開催）の配付資料「第3期重点事項」において、総合取引所の実現に向けては緊急的に取り組むこととされた。

さらに、「総合取引所を実現するための提言（同11月8日公表）」では、総合取引所のメリットを5点列挙した上で、実現のために取り組むべき事項として6点を掲げ、関係者への具体的な取り組みを求めた。

また、11月19日には「第4次答申」を公表し、総合取引所の実現に向けた実施事項として、以下の4点を盛り込んだ。

[総合取引所の実現に向けた実施事項]

(資料6-(2)、53ページ)

- ① 東商取に上場されている一部の商品デリバティブについて、JPX傘下の取引所への戦略的な移管を検討すること。そのために関係省庁は両取引所における協議が円滑に進むよう関係者との協議を行うこと
- ② 金融商品取引所に商品デリバティブを上場する際に要する商品所管大臣の「同意」について、具体的かつ明確な運用基準を策定することとし、経済産業省において2018年度末を目途に結論を得ること
- ③ 総合取引所をおおむね2020年度頃の可能な限り早期に実現できるよう、現在の実行計画を前倒すこととし、関係省庁は両取引所の協議が円滑に進むよう今年度末を目途に目指すべき方向性について結論を得るべく、協議を行うこと、その際は、以下の点の認識を共有すること
 - a. 世界市場における我が国商品先物市場が目指すべき位置づけ
 - b. 信用力の強化
 - c. 新規参入者の増加による流動性向上の確実性
 - d. プレイヤーのコスト負担が増加しない使い勝手の良い市場設計
- ④ 総合エネルギー市場と総合取引所の実現はどちらかを優先することなく、両者を同時並行的に進めること

(2) 本会の対応

① 会員間での情報の共有・意見交換

以下の通り、各種会議を開催して会員間の現状認識の共有に努めた。また、適宜意見交換を行った。

(1) 理事会

(資料6-(3)、55ページ)

a. 第129回理事会（平成30年5月29日開催）

報告事項として、「規制改革推進会議 投資等ワーキンググループ」で開陳された意見の概要等について公開資料を基に報告。その後、適宜意見交換を行った。

b. 第130回理事会（平成30年9月18日開催）

報告事項として、総合取引所の組織形態、及び形態ごとの所管法律、取引業者の財務規制・行為規制、取引証拠金の預託、預り資産の保全に係る事項に関する金商法上の規定について紹介。その後、適宜意見交換を行った。

c. 第131回理事会（平成30年11月28日開催）

両主務省担当者（経済産業省 戸辺参事官、農林水産省 福井商品取引室長）から規制改革推進会議における議論の状況について説明を受けた後、本会としての今後の対応について意見交換を行った。

(2) 会員役員懇談会（平成30年8月9日開催）

東商取関係者（濱田社長、小野里執行役、大石執行役）、経産省担当者（戸辺参事官）の臨席を受け、取引所の取組み・財務状況の推移予測等について説明を受けた後、適宜意見交換を行った。

(3) 会員代表者懇談会（平成30年9月21日開催）

理事・監事に就任している社以外の社を対象にした会員代表者懇談会を開催し、現状の説明をした後、適宜意見交換を行った。

(4) 商品先物取引業者代表者懇談会

(資料6-(4)、63ページ)

国内商品市場取引に従事している全ての商品先物取引業者を対象に懇談会を開催し、両主務省担当者から規制改革推進会議における議論の状況について資料に基づき説明を受けた後、事業者のみによる意見交換を行い、経営統合に係る取引所間の協議の際に配慮してもらいたい事項についての「要望書」を提出することで意見が一致した。

なお、開催日時、場所、議題、出席者等は以下のとおりである。

開催日時	平成30年12月11日（火） 午後1時30分～
開催場所	東京商品取引所ビル 9階会議室
議 題	総合取引所に関する現在の議論の状況について
出 席 者	商品先物取引業者及び同仲介業者 23社 経済産業省 戸辺 千広 参事官（商品市場整備担当） 農林水産省 福井 逸人 商品取引室長

② 要望書の提出

(資料6-(5)、84ページ)

上記「商品先物取引業者代表者懇談会」における議論を踏まえて、東商取とJPXの経営統合を強く支持するとしうえて、経営統合に係る協議に関して配慮してもらいたい事項について記載した文書「総合取引所の実現に関する要望書」を平成30年12月25日付会長名により東商取及び両主務省に宛てて発出した。

なお、要望事項の概要は以下のとおりである。

[要望事項の概要]

- (1) 総合取引所の統合の形態、実現の時期についての早期の公表
- (2) 現在、東商取に上場されているコモディティ商品の分断の回避
- (3) 受渡決済の保持
- (4) 清算の一元化
- (5) 商品先物取引法と同等水準の行為規制の整備
- (6) 取引所・清算機関への加入資格
- (7) 取次者のための事業環境の整備

(3) 東商取の動き

東商取は平成30年10月23日にJ P Xとの間で、秘密保持契約を締結した上で、総合取引所に係る研究・検討に関する具体的な協議に入った。その後、平成31年3月28日に経営統合を目指すことについて基本合意することが両者の取締役会で決議され、その旨及び経営統合の体制の概要が同日公表された。

なお、経営統合後の体制については概要以下のとおりである。

[経営統合の体制の概要]

(資料6-(6)、86ページ)

- (1) 概ね2020年度頃の可能な限り早期に、東京商品取引所から大阪取引所に貴金属市場、ゴム市場及び農産物・砂糖市場の全ての上場商品構成品を移管すること
- (2) 石油市場及び中京石油市場の上場商品構成品は当面の間移管しないこと
- (3) 電力・LNGは東京商品取引所の市場において上場を目指すこと
- (4) 東京商品取引所の子会社である日本商品清算機構を、日本取引所グループの子会社である日本証券クリアリング機構に統合させること

2. 会員の営業活性化・営業支援のための取組（会員のセミナー情報の本会WEBサイトでの紹介）

(資料6-(7)、88ページ)

会員の普及啓蒙活動を支援するため、各社が実施するセミナーを本会会員専用ページ内に設けたシステム上で登録してもらい、登録のあったセミナー情報については協会ホームページで即時紹介し、商品先物取引の裾野拡大に努めた。平成30年度に会員から登録を受けたセミナーは58件であった。

3. 商品先物市場の活性化・裾野の拡大に係る取組

(1) 商品先物取引の市況情報の一般への配信

(資料6-(8)、88ページ)

商品投資家に対する投資判断の材料として、主要な上場商品の市況予測を会員各社のアナリストが音声で提供するスマートフォン向けサイト「コモディティ・ボイスネット」を運用し、週3回の頻度で更新した。

(2) 農産物アナリストの事前予想等のマスコミ等への配信

(資料6-(9)、89ページ)

農産物先物取引に対する社会の注目度・関心度を向上させる目的でTOCOM農産物アナリスト育成セミナーを修了した商先業者各社の役職員（農産物アナリスト）による米国産農産物（とうもろこし及び大豆）の需給動向に関する予想について、前年度から引き続きマスコミ各社、会員の担当者へ配信した。

なお、平成30年度中のとうもろこし及び大豆に関する事前予想の配信状況は以下のとおり。

期末在庫予想	新穀12回（毎月）、旧穀2回（5、6月）
四半期在庫予想	4回（2018年6、9月、2019年1、3月）
作付意向面積	1回（2019年3月）
確定作付面積	1回（2018年6月）
単収	2回（2018年7、8月）
生産量	2回（2018年9、10月）

4. 商品先物取引の税制に係る要望

（1）自由民主党に対する要望書の提出

（資料6-10、90ページ）

商品先物取引に係る「平成31年度税制要望」について、第130回理事会（平成30年9月18日開催）の承認を経て、11月6日に自由民主党農林部会・農政推進協議会、11月8日に自由民主党 商工中小企業関係団体委員会・経済産業部会にそれぞれ提出するとともに、両会合に谷口理事・事務局長が出席し、要望趣旨等についてプレゼンテーションを行った。

〔要望内容〕

① 損益通算範囲の拡大について

商品先物取引の差金等決済に係る取引損益について、金融所得課税一元化の対象とし、対象とすべき金融所得について、損益通算及び損失の繰越控除を可能とする措置を講じること。

② 決済差損失の繰越控除期間の延長について

決済差損失の繰越控除期間について、現行の3年間を延長すること。

③ 外国商品市場取引による決済損益への課税について

外国商品市場取引の差金等決済に係る取引損益について申告分離課税とすること。

（2）要望結果の会員への周知

（資料6-11、92ページ）

本要望は、平成30年12月14日（金）に公表された自由民主党と公明党の連名による「平成31年度税制改正大綱」において、「デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化については、投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備し、証券・金融、商品を一括して取り扱う総合取引所の実現にも資する観点から、多様なスキームによる意図的な租税回避行為を防止するための実効性ある方策の必要性を踏まえ、検討する」（前年と同文）として、引き続き検討事項に掲げられた。

なお、要望結果の概要については12月17日（月）に協会ホームページに掲載するとともに会員代表者あてに通知した。

5. 純資産額規制比率の市場リスク相当額を自動計算するための電子ファイルの配付

（資料6-12、93ページ）

会員が商品市場で自己取引をした場合の市場リスク相当額については、互いに相関性のある限月若しくは商品の間では相殺することが可能とされていることから、相殺可能な組合せについて自動的にリスク相当額を減殺するためのエクセルシートを以下のとおり会員専用ページに掲載し、各社の利用に供した。

- (1) 平成30年5月1日から翌年4月30日まで適用される相関係数がJ C C Hから発表されたことへの対応（平成30年4月27日）
- (2) 東商取においてゴムT S R20が、堂島取において秋田こまちが上場されたことへの対応（平成30年9月25日）

6. 商品先物取引法対照法令集の作成

(資料6-13)、94ページ)

商品先物取引法対照法令集については、平成27年6月版以降新たな版を作成しておらず電気事業法改正等の関係法令の改正が反映されないままになっていたことから、取引所を含む関係5団体が共同で、近時の関係法令の改正を反映した新法令集を作成することとした。

新たな法令集は平成31年4月に完成し、本会又は日商協の会員企業に1社あたり3部ずつ無償で頒布、それ以上の部数を希望する社に対しては有償で頒布した。

7. 消費税軽減税率説明会への出席

(資料6-14)、94ページ)

令和元年10月に消費税率が8%から10%に上がる際に、一部の品目については軽減税率を課す内容を含んだ税制改正法案が成立したことを受けて、以下のとおり説明会が開催された。

この件に関して、本会からは事務局長が出席し、東商取に上場されている農産物の受渡しに係る軽減税率の適用の可否、受渡しの際のインボイスの代理発行等について質問した。

開催日時 平成30年5月15日（火）午後1時30分～午後4時

開催場所 三田共用会議所（東京都港区三田）

説明者 財務省、国税庁、中小企業庁、農水省

II-2 調査研究に関する事業

1. 商品先物取引に関する税制要望のための調査

(1) 金融所得課税の一元化が商品先物取引に与える影響に関する調査

(資料7-1)、97ページ)

商品先物取引を含む金融所得課税の一元化を要望するにあたっての基礎資料とするため、会員21社（当時）のうち17社の委託者に対し、平成30年7月に各社から調査票を送付する方法及びインターネット上の専用サイトにおいて回答する方法により、損益通算を希望する金融商品、損失の繰越控除による投資行動の変化等についてアンケート調査を実施し、395人から回答を得た。

(2) 諸外国のキャピタルゲイン課税に係る調査

(資料7-2)、100ページ)

過年度に調査した主要欧米諸国及び東南アジア諸国における先物取引等の投資所得に係る課税制度の改正等について調査し、資料を更新した。

調査結果については、前記(1)金融所得課税の一元化が商品先物取引に与える影響に関する調査報告書に併せて掲載する予定である。

2. 取引証拠金の当日預託の運用状況に関する調査

(資料7-3)、103ページ)

平成30年10月9日から運用が開始された「取引証拠金の当日預託」は、業界として委託者資産の保全機能を維持しながら、団体コストの軽減を図る方策として、団体組織問題検討委員会と

りまとめにその導入が盛り込まれた事項だが、比較的短い時間の中で新制度に対応するために、当初想定していなかった問題が生じている恐れもあったことから、平成30年10月19日から同26日の間で会員各社における新制度の運用状況について調査を実施した。

当調査により会員から寄せられた意見等については、J C C Hの担当者に伝達した。

II-3 情報発信に関する事業

1. WEBによる情報発信

(1) 協会HPの充実

協会ホームページ及び会員専用ページにおいて、以下の情報を掲載・更新した。

なお、平成30年度中の月間平均ページ閲覧数は約11万7千ページであった。

① 業界統計データの更新

3. に後述

② 商先業者名簿の記載内容の更新

本会会員である商先業者・商先仲介業者及び非会員のうち国内商品市場取引を取扱っている商先業者に係る情報を一般に提供するため本会WEBサイトに掲載している「商品先物取引業者WEB版」について、掲載商先業者から本・支店所在地、会社概要、営業形態等に係る情報の提供を得て、平成30年4月1日を基準日とした内容に更新した。

③ 農産物アナリストによる予想及びその結果のアーカイブ化 (資料8-(1)、107ページ)

農産物先物取引に対する社会の注目度・関心度を向上させるためマスコミ各社に配信している米国産とうもろこし及び大豆の需給動向に関する農産物アナリストによる予想値及び米国農務省発表数値を随時本会ホームページに掲載し、アーカイブ化した。

④ 会員に対する情報提供

総合取引所に関する内外の動静に係る情報、本会の総会、理事会等における審議状況について会員の認識の共有を図るため、各会議の議事概要、資料及び議事録を協会ホームページ（会員専用ページ）に随時掲載した。

また、理事会及び総会の議決事項はプレス・リリース形式によりマスコミに配信した。

このほか、本会の活動内容を含む商品先物業界に関する情報や主務省等からの各種連絡事項等を協会ホームページ又は会員専用ページに掲載し、会員における情報の共有を図った。

(2) 商品さきもの知識普及委員会ホームページの運営

商品先物市場の利用に係る様々な知識・情報を広く提供するため、取引所と共同で「商品さきもの知識普及委員会」ホームページを運営した。

2. 資料・パンフレットによる情報発信

(資料8-(2)、107ページ)

リーフレット「商品デリバティブ取引に関する税金」について関係法令の改正を反映して、記載内容を一部更新した上で、増刷を行った。

3. 商品先物市場に関する業界統計データの集計・公表等

(資料8-(3)、110ページ)

政府及び関係諸機関への政策提言の際の基礎データとするため、以下の項目に係る統計データを作成・更新し、協会ホームページに掲載して一般の閲覧に供した。

- ・出来高（暦年、年度ベース） ・取組高 ・預り証拠金額 ・商品取引員数
- ・営業所数 ・登録外務員数 ・委託者数 ・受取委託手数料額

4. 商品取引年鑑の関係各所への配付

(資料8-(4)、115ページ)

商品先物取引業界を取り巻く状況を正しく理解してもらうために、日商協及び委託者保護基金と共同で商品取引年鑑2019年版計22冊を、中央・地方の行政当局、また学識経験者で政府等の委員に就いていること等により発信力を有していると考えられる関係者に配付した。

5. 商品取引所及び関係団体との共同啓発事業

本会は会員の会費負担軽減のために、普及啓発・市場振興に関する事業は行わず、その事業を業者団体としての意見表明・建議要望に絞り込むことで2018年度から組織体制・予算規模を縮小したが、以下の事業については、商品取引所及び関係団体の間での共同事業として、前年度以前から実施しており、本会からの資金拠出を取りやめると事業存続に影響を与えかねないことについて、第126回理事会（平成29年11月21日開催）で説明し承認を得たうえで、当該事業について、本年度においても引き続き参画した。

(1) SNSサイト「みんかぶコモディティ」を活用した認知度向上に係る取組

(資料8-(5)、116ページ)

商品先物情報の発信と投資家・情報提供者間の相互の情報受発信を通じた商品先物取引の普及を目的としたSNSサイト「みんかぶコモディティ」については、なお、より多くの投資家を誘引するために、2018年6月にサイトの名称を旧来の「みんなのコモディティ」から現在のものに変更した。

年間閲覧ページ数は158万（13万/月）ページ、訪問者数は延べ17万（1.4万/月）人だった。

同サイトの人気コンテンツで、主として商品相場の分析・予想・解説を提供する「コモディティコラム」では、平成30年度は17人のコラムニストが1,290本のコラムを投稿し、122万ページの閲覧があった。また、同サイトへより多くの投資家を誘引するため、以下の取組みを実施した。

- ・個別商品ページのチャート機能拡充（移動平均線大循環分析によるステージ表記）
- ・ミンカブ・ジ・インフォノイド社運営の「kabutan」において、ニュース記事内のワード（金、原油）にみんコモ商品ページとテキストリンクを設定
- ・日経マネー2018年8月発売号に「みんコモ」の周知を目的とした純広告1Pを掲載

(2) セミナー・イベント形式による啓蒙活動**① TOKYO GOLD FESTIVAL 2018の後援**

(資料8-(6)、116ページ)

金の魅力を伝え、関心を深めるためのイベント「TOKYO GOLD FESTIVAL 2018 ～ゴールドについて学び、ゴールドを体感する一日～」を東商取と共同後援した。本イベントには先物を含む金投資関連事業者、金現物・金箔・金アート事業者などによるブース出展と並行して金にまつわる各種セミナーが提供され、個人投資家や金に関心のある来場者が訪れた。

日 時 平成30年6月30日（土）12時40分～17時40分（開場12時00分）

場 所 品川グランドホール

来場者 581人

〔講師と演題〕

第1部 金のマメ知識&トリビア

「ワンダーゴールド！あなたの知らない“金”の世界」

小松美鈴氏（甲斐黄金村・湯之奥金山博物館学芸員）

山口真美氏（中央大学文学部 心理学研究室教授）

村山徹氏（首都大学東京大学院 金の化学研究センター 特任教授）

表彰式 「ゴールド川柳&フォトコンテスト入賞作品発表」

第2部 マネーの変革

「仮想通貨とお金の未来

～デジタルゴールドはゴールドを超えられるか」

岩村充氏（早稲田大学大学院 経営管理研究科 教授）

〔聞き手〕大橋ひろこ氏（フリーアナウンサー）

第3部 あなたの資産に金（GOLD）の輝きを

「最新版！ゴールドの選び方～データから見る金投資」

池水雄一氏（ICBCスタンダードバンク東京支店長）

〔進行〕大橋ひろこ氏（フリーアナウンサー）

第4部 投資としての金

「ゴールドフォーキャスト2018～変貌する世界、どうなる金価格」

亀井幸一郎氏（金融・貴金属アナリスト

森田隆大氏（森田アソシエーツ代表、WGC顧問）

〔総司会〕大橋ひろこ氏（フリーアナウンサー）

② コモディティ・フェスティバルの共同開催

（資料8-(7)、117ページ）

商品投資の魅力からマーケットの現況、トレード手法にまで幅広く光をあて、多彩な講師を招いて開催するセミナーと、商品先物取引業者が自社サービスの独自性をアピールするブース展示で構成する「コモディティ・フェスティバル2018」を東商取及び堂島取と共催した。

本フェスティバルは東京と大阪の2都市で開催した。

なお、セミナーの概要は以下のとおりである。

(1) 大阪会場

日 時 平成30年9月8日（土）12時40分～16時30分（開場12時00分）

会 場 本町・ヴィアーレホール

参加者 224人

〔講師と演題〕

第1部【基調講演】

「世界・日本経済のゆくえとコモディティ」

真壁昭夫氏（法政大学大学院 政策創造研究科教授）

第2部【ファンダメンタルズ】

「貴金属・穀物・原油・ゴム～シーズナルアノマリーで相場を読む」

小菅努氏（マーケットエッジ代表・商品アナリスト）

第3部【テクニカル】

「移動平均線大循環分析で読み解くコモディティ展望」

手塚宏二氏（小次郎講師）

（株）手塚宏二事務所代表・チャート研究科・トレード手法研究家）

第4部【トレード・メンタル】

「勝つトレーダーになるために必要なこと～準備・メンタル・実践」

花火氏（第一回TOCOMリアルトレードコンテスト入賞者）

〔総合司会〕大橋ひろこ氏（フリーアナウンサー）

(2) 東京会場

日 時 平成30年9月22日（土）12時40分～16時30分（開場12時00分）

会 場 御茶ノ水ソラシティホール

参加者 314人

〔講師と演題〕

第1部【基調講演】

「世界・日本経済のゆくえとコモディティ」

竹中平蔵氏（慶応義塾大学名誉教授、東洋大学教授）

第2部【ファンダメンタルズ】

「貴金属・穀物・原油・ゴム～シーズナルアノマリーで相場を読む」

江守哲氏（エモリキャピタルマネジメント代表）

第3部【テクニカル】

「移動平均線大循環分析で読み解くコモディティ展望」

手塚宏二氏（小次郎講師）

（株）手塚宏二事務所代表・チャート研究科・トレード手法研究家）

第4部【トレード・メンタル】

「勝つトレーダーになるために必要なこと～準備・メンタル・実践」

吉中普吾氏（第一回TOCOMリアルトレードコンテスト入賞者）

〔総合司会〕大橋ひろこ氏（フリーアナウンサー）

以 上

平成 30 年度決算財務諸表

1. 平成30年度収支計算書

〔 自 平成30年 4月 1日
至 平成31年 3月31日 〕

(収入の部)

単位：円

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	執行率	摘 要
寄 付 金 収 入	0	7,099,436	△ 7,099,436	% -	
雑 収 入	900,000	48,003	851,997	5.3	法令集・パンフレット代金、受取利息
運営準備積立預金取崩収入	34,000,000	25,000,000	9,000,000	73.5	
退職給付引当預金取崩収入	0	51,811,491	△ 51,811,491	—	
当 期 収 入 合 計 (A)	34,900,000	83,958,930	△ 49,058,930	240.6	
前 期 繰 越 収 支 差 額	7,825,000	8,294,442	△ 469,442	106.0	
収 入 合 計 (B)	42,725,000	92,253,372	△ 49,528,372	215.9	

(注) 差異の△印は予算対比収入増を示す。

(支出の部)

単位：円

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	執行率	摘 要
事 業 費	19,099,000	17,986,553	1,112,447	94.2	
1. 制度改善推進事業費	11,009,000	10,829,448	179,552	98.4	
制度改善検討費	273,000	45,648	227,352	16.7	諸会議運営、会議資料作成費
市場活性化事業分担金	10,736,000	10,783,800	△ 47,800	100.4	みんコモ運営費、セミナー関連費、 TOCOMスクエア運営協力費
2. 企画調査事業費	4,588,000	3,865,105	722,895	84.2	
統計資料作成費	3,273,000	3,007,419	265,581	91.9	制度調査費
制度調査研究費	1,107,000	705,016	401,984	63.7	データ処理関連費
調査資料購入費	208,000	152,670	55,330	73.4	資料購入費
3. 情報発信費	3,502,000	3,292,000	210,000	94.0	
情報発信実施費	2,654,000	2,530,000	124,000	95.3	HP運営諸費
協会事業推進費	848,000	762,000	86,000	89.9	協会事業支援広報費

単位：円

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	執行率	摘 要
事 務 所 費	15,880,000	66,188,631	△ 50,308,631	416.8	%
給 与 費	10,951,000	10,859,548	91,452	99.2	役職員報酬給与
退 職 金	0	51,811,491	△ 51,811,491	—	役員退任慰労金
福 利 厚 生 費	1,710,000	1,506,227	203,773	88.1	社会保険料、健診補助等
旅 費 交 通 費	426,000	361,859	64,141	84.9	会議出席旅費、出張旅費
通 信 費	180,000	165,402	14,598	91.9	電話・郵便・ネット通信料等
什 器 備 品 費	108,000	27,124	80,876	25.1	事務用器具等購入費
図 書 印 刷 費	184,000	122,956	61,044	66.8	事業報告書・挨拶状印刷費
会 議 費	610,000	559,511	50,489	91.7	理事会等開催諸費
消 耗 品 費	117,000	34,386	82,614	29.4	事務用消耗品費
借 料 及 損 料	907,000	527,724	379,276	58.2	事務所借料
諸 費	687,000	212,403	474,597	30.9	関係先慶弔費・銀行手数料等
退職給付引当預金支出	4,746,000	4,846,000	△ 100,000	102.1	退職給付引当金要繰入額
予 備 費	3,000,000	1,425,533	1,574,467	47.5	
当 期 支 出 合 計 (C)	42,725,000	90,446,717	△ 47,721,717	211.7	
当 期 収 支 差 額 (A)－(C)		△ 6,487,787			
次 期 繰 越 収 支 差 額 (B)－(C)		1,806,655			

(注) 差異の△印は予算対比支出増を示す。

2. 正味財産増減計算書

〔 自 平成30年 4月 1日 〕
〔 至 平成31年 3月31日 〕

単位：円

科 目	金 額		
I 増 加 の 部			
1. 資産増加額			
退職給付引当預金増加額	4,846,000	4,846,000	
2. 負債減少額			
退職給付引当金取崩額	51,811,491	51,811,491	
増 加 額 合 計			56,657,491
II 減 少 の 部			
1. 資産減少額			
当期収支差額	6,487,787		
什 器 備 品 除 却 額	4		
退職給付引当預金取崩額	51,811,491		
運営準備積立預金取崩額	25,000,000	83,299,282	
2. 負債増加額			
退職給付引当金繰入額	4,846,000	4,846,000	
減 少 額 合 計			88,145,282
当 期 正 味 財 産 減 少 額			31,487,791
前 期 繰 越 正 味 財 産 額			158,818,671
期 末 正 味 財 産 合 計 額			127,330,880

3. 貸 借 対 照 表

〔平成31年 3月31日現在〕

単位 ： 円

科 目	当年度期末	前年度期末	差 異
資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	1,196,277	8,911,299	△ 7,715,022
立替金(法令集作成費)	698,382		
流動資産合計	1,894,659	8,911,299	△ 7,016,640
2. 固定資産			
什器備品	4,100,000	4,100,004	△ 4
退職給付引当預金	16,146,000	63,111,491	△ 46,965,491
運営準備積立預金	121,424,225	146,424,225	△ 25,000,000
固定資産合計	141,670,225	213,635,720	△ 71,965,495
資産合計	143,564,884	222,547,019	△ 78,982,135
負債の部			
1. 流動負債			
預り金(社会保険料等)	88,004	616,857	△ 528,853
流動負債合計	88,004	616,857	△ 528,853
2. 固定負債			
退職給付引当金	16,146,000	63,111,491	△ 46,965,491
固定負債合計	16,146,000	63,111,491	△ 46,965,491
負債合計	16,234,004	63,728,348	△ 47,494,344
正味財産	127,330,880	158,818,671	△ 31,487,791
負債・正味財産合計	143,564,884	222,547,019	△ 78,982,135

4. 財 産 目 録

〔平成31年 3月31日現在〕

単位：円

科 目	金 額		
I 資 産 の 部			
1. 流 動 資 産			
現 金（手許現金在高）	18,302		
普 通 預 金（みずほ銀行）	1,177,975		
立 替 金（法令集作成費）	698,382		
流 動 資 産 合 計		1,894,659	
2. 固 定 資 産			
什 器 備 品（書棚・絵画等）	4,100,000		
退職給付引当預金（みずほ銀行）	16,146,000		
運営準備積立預金（定期預金・みずほ銀行）	100,000,000		
運営準備積立預金（普通預金・みずほ銀行）	21,424,225		
固 定 資 産 合 計		141,670,225	
資 産 合 計			143,564,884
II 負 債 の 部			
1. 流 動 負 債			
預 り 金（雇用保険等）	88,004		
流 動 負 債 合 計		88,004	
2. 固 定 負 債			
退職給付引当金	16,146,000		
固 定 負 債 合 計		16,146,000	
負 債 合 計			16,234,004
正 味 財 産			127,330,880

5. 計算書類に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却について

什器備品 …………… 定率法による減価償却を実施している。

(2) 引当金の計上基準について

退職給付引当金 …………… 期末退職給付の要支給額に相当する金額を計上している。

(3) 資金の範囲について

資金の範囲には、現金・預金、未収金・未払金、前払費用及び立替金・預り金を含めている。
なお、当期末残高は下記2.に記載のとおりである。

2. 次期繰越収支差額の内容は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期末残高
現 金 預 金	1,196,277
立 替 金	698,382
合 計	1,894,659
預 り 金	88,004
合 計	88,004
次期繰越収支差額	1,806,655

3. 固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	取得価格	減価償却累計額	当期償却額	当期末残高
什 器 備 品	5,540,768	1,440,764	4	4,100,000
合 計	5,540,768	1,440,764	4	4,100,000

【参 考】

退職給付引当金

前 期 末 残 高	63,111,491 円
当 期 取 崩 額	51,811,491 円
当 期 繰 入 額	4,846,000 円
当 期 末 残 高	16,146,000 円

監 查 報 告 書

監 査 報 告 書

平成 31 年 5 月 9 日

監 事 成 道 秀 雄 ㊞

監 事 釧 持 宏 昭 ㊞

日本商品先物振興協会監事 2 名により、平成30年度（平成30年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日まで）における事業の執行状況及び会計の処理状況について、関係書類及び会計帳簿等に基づき監査を実施した結果、その業務及び会計の処理は、定款、経理処理規程等の諸規程に則り、かつ、下記の事業報告書及び財務諸表の表示方法は、関係諸法令及び公益法人において一般に公正妥当なものとして採用されている会計慣行の定めるところに準拠し、それぞれ当該年度中における事業執行の状況と資産・負債の状態並びに収入・支出及び資金の調達源泉とその運用の状況とを適正に表示しており、総体として本決算は適法かつ適正なものとしたのでご報告いたします。

記

1. 平成30年度事業報告書
2. 平成30年度決算財務諸表
 - (1) 収支計算書
 - (2) 正味財産増減計算書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 財産目録
 - (5) 計算書類に対する注記

資 料

- 資料 1. 会員名簿
- 資料 2. 組織図
- 資料 3. 役員・委員会名簿
- 資料 4. 主要会議

〔 資 料 １ 〕 会 員 名 簿

(平成31年3月31日現在)

(会 員 名)	(会 員 代 表 者 名)	(所 在 地)
I G 証 券 (株)	代表取締役専務 野 口 文 男	〒105-7110 東京都中央区京橋 3-1-1
(株) ア ス テ ム	代表取締役社長 北 川 具 宏	〒540-6591 大阪府大阪市中央区大手前 1-7-31
今 村 証 券 (株)	代表取締役社長 今 村 九 治	〒920-0906 石川県金沢市十間町 25
岡 地 (株)	代表取締役社長 岡 地 和 道	〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄 3-7-29
岡 藤 商 事 (株)	取締役相談役 古 田 省 三	〒104-0033 東京都中央区新川 2-12-16
岡 安 商 事 (株)	取締役社長 姫 野 健 一	〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜 2-3-8
カネツ F X 証 券 (株)	代表取締役社長 水 野 慎 次 郎	〒103-0005 東京都中央区日本橋久松町 12-8
クリエイトジャパン(株)	代表取締役社長 堀 川 貢 司	〒104-0061 東京都中央区銀座 3-14-13
K O Y O 証 券 (株)	代表取締役副会長 村 上 久 広	〒103-0004 東京都中央区東日本橋 2-13-2
(株) コ ム テ ッ ク ス	代表取締役社長 有 馬 誠 吾	〒550-0011 大阪府大阪市西区阿波座 1-10-14
(株) さくらインベスト	代表取締役 宮 井 智 浩	〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田 2-5-6
サンワード貿易(株)	代表取締役社長 依 田 年 晃	〒162-0822 東京都新宿区下宮比町 3-2
セントラル商事(株)	代表取締役社長 坂 本 圭 隆	〒104-0033 東京都中央区新川 1-24-1
ソシエテ・ジェネラル証券(株)	代 表 取 締 役 グループ・カントリー・ヘッド ラファエル・シエミナ	〒100-8206 東京都千代田区丸の内 1-1-1
第 一 商 品 (株)	代表取締役社長 正 垣 達 雄	〒150-0045 東京都渋谷区神泉町 9-1
大 起 産 業 (株)	代表取締役社長 田 中 弘 晃	〒460-0003 愛知県名古屋市中区錦 2-2-13
日 産 証 券 (株)	代表取締役会長 二 家 勝 明	〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸殻町 1-38-11
(株) フ ジ ト ミ	代表取締役社長 細 金 英 光	〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸殻町 1-15-5
北 辰 物 産 (株)	代表取締役社長 釧 持 宏 昭	〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-9-2
豊 商 事 (株)	代表取締役会長 多々良 實 夫	〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸殻町 1-16-12
ローズ`・コモテ`ィティ(株)	代表取締役社長 藤 澤 欽 弥	〒542-0081 大阪府大阪市中央区南船場 2-12-5

以上 21 社

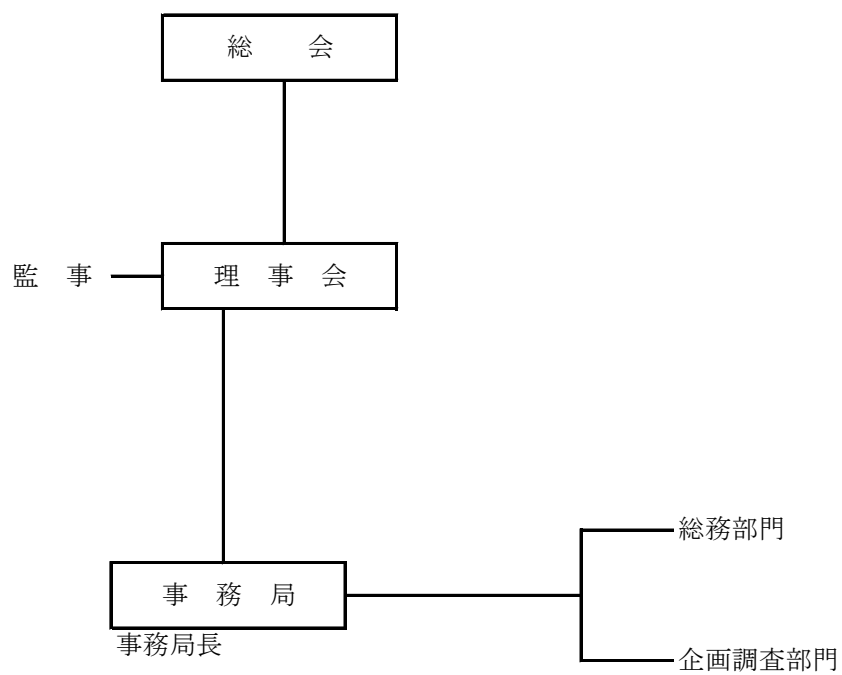
【 準会員 】

(準 会 員 名)	(会 員 代 表 者 名)	(所 在 地)
カネツ商事(株)	代表取締役社長 塩 飽 誠	〒103-0005 東京都中央区日本橋久松町 12-8
日本フィナンシャルセキュリティーズ(株)	代表取締役社長 小 崎 隆 司	〒104-0033 東京都中央区新川 2-12-16

以上 2 社

〔資料 2〕日本商品先物振興協会 組織図

(平成31年3月31日現在)



〔 資 料 3 〕 役 員 ・ 委 員 会 名 簿

(平成 31 年 3 月 31 日現在)

1. 役 員

会 長	多々良 實 夫	豊商事(株) 会長
副 会 長	依 田 年 晃	サンワード貿易(株) 社長
理 事	有 馬 誠 吾	(株)コムテックス 社長
理 事	宇佐美 洋	多摩大学大学院 教授 (会員外)
理 事	岡 地 和 道	岡地(株) 社長
理 事	姫 野 健 一	岡安商事(株) 社長
理 事	二 家 勝 明	日産証券(株) 会長
理 事	古 田 省 三	岡藤商事(株) 相談役
理 事	細 金 英 光	(株)フジトミ 社長
理 事	谷 口 太 郎	会員外

以上 10 名

監 事	成 道 秀 雄	成蹊大学経済学部 教授 (会員外)
監 事	釧 持 宏 昭	北辰物産(株) 社長

以上 2 名

〔資料 4〕主要会議

1. 総会等

(1) 総会

① 通常総会

- | | | | |
|------|----|---|--------|
| 第19回 | 日時 | 平成30年6月13日（水） | 14：00～ |
| | 議案 | 1. 平成29年度事業報告（案）及び収支決算（案）について
2. 役員の改選について | |

② 臨時総会

- | | | | |
|------|----|--|--------|
| 第21回 | 日時 | 平成31年3月13日（水） | 14：45～ |
| | 議案 | 1. 平成31年度事業計画（案）について
2. 平成31年度収支予算（案）について | |

(2) 会員等代表者懇談会

① 会員代表者懇談会

- | | | | |
|--|----|-----------------------------------|--------|
| | 日時 | 平成30年9月21日（金） | 14：00～ |
| | 議案 | 1. 業界の現状と先物協会の今後の運営について
2. その他 | |

② 商先業者代表者懇談会

- | | | | |
|--|----|------------------------------------|--------|
| | 日時 | 平成30年12月11日（火） | 13：30～ |
| | 議案 | 1. 総合取引所に関する現在の議論の状況について
2. その他 | |

2. 理事会等

(1) 理事会

- | | | | |
|-------|----|--|--------|
| 第129回 | 日時 | 平成30年5月29日（火） | 12：00～ |
| | 議案 | 1. 平成29年度事業報告（案）及び収支決算（案）について
2. 通常総会の開催について
その他（報告事項）
会員の異動等について | |

- | | | | |
|-------|----|---|--------|
| 第130回 | 日時 | 平成30年9月18日（火） | 12：00～ |
| | 議案 | 1. 平成31年度税制改正要望（案）について
2. 常設委員会の廃止に伴う関係規則の改正（案）について
その他（報告事項）
(1) 会員役員懇談会（平成30年8月9日開催）の議論のポイントについて
(2) 商品市場の現況等について | |

(3) 会員の異動及び今後の会議日程について

第131回 日 時 平成30年11月28日（水） 10：00～
意見交換 規制改革推進会議の答申について
その他

第132回 日 時 平成31年2月26日（火） 12：00～
議 案 1．平成31年度事業計画（案）について
2．平成31年度収支予算（案）について
3．臨時総会の開催（案）について
その他（報告事項）
(1) 税制要望の状況について
(2) 総合取引所に係る近時の各種報道の概要について
(3) 会員の異動及び理事会開催日程について

(2) 会員役員懇談会

日 時 平成30年8月9日（木） 13：30～
議 案 1．東商取を巡る商品先物業界の環境について
2．その他

以上

〔資料 5〕総務関係資料

平成 30 年度事業計画

1. 望ましい金融所得税制の実現に向けた取組（継続）
個人投資家がリスク資産に投資しやすい環境を整備するため、引き続き、デリバティブ取引による損益と上場株式の譲渡損益との通算等を可能とする税制（金融所得課税の一体化）の早期実現に取り組む。
今年度は、損益通算が実現した場合の減税見込額を算定するため、投資家に向けたアンケート調査を実施する。
2. 商品先物関係団体の運営のさらなる効率化に向けた取組
商品先物取引業者の経営環境が厳しさを増す中、団体運営のさらなる効率化を追求するため、日商協と本会の組織統合に係る課題整理を行う。
3. 純資産額規制比率の算定方法の明確化（継続）
オブション取引に係るリスク相当額の計算方法の明確化について、引き続き主務省と協議する。
4. 協会ホームページを通じた各種情報の発信（継続）
以下の項目を含む各種情報を掲載・発信することで、商品先物取引の活性化に貢献していく。
(1) 本会に対して協賛要請のあった会員セミナーの一覧
(2) 農産物アナリストによるとうもろこし・大豆の期末在庫予測に関する情報
(3) コモディティアナリストによる市況予測（コモディティボイスネット）
(4) 出来高、取組高推移等の統計情報
(5) 純資産額規制比率の市場リスク相当額に係る自動計算シートの配付

以上

〔資料 5－（1）〕

平成 31 年度事業計画

1. 総合取引所の実現に向けた取組
総合取引所の実現に向けて、会員を含めた事業者の意見集約、関係者に向けた意見具申等を適宜行い、その円滑な推進を支援する。
2. 望ましい金融所得税制の実現に向けた取組（継続）
個人投資家がリスク資産に投資しやすい環境を整備するため、引き続き、デリバティブ取引による損益と上場株式の譲渡損益との通算等を可能とする税制（金融所得課税の一体化）の早期実現に取り組む。
3. 商品先物関係団体の運営のさらなる効率化に向けた取組（継続）
商品先物取引業者の経営環境が厳しさを増す中、団体運営のさらなる効率化を追求するため、日商協と本会の組織統合に係る課題整理を行う。
4. 純資産額規制比率の算定方法の明確化（継続）
オブション取引に係るリスク相当額の計算方法の明確化について、引き続き主務省と協議する。
5. 協会ホームページを通じた各種情報の発信（継続）
以下の項目を含む各種情報を掲載・発信することで、商品先物取引の活性化に貢献していく。
(1) 本会に対して協賛要請のあった会員セミナーの一覧
(2) 農産物アナリストによるとうもろこし・大豆の期末在庫予測に関する情報
(3) コモディティアナリストによる市況予測（コモディティボイスネット）
(4) 出来高、取組高推移等の統計情報
(5) 純資産額規制比率の市場リスク相当額に係る自動計算シートの配付

以上

〔資料 5－（2）〕

常設委員会の廃止に伴う関連規則の改正について

業界を巡る環境が激しく変化する近年の情勢に鑑みて、諸課題の検討については、従来の常設委員会において行うのではなく、検討テーマが持ち上がる都度、委員を委嘱する「特別委員会」においておこなうことが合理的である。そこで、常設委員会については、これを廃止し、「常設委員会及び特別委員会規則」について、所要の改正を施すこととしたい。

具体的には、以下の「改正のポイント」を踏まえて、後掲の新旧対照表の通りに改正することとしたい。

1. 改正のポイント

(1) 定款35条第1項で「本会は、事業の円滑な遂行を図るため、必要と認めるときは、理事会の決議により常設委員会又は臨時に特別委員会を設けることができる。」と規定。

(2) 上記定款の規定を受けて、「常設委員会及び特別委員会規則」において委員会の組織及び運営等に関し必要な事項を規定。

(3) 同規則第2条において、常設委員会の種類を「総合政策委員会」「市場振興委員会」としているのもので、この条項については削除することとしたい。

(4) 同第3条において、委員会の構成に関する事項を規定しているところであり、これについては、以下の通りの改正を施したい。

① 第3条 委員会の構成（＝委員の資格要件、委員の総数、委員長に関する規定）

第1項 総合政策委員会の委員の資格要件

第2項 市場振興委員会の委員の資格要件

第3項 委員会ごとの委員の総数

第4項 委員長・副委員長の設置について

第5項 委員長職務について

第6項 副委員長の職務について

⇒第1、2項を削る。第3～6項は項番を上げる。

【参考】同4条～同11条において、委員会の運営等に関する以下の事項を規定しているところ、これについては特別委員会の運営等に関する準用事項となっていることから、改正することなく、維持することとしたい。

① 第4条 委員の任期等

第1項 委員会の委員長は理事会の理事の所属する会員の役員のうちから、理事会の同意を経て、会長が委嘱する。

第2項 委員は、委員長の推薦を受けて、会長が委嘱する。

第3項 副委員長は委員のうちから、委員長が指名する。

第4項 委員の任期は2年とする。

＊第1～3項の規定は特別委員会に準用。

② 第5条 委員会の招集権者

③ 第6条 議決方法等

④ 第7条 書面による審議

⑤ 第8条 会長、副会長の出席権

⑥ 第9条 代理人等による出席

⑦ 第10条 小委員会の設置について

⑧ 第11条 議事録の作成について

2. 新旧対照表

改正後	改正前
第2条 削除	(種類及び所掌事項) 第2条 常設委員会(以下、「委員会」という。))の種類及び所掌事項は、次のとおりとする。 (1) 総合政策委員会 ① 商品デリバティブ取引に係る基本的制度に関する事項 ② 商品先物取引業界の組織構造に関する事項 (2) 市場振興委員会 ① 商品市場の振興策に関する事項 ② 商品先物取引業の活性化に資する営業支援策に関する事項 ③ 商品デリバティブ取引の普及啓蒙に関する事項
(構成) 第3条 削る	(構成) 第3条 前条第1号に規定する委員会は、理事、会員の役員並びに取引所及び関係団体の役職員のうちから選任する委員をもって構成する。

削る	2 前条第2号に規定する委員会は、会員の役員であつて営業責任者又はそれに相当する職にある者のうちから選任する委員をもって構成する。 3 委員会ごとの委員の総数は5人以上 15 人以内とする。 4 委員会に、委員長1名及び副委員長2名以内を置く。 5 委員長は、会議の議長となり、理事会の諮問事項に関する委員会の審議結果を理事会に報告する。 6 副委員長は、委員長を補佐して、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。
----	---

3. 施行期日

この規定の改正は、平成 30 年 9 月 18 日から施行する。

以上

〔資料 6〕 制度改善事業関係資料

エネルギー分野の規制改革に関する意見（抜粋）

平成 30 年 5 月 18 日
規制改革推進会議

1. 改革の必要性

電力システムは、広域的運営推進機関の設立から小売全面自由化を経て、2020 年に予定される発送電分離まで、スケジュールに沿って改革が行われている。卸市場活性化など競争促進のための取組も進められてきたが、価格メカニズムが機能する競争的市場の実現にはまだ多くの課題がある。

重要な課題の一つが、電力先物市場の創設である。電力先物は、自由化に伴う価格変動リスクに対応するために欠かせない。このため、電力システム改革がスタートした 2015 年から上場についての議論が行われ、既に具体的な検討もなされている。しかし、公正・透明な価格形成の機能を持ち、市場参加者の信頼を得る先物市場にするには、それにふさわしい取引所が必須である。この観点から、電力先物市場の取引所の在り方について、2. の提言を行う。

他方、ガスシステムは、2017 年 4 月に都市ガスの小売全面自由化が行われたものの、家庭向けに供給する新規事業者は 18 社（2018 年 3 月末、予定含む）、他社へのスイッチング率は 3％（2018 年 2 月まで）など、いまだその成果は限定的である。競争促進のための取組は不十分なものとどまっており、今後のスケジュールも決められていない。都市ガスは、供給区域が国土の約 6％（全世帯の 67％）を占めるに過ぎないことや、ごく少数の大企業と多数の中小企業からなる市場であることなど、電力とは市場構造が大きく異なる。また、ガス漏れが引き起こす事故の大きさから、保安面で新規参入のハードルが高くなるという難しさもある。

しかし、一段の競争促進のために取り組むべき課題は多い。利用者がガスシステム改革の恩恵を享受するために、少なくとも、3. に提言する課題に取り組むべきである。ガス料金の低廉化のみならず、電力とガスの組合せ、ガスと他のサービスとの組合せなど、多様なエネルギー関連サービスを提供できることや、早急に具体策を検討し、電力と歩調を合わせたシステム改革を行うべきである。

2. 電力先物市場の在り方について

経済産業省が設置した「電力先物市場の在り方に関する検討会」は、本年 4 月に報告書を取りまとめた。ここでは、商品取引所において電気事業者等との間で上場に向けた議論を早急に深めるべきとされている。

しかし、現時点で上場が想定される東京商品取引所は、発足から 2017 年 3 月期までの 5 年間のうち 3 期で連結最終赤字を計上するなど、経営不振が続いているとみられる。海外の取引所と比較して、取引規模も著しく小さい。例えば、清算機関である日本商品清算機構における取引証拠金の預託金額は、CME グループ（シカゴ・マーカンタイル取引所など米国内の 4 取引所）の清算機関の約 90 分の 1、ICE（インターコンチネンタル取引所）の米国清算機関の約 9 分の 1 に過ぎない。

電力先物市場では、電力会社などの巨大なブレイヤーが参加し、1 件当たりの取引も大規模になることが見込まれる。資本力、人的資源、経験等の面からみて、東京商品取引所のみで信頼性が高く、市場参加者にとって使いやすい市場を形成するには課題が多いと言わざるを得ない。また、電力会社の内部情報を用いたインサイダー取引のおそれなど、他の商品先物市場に比べ、不正取引への対応も重要である。

電力先物の上場は、電力システム改革を実現させるための重要な要素である。多くの市場参加者により十分な流動性を確保し、公正・透明な価格の形成機能を担わねばならない。これらを取引所が実現できず、また取引関係者の十分な理解を得られないまま、拙速に電力先物を上場させることがあるべきでない。電力先物市場の創設が、東京商品取引所の経営改善の手段として利用されるようには断じてあってはならない。電力システム改革を成功させる観点から、電力先物の上場の在り方を検討すべきである。

したがって、国は、公正・透明な価格形成の機能を持ち十分な流動性のある電力先物市場の実現のために、不正取引対策の整備のほか、東京商品取引所単独での取組にこだわらず、実績のある海外の取引所との緊密な提携や総合取引所の創設など上場に向けた所要の整備を行うべきである。

3. ガス小売市場における競争促進のために

(1) 現行の標準熱量制から熱量バンド制への移行

我が国では「標準熱量制^(注1)」が採用され、LNG に LPG を添加して熱量を調整したガスでなければ、都市ガス事業者（一般ガス導管事業者）の導管（パイプライン）に流通させることができない。また、都市ガス事業者以外の者による導管網の整備も一定の範囲に制限されている^(注2)。これらの結果、LNG を輸入して都市ガスの小売供給を行う事業者にとっては、熱量調整設備の確保が実質的な参入要件、参入障壁となっている。

一方、欧州各国や韓国など諸外国では、一定の範囲（バンド）内の熱量で都市ガスを供給することができ「熱量バンド制」が採用されている。現行の標準熱量制をやめ、熱量バンド制に移行すれば、小売事業者の新規参入を促すだけでなく、熱量調整に要する費用が軽減し、ガス料金の引下げにつながる可能性がある。また、熱量が異なる導管でも広域的に接続しやすくなり、地域間の競争が促進される。工業炉など微妙な熱量調整を必要とする需要家は存在するが、一部の需要家のためにガス全体の熱量調整をするのは無駄で

規制改革推進に関する第3次答申（抜粋）

～ 来るべき新時代へ ～

平成30年6月4日

規制改革推進会議

する観点から、これまで会議に出された意見⁷も踏まえつつ、放送政策の在り方について総合的に点検を行う。

(7) エネルギー分野の規制改革（電力先物市場の在り方）

電力・ガスの自由化は、第二次安倍内閣発足以降になされた重要な岩盤規制改革の一つである。その現状と課題について検証を行った。

そのうち、電力システムは、広域的運営推進機関の設立から小売全面自由化を経て、平成32年に予定される発送電分離まで、スケジュールに沿って改革が行われている。卸市場活性化など競争促進のための取組も進められてきたが、価格メカニズムが機能する競争的市場の実現にはまだ課題がある。

残された重要な課題の一つが、電力先物市場の創設である。電力先物は、自由化に伴う価格変動リスクに対応するために欠かせない。このため、電力システム改革がスタートした平成27年から上場についての議論が行われ、既に具体的な検討もなされている。しかし、公正・透明な価格形成の機能を持ち、市場参加者の信頼を得る先物市場にするには、それにふさわしい取引所が必須である。

以上を踏まえ、電力先物市場の在り方について検討を行い、これらの検討の成果を取りまとめた。

① 電力先物市場の在り方の再検討

【直ちに検討開始、電力システム改革の観点から市場創設が適当と考えられる時期までに結論、必要に応じて速やかに措置】

電力先物市場の創設は、電力システム改革を実現させるための重要な要素であり、同改革を成功させる観点から、電力先物市場の在り方を検討すべきである。電力先物市場では、電力会社などの巨大なプレイヤーが参加し、1件当たりの取引も大規模になることが見込まれるが、資本金、人的資源、経験等の面からみて、現在具体的な検討に着手している東京商品取引所が単独で、信頼性が高く、市場参加者にとって使いやすい市場を形成するには課題が多いと言わざるを得ない。また、電力会社の内部情報を用いたインサイダー取引のおそれなど、他の商品先物市場に比べ、不正取引への対応も重要である。これらが実現されず、また取引関係者の十分な理解を得られないまま、拙速に電力先物を上場させるべきではない。

したがって、公正・透明な価格形成の機能を持ち十分な流動性のある電力先物市場の実現のために、インサイダー取引など不正取引への対策を整備する。また、市場創設に先立ち、東京商品取引所単独での取組以外に、実績ある海外取引所との提携、総合取引所の創設とを比較検証の上結論を得て、その実現のために必要に応じて措置を講ずる。

⁷ 規制改革推進会議第28、33、34回及び同投資等ワーキング・グループ第14、15、17、18、19、20、23、25、26、27、28、31、32、33、34、36、37、38回資料及び議事録参照。

規制改革実施計画（抜粋）

(6)放送を巡る規制改革（電波の有効活用その他）

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
27	電波の有効活用	放送用周波数の更なる有効活用を図るため、総務省において利用状況の調査、有効活用のための方策の調査検討などを行う。	平成30年度検討開始、平成31年度上期に中間取りまとめ	総務省
28	新たなCAS機能の今後の在り方の検討	通信と放送の更なる融合が進む中で、4K・8K時代を迎えるに当たって、地上波、衛星放送、インターネットなど多様な伝送方式について、消費者が自由に選択でき、また費用負担の在り方などについての検討が得られるよう、以下の措置を講ずる。 a 総務省を含めた関係者による普及啓発活動等を進めるとともに、当該周知活動の中で、テレビ受像機に搭載される新CAS機能について、十分に消費者に情報提供を行う。 b 新CAS機能搭載の機器に關しては、故障時などにおいて消費者の負担を低減させる必要があるとの指摘や、スクランブル解除機能と契約者識別機能が一体化されているが、これを分離すべきとの指摘を踏まえて、一方で既に現在の仕様に基ついて本年12月の放送開始に向けて商品開発、設備投資が進んでいることも考慮しつつ、新たなCAS機能の今後の在り方について、消費者を含め幅広く関係者を集めた検討の場を総務省において早期に設置し、検討を促す。 総務省は、Society5.0に向け、通信と放送の更なる融合を始めとする技術革新など、放送を取り巻く国内外の環境変化に合わせた放送の在るべき姿を実現する観点から、これまでに規制改革推進会議に出された意見（※）も踏まえつつ、放送政策の在り方について総合的に点検を行う。 ※規制改革推進会議第28、33、34回及び同投資等ワーキング・グループ第14、15、17、18、19、20、23、25、26、27、28、31、32、33、34、36、37、38回資料及び議事録参照。	a: 平成30年度上期速やかに実施 b: 平成30年内速やかに実施	総務省
29	その他		平成31年内に実施	総務省

(7)エネルギー分野の規制改革（電力先物市場の在り方）

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
30	電力先物市場の在り方の再検討	公正・透明な価格形成の機能を持ち十分な流動性のある電力先物市場の実現のために、インサイダー取引など不正取引への対策を整備する。また、市場創設に先立ち、東京商品取引所単独での取組以外に、実績ある海外取引所との提携、総合取引所の創設とを比較検証の上結論を得て、その実現のために必要に応じて措置を講ずる。	直ちに検討開始、電力システム改革の観点から市場創設が適当と考えられる時期までに結論、必要に応じて速やかに措置	経済産業省

平成30年6月15日
閣議決定

未来投資戦略 2018（抜粋）

—「Society 5.0」「データ駆動型社会」への変革—

経済成長や国民生活の向上を図るためには、金融・資本市場が十分に機能を発揮し、質の高いサービスが提供されとともに、資金の最終的な出し手である家計の金融資産がバランスのとれたポートフォリオに移行していくことが重要である。

そのためには、市場の各主体が、相互牽制の下、より高次の専門性を発揮することにより、市場における自らの責務を果たし、リスクとリターンの適切な評価が行われる、より良い均衡を実現していくことが必要である。

このため、以下の取組を総合的に進めていく。

①「顧客本位の業務運営」の確立と定着

- ・「顧客本位の業務運営に関する原則」を踏まえ、金融機関の営業現場まで顧客本位の業務運営が浸透していくよう、金融機関等に対するモニタリングを実施し、その結果を踏まえ、金融機関間で比較可能な共通KPIの公表等により、金融機関の取組の「見える化」を一層進める。

②家計の安定的な資産形成の促進

- ・本年1月にスタートしたつみたてNISAの普及や利用促進を図る観点から、利便性向上に向けた方策を検討するとともに、官民における職場環境の整備（「職場つみたてNISA」の導入）を促進する。また、スマートフォン等を情報源とする若年世代に対しても効果的に働きかけを行うため、新たな情報発信チャネルを通じた取組を進める。

③高齢化社会に適合した金融サービスの提供

- ・確定拠出年金（DC）について、本年5月に施行される中小事業主掛金納付制度や簡易企業型年金制度の周知を行うとともに、個人型確定拠出年金（iDeCo）も含め、運営管理機関の営業職員による加入者等への運用の方法の情報提供を可能とするなど、私的年金制度の普及・充実を図る。
- ・金融機関における、老後の資産運用・取崩しを含めた資産の有効活用に適した金融商品・サービスの提供のほか、成年被後見人の財産の保護の仕組みの充実など、高齢者が安心して資産の有効活用を行えるようにする環境整備を図る。

④金融・資本市場の利便性向上と活性化

- ・引き続き、総合取引所を可及的速やかに実現するとともに、電力先物市場について、電気事業者等との調整を踏まえた円滑な開設を早急に確保するよう、積極的に取り組む。また、決済リスクの削減や市場の

平成 30 年 6 月 15 日

規制改革推進会議 第3期 重点事項（抜粋）

- 来るべき新時代へ -

（★）は緊急に取り組むべき事項

1. 第四次産業革命のイノベーション・革新的ビジネスを促す規制・制度の改革

（1）オンラインによる遠隔教育など教育における最新技術の活用

- ・プログラミング、英会話など広く様々な分野において質の高い教育が提供されるよう、オンラインによる遠隔教育について大胆な目標を設定し、遠隔地に限らず広く小中学校で導入が進むよう、制度改革に緊急に取り組む。（★）
- ・日本中の子どもたちに世界最先端の質の高い教育を提供するため、オンライン教育に加えて、AI、ビッグデータなどの最新技術を本格的に活用すべく制度改革を行う。

（2）フィンテック等による多様な金融サービスの提供

- ・利用者の多様なニーズに応じた金融サービスが提供されるようフィンテック関連の規制改革に取り組む。
- ・金融分野の技術革新やニーズの多様化に対応できるよう、縦割りの金融行政のあり方や規制構造を見直す。

（3）総合取引所の実現

- ・証券・金融分野と商品分野を一体的に取り扱う総合取引所の実現に向け緊急に取り組む。（★）

（4）電波制度改革

- ・2020年からの5G本格普及に向け、携帯電話事業者の競争促進を通じた成長の果実の国民への還元の仕組みについて緊急に検討する。（★）
- ・Society 5.0の実現に向け、国民の財産である電波について経済的価値を最大限に引き出す機動的な電波割当の仕組み、料金体系の見直しなどの電波制度改革に引き続き取り組む。
- ・新たな環境に対応したプラットフォーム・配信基盤の構築など、通信と放送の枠を超えたビジネスモデルが実現するよう規制・制度の改革を行う。

（5）医療分野におけるデータ・ポータビリティの実現

- ・健康・医療・介護における個人情報活用の動きが進んでいる。これが患者・国民のために役立つものとなるよう、データの標準化による医療機関等の情報連携強化、健診に関するデータの国民への提供促進に取り組む。また、次世代医療基盤法に基づく患者同意の合理化によって、民間ビジネスにおいても医療データが活用され、患者・国民に資するよう制度改革に取り組む。

（6）電子政府の推進による事業者負担の軽減

- ・中小企業向け補助金や社会保険の手続等に関し、ID・パスワード方式による

効率性の向上等を図るため、株式・社債等について来年中のT+2化の着実な実施を促す。

⑤東京国際金融センターの推進

- ・海外金融事業者の誘致促進等に向け、「国際金融都市・東京」構想の具現化を進める東京都とも連携しつつ、金融業の拠点開設サポートデスクを活用し、「ファストエントリ」を加速する。その際、許認可などの審査プロセスの効率化・迅速化・透明化を行い、海外で実績のある資産運用業者等の円滑かつスピーディーな登録を図る。

- ・監査監督機関国際フォーラム（IFIAR：昨年4月に東京に本部事務局を開設）において、グローバルな監査品質の向上のための議論に積極的に関与する等、本格的な稼働に向け、積極的に支援を行う。

⑥成長力強化に向けた民間によるリスクマネー供給の促進

- ・政府出資（産業投資）のより適切な管理運営の検討を進めつつ、産業投資を活用して民間資金の呼び水とし民間主導によるリスクマネーを供給する特定投資業務などの日本政策投資銀行の投資機能の強化や、産業革新機構の新ファンドの活用を図る。

総合取引所を実現するための提言

平成 30 年 11 月 8 日
規制改革推進会議

1. はじめに

証券・金融分野と商品分野を一体的に取り扱う総合取引所については、平成 19 年に策定された骨太の方針以降、累次の閣議決定が行われてきた。平成 24 年の金融商品取引法改正では、商品デリバティブについて、商品所管省庁と金融庁との協議・連携の仕組みを整えることで、規制監督を一元化し、総合的な取引所による横断的市場を実現できるようになった。

しかし、平成 25 年の日本取引所グループ（JPX）の発足以降、取引所の再編は進んでいない。総合取引所についても、「総合取引所を可及的速やかに実現する」旨が毎年の成長戦略に盛り込まれているにもかかわらず、関係者間の調整は進展せず、実現しないまま現在に至っている。

海外においては、証券・金融分野と商品分野のデリバティブ取引を同じ取引所グループで取り扱うことができる総合取引所が主流になっている。世界の商品市場は活況を呈し、2004 年から 2017 年までに、商品デリバティブ市場の出来高は約 8 倍に増加した。しかし、我が国は、勧誘規制の強化に加えて新たな投資家層の開拓が進まなかったことで低迷し、この間に出来高は約 5 分の 1 に減少している。

我が国の商品市場が価格形成機能を持ち、商品取引のリスク・ヘッジ機能が安定的に確保されるためには、商品デリバティブ市場をこれ以上衰退させてはならない。我が国の経済規模や、金融資本市場の規模に見合った商品市場を形成していくためにも、一刻も早く総合取引所を実現させるべきである。

2. 総合取引所の意義

・総合取引所の実現により、次のようなメリットが得られる。

- (1) 一元化された規制・インフラの下で取引が行われることで、市場参加者の利便性が高まる。これにより、内外の多様な投資家が取引に参加し、市場の流動性が高まる
- (2) より信頼度の高い清算機関を利用できれば、投資家の信頼感が高まる。また、市場参加者にとっては、全てのデリバティブ取引において信頼性の高い一つの清算機関を利用することで利便性が高まる
- (3) 国内外の多様な投資家が参加し、流動性が確保されれば、市場の価格形成能力や価格発見機能が高まる。これは、生産者、需要者に効率的なリスク・ヘッジの場

を提供することにつながるため、産業のインフラとしても重要である

- (4) 投資家にとっては証券・金融分野から商品分野までワンストップで参加できる取引所ができることにより、両分野の裁定取引等が可能になり、利便性が高まる
- (5) 市場運営のためのシステム投資負担が非常に重くなっている中、共同利用によって取引システム維持・運用や次期システムの企画・開発のためのコストが効率化される

・こうしたメリットは十分に理解されているにもかかわらず、これまで関係者間のコンセンサス形成にいたらずに月日が費やされ、証券・金融デリバティブと商品デリバティブを扱う取引所が別々に設立・運営されてきた。このことがグローバル投資家の市場参加のコストを高め、結果として多くのビジネス機会を喪失してきたことを認識すべきである。

・我が国が競争力ある商品デリバティブ市場を確立するために残された時間は少ない。今度こそ総合取引所を実現させるために、下記の事項について関係者の協議を行い、具体策を取りまとめるべきである。

3. 取り組むべき事項

- ① 東京商品取引所（TOCOM）と JPX の統合を含めた組織の在り方は、関係者間の協議に委ねられるべきものだが、形式的な一体化ではなく、実質的に総合取引所を実現させる方向で所要の措置が講じられることを期待する。
- ② 現在、TOCOM において上場されている商品デリバティブについて、JPX 傘下の取引所への戦略的な移管を検討し、例えば、大阪取引所において貴金属・原油等の商品デリバティブと株価指数等の証券デリバティブとをワンストップで取引できるよう、関係者間での協議を進めるべきである。
- ③ 金融商品取引所に商品デリバティブを上場する際に要する商品所管大臣の「同意」について、関係省は次の要件が重要な判断基準であるとしている。
「先物取引を公正かつ円滑にするために十分な取引量が見込まれること」
「構成品の生産及び流通を円滑にするために必要かつ適当であること」
しかし、総合取引所の実現可能性に過度の不透明感を与えないようにするには、同意するための要件よりも、“同意をしないケース”を含めた運用基準を明確化すべきである。
- ④ 総合取引所は可能な限り早期の実現を目指す。そのための具体的な制度設計は、今年度末を目途に結論を得ることとし、金融庁、経済産業省等において、関係者の協議を進める。その際、商品先物市場の活性化につながるよう、次の点の認識を共有化する

ことが重要である。

- a. 世界市場において我が国の商品先物市場が目指すべき位置付け
- b. 信用力の強化
- c. 新規参入者の増加による流動性向上の確実性
- d. プレイヤーのコスト負担が増加しない使い勝手のよい市場設計

また、上記③に述べた運用基準の明確化についても、今年度末を目途に結論を得るべきである。

⑤TOCOM と JPX との協議が順調に進展しない場合は、必ずしも望ましくはないが、金融商品取引所への商品デリバティブの上場が現実的な選択肢となる。その場合、金融商品取引法の改正により、所管大臣の協議・同意事項を撤廃することを検討すべきである。

⑥現在、電力先物市場の創設及びこれを含む総合エネルギー市場の創設が重要な課題となっているが、これは総合取引所の実現と同時並行的に進められる課題であり、どちらかを優先して考えるべきではない。

以上

規制改革推進に関する第 4 次答申 (抜粋)

平成 30 年 11 月 19 日

規制改革推進会議

許外教科担任制度の在り方に関する調査研究協力者会議報告書」では、同制度の利用を可能な限り縮小させるものの、担当教師への支援や研修の充実を前提に、現場の個別のニーズを適時に調整するための制度として、今後も存続させるべきとされている。しかし、「当分の間」の措置として創設され、65年が経過した今、これ以上の問題の放置は許されない。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

＜実施事項＞

プログラミング、英会話など広く様々の分野において質の高い教育を実現するため、指導体制の充実を図りつつ、5年以内のできるだけ早期に遠隔教育を希望する全ての小・中・高等学校で活用できるような包括的な措置を講じる。そのため、文部科学省において、中学校における遠隔教育の弾力的実施などについて、教育再生実行会議の議論を踏まえ検討し、工程表を含む中間取りまとめを行い、今年度末までに規制改革推進会議に報告する。

(2) 総合取引所の実現

【平成30年度措置】

＜基本的考え方＞

証券・金融分野と商品分野を一体的に取り扱う総合取引所については、平成19年に策定された『経済財政改革の基本方針2007』（骨太方針）以降、「総合取引所を可及的速やかに実現する」旨が毎年の成長戦略に盛り込まれ、金融商品取引法が2度にわたって改正されたにもかかわらず、関係者間の調整は進展せず、実現しないまま現在に至っている。

海外においては、証券・金融分野と商品分野のデリバティブ取引と同じ取引所（グループ）で取り扱うことができる総合取引所が主流になっている。世界の商品市場は活況を呈し、2004年から2017年までに、商品デリバティブ市場の出来高は約8倍に増加した。しかし、我が国は、勧誘規制の強化に加えて新たな投資家層の開拓が進まなかったことで低迷し、この間に出来高は約5分の1に減少している。

我が国の商品市場が価格形成機能を持ち、商品取引のリスク・ヘッジ機能が安定的に確保されるためには、商品デリバティブ市場をこれ以上衰退させてはならない。我が国の経済規模や、金融資本市場の規模に見合った商品市場を形成していくためにも、総合取引所を実現させるべきである。

総合取引所には、「総合取引所を実現するための提言」（平成30年11月8日）において指摘したように、様々なメリットがある。それにもかかわらず、我が国においては、証券・金融デリバティブと商品デリバティブを扱う取引所が別々に設立・運営されてきた。このことがグローバル投資家の市場参加のコストを高め、結果として多くのビジネス機会を喪失してきたことを認識すべきである。

以上の考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。なお、東京商品取引所（TOCOM）と日本取引所グループ（JPX）の統合を含めた組織の在り方は、関係者間の協議に委ねられるべきものだが、形式的な一体化ではなく、実質的に総合取引所を実現させる方向で所要の措置が講じられることを期待する。

＜実施事項＞

- a TOCOM において上場されている一部の商品デリバティブについて、JPX 傘下の取引所への戦略的な移管を検討し、例えば、大阪取引所において株価指数等の証券デリバティブとワンストップで取引できるようになることを期待する。そのために、金融庁、経済産業省等において、両取引所における協議が円滑に進むよう、関係者との協議を行う。
- b 金融商品取引所に商品デリバティブを上場する際に要する商品所管大臣の「同意」について、総合取引所の実現可能性に過度の不透明感を与えないよう、具体的かつ明確な運用基準を策定することとし、経済産業省等において、今年度末を目途に結論を得る。
- c 総合取引所をおおむね2020年度頃の可能な限り早期に実現できるよう、現在の実行計画を前倒すこととし、両取引所において協議が円滑に進むよう、今年度末を目途に目指すべき方向性について結論を得るべく、金融庁、経済産業省等において、関係者との協議を行う。その際、商品先物市場の活性化につながるよう、次の点の認識を共有化することが重要である。

- ・ 世界市場において我が国の商品先物市場が目指すべき位置付け
- ・ 信用力の強化
- ・ 新規参入者の増加による流動性向上の確実性
- ・ プレイヤーのコスト負担が増加しない使い勝手のよい市場設計

- d 現在、電力先物市場の創設及びこれを含む総合エネルギー市場の創設が重要な課題となっているが、どちらかを優先することなく、総合取引所の実現と同時に並行的に進める。

(3) モバイル市場における適正な競争環境の整備

【平成30年度実施】

＜基本的考え方＞

携帯電話業界は、MNO（Mobile Network Operator：移動体通信事業者）3社による寡占構造となっており、競争環境に関わる問題が生じてきた。これまで総務省は、競争促進の観点から、ネットワーク設備を有するMNOと、MNOからネットワークの借り出しを受けて事業に参入するMVNO（Mobile Virtual Network Operator：仮想移動体通信事業者）間で接続料の適正化、料金その他の提供条件の適正化、利用者事業者乗換えを容易にする観点からのSIMロック解除の推進、携帯端末販売の適正化等を推進してきたが、十分な競争条件が確保されたとはいえない。携帯電話業界が寡占状態となつていく一つの要因として、通信が装置産業であることが挙げられるが、今後5G導入に当たり膨大な通信設備投資が見込まれることから、実質的な参入障壁は更に高まるおそれがある。

また、公正取引委員会は、「携帯電話市場における競争政策上の課題について（平成30年度調査）」をはじめ、競争政策の観点から携帯電話事業者間の競争促進について、これまでMNO間やMNO・MVNO間における競争上の問題点、携帯電話と通信サービスのセット販売、2年縛り、4年縛り等を指摘しているほか、消費者庁も携帯電話に関する利用者からのトラブル等の相談について注意喚起を行ってきており、これらについては改善された点もあるが、依然として多くの課題も残されている。

総合取引所の組織形態・所管法律、本業界からの要望内容に対する法的措置の状況について

総合取引所に係るこれまでの経緯

2013年11月26日公表 金融庁資料「総合取引所における金融デリバティブ取引に係る不招請勧誘規制のあり方について」より抜粋

- 平成19年6月19日
(第1次安倍内閣) 「経済財政改革の基本方針2007～「美しい国」へのシナリオ～」閣議決定
 - ・ 取引所において、株式、債券、金融先物、商品先物など総合的に幅広い品揃えを可能とするための具体策等を検討し、結論を得る。
- 平成22年6月18日 「新成長戦略」閣議決定
 - ・ 「新金融立国」に向けた施策として、証券・金融、商品を扱う取引所が別々に設立・運営されているという現状に鑑み、2013年度までに、この垣根を取り払い、全てを横断的に一括して取り扱うことのできる総合的な取引所創設を図る制度・施策の可能な限りの早期実施を行う。
- 平成24年2月24日 「総合的な取引所検討チーム取りまとめ(金融庁・農水省・経産省)」公表
- 同年9月12日 「金融商品取引法等の一部を改正する法律」公布
 - ・ 総合取引所については、金融庁が一元的に規制・監督。
 - ・ 「商品の生産・流通」に対する悪影響を防止する観点から、金融庁と農水省・経産省との協議・連携を確保。
- 平成25年1月1日
(第2次安倍内閣) 東証・大証の経営統合、日本取引所グループ発足
- 同年1月11日 「日本経済再生に向けた緊急経済対策」閣議決定
 - ・ アジアNo.1市場の構築：「日本総合取引所」の創設に向けた取組の促進
- 同年6月14日 「規制改革実施計画」閣議決定
 - ・ 総合取引所の実現に向けた取組の促進：昨年9月に成立した改正金商法の着実な実施を始め、総合的な取引所の実現に向けて所要の整備に積極的に取り組む。

1. 総合取引所の形態

金：金商法 商：商先法

NO	項目	内容	金商法条文
1	金融商品取引所による商品市場の開設	株式会社金融商品取引所は、認可を受けて商品市場の開設を行うことができる。	金第87条の2第1項（業務の範囲）
2	金融商品取引所と商品取引所のグループ化	金融商品取引所又は金融商品取引所持株会社は、認可を受けて商品取引所を子会社として保有できる。	金第87条の3第1項（子会社の範囲（金融商品取引所））、 金第106条の24第1項（子会社の範囲（金融商品取引所持株会社））
3		商品取引所及び商品取引所持株会社は、金融商品取引所を金融商品取引法上の認可を受けることなく子会社として保有できる。	金第103条の2（議決権の保有制限）、 金第106条の10（認可等） 商第86条（議決権の保有制限） 商第96条の25（認可等）

2. 関連条文

（1）金商法

（業務の範囲）

第八十七条の二 金融商品取引所は、取引所金融商品市場の開設及びこれに附帯する業務のほか、他の業務を行うことができない。ただし、内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣の認可を受けた場合には、～（中略）～**商品先物取引をするために必要な市場の開設の業務**（株式会社金融商品取引所が行う場合に限る。）～（中略）～**及びこれらに附帯する業務を行うこと**～（中略）～**ができる。**

（1）金商法

（子会社の範囲）

第八十七条の三 金融商品取引所は、取引所金融商品市場の開設及びこれに附帯する業務を行う会社以外の会社を子会社としてはならない。ただし、内閣総理大臣の認可を受けた場合には、取引所金融商品市場の開設に関連する業務、**商品先物取引をするために必要な市場の開設の業務**（これに附帯する業務を含む。以下「商品市場開設業務」という。）又は商品先物取引をするために必要な市場の開設に関連する業務を行う会社を子会社とすることができる。

（子会社の範囲）

第百六条の二十四 金融商品取引所持株会社は、取引所金融商品市場の開設及びこれに附帯する業務を行う会社以外の会社を子会社としてはならない。ただし、内閣総理大臣の認可を受けた場合には、**第百六条の十二第一項第一号ロから二までに掲げる会社を子会社とすることができる。**

（認可審査基準）

第百六条の十二 内閣総理大臣は、前条第一項の規定による認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 略

イ 略

ロ 取引所金融商品市場の開設に関連する業務を行う会社

ハ 商品市場開設業務を行う会社

ニ 商品先物取引をするために必要な市場の開設に関連する業務を行う会社

（議決権の保有制限）

第百三条の二 何人も、株式会社金融商品取引所の総株主の議決権の百分の二十（中略）**以上の数の議決権（中略）を取得し、又は保有してはならない。**ただし、認可金融商品取引業協会、金融商品取引所、金融商品取引所持株会社、商品取引所又は商品取引所持株会社が取得し、又は保有する場合は、この限りでない。

(認可等)

第一百六条の十 株式会社金融商品取引所を子会社としようとする者又は株式会社金融商品取引所を子会社とする会社の設立をしようとする者は、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。ただし、認可金融商品取引業協会、金融商品取引所、商品取引所又は商品取引所持株会社が株式会社金融商品取引所を子会社とする場合は、この限りでない。

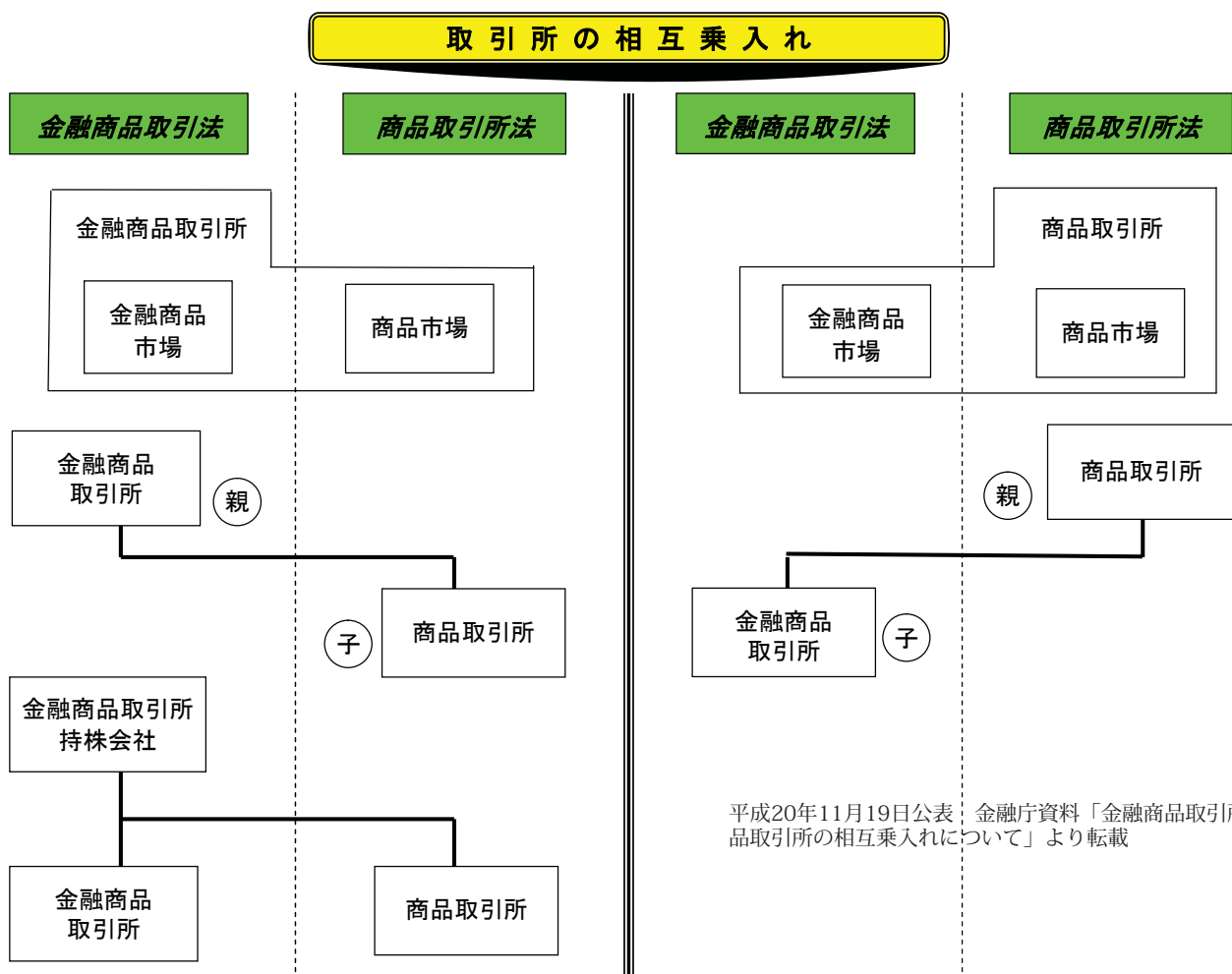
(2) 商先法

(議決権の保有制限)

第八十六条 何人も、株式会社商品取引所の総株主の議決権～中略～の百分の二十～中略～以上の数の議決権～中略～を取得し、又は保有してはならない。ただし、商品取引所、商品取引所持株会社、金融商品取引所～中略～又は金融商品取引所持株会社～中略～が取得し、又は保有する場合は、この限りでない。

(認可等)

第九十六条の二十五 株式会社商品取引所を子会社としようとする者又は株式会社商品取引所を子会社とする会社の設立をしようとする者は、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならない。ただし、商品取引所、金融商品取引所又は金融商品取引所持株会社が株式会社商品取引所を子会社とする場合は、この限りでない。



総合的な取引所の実現のための法的枠組み

健全な商品先物市場の活性化の観点から、証券・金融取引所と商品取引所を同じ持ち株会社の下に置くことを可能とした平成21年改正に加え、証券・金融と商品とを一体として取り扱う総合的な取引所の設立、運営を円滑に行うための法的枠組みを整備。（「金融商品取引法等の一部改正法案」を本国会に提出中）

制度の骨格

1. 取引所が統合する場合の新しい仕組みのあり方

- 証券・金融と商品とを一体として取り扱う総合的な取引所については、金商法に基づき金融庁に監督を一元化する。
- 一方、受渡等の商品特性や、国民生活に影響が出るような商品価格の急激な乱高下等の場合の緊急時対応、取引所への商品の上場審査など、商品市場の産業政策的な観点も踏まえ、物資所管省庁の役割を一定程度維持する。

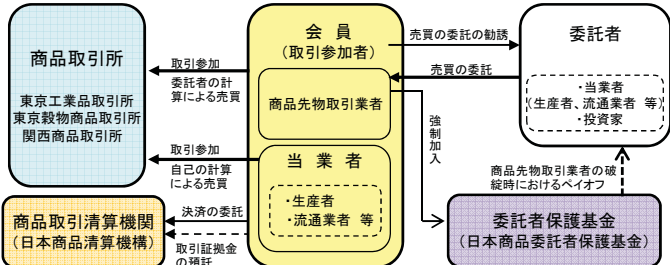
2. 事業者規制の統一

- 当業者等については、自己取引を行う者を上記取引所の参加者として位置づける（金融商品取引業者としての政府への登録等は不要）。
- 商品先物取引業者については、金商法上の金融商品取引業者として登録する。ただし商品のみを扱う場合は、財務基準について特例を設ける（商先法と同レベルの基準とする）。

3. 清算機関及び保護基金の扱い

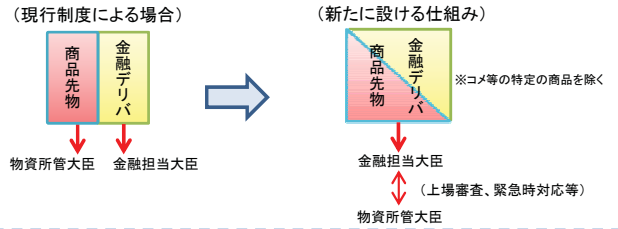
- 基本的に、金商法上の清算機関・保護基金として措置する。
- 証券・金融と商品とを一体として取り扱う総合的な取引所での商品取引については、現行の商品先物の清算機関が引き続き清算業務を行い得るようにする。
- 当分の間の措置として、既に委託者保護基金に加入している商品先物取引業者については、投資者保護基金への加入を免除するなどの特例を設ける。

(参考)商品先物取引制度の仕組み(国内)

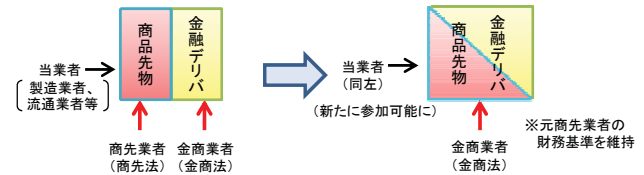


(参考イメージ)

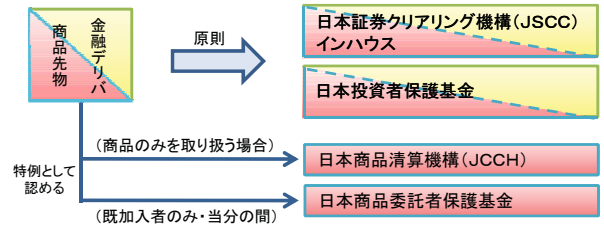
1. 取引所が統合する場合の新しい仕組みのあり方



2. 事業者規制の統一



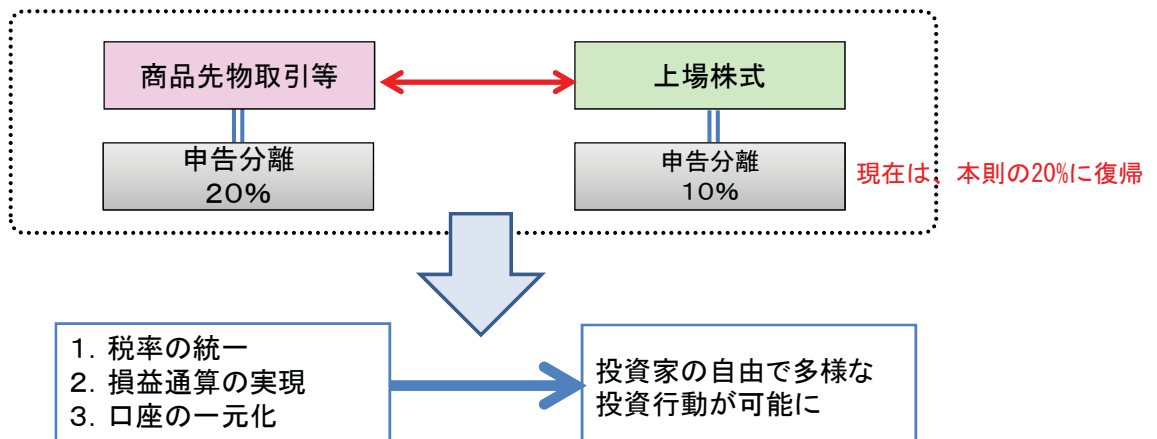
3. 清算機関及び保護基金の扱い



- 10 -

商品先物取引と上場株式等との税制一元化に向けて

- 証券・金融・商品の垣根を越えて個人投資家が投資を行い、商品先物市場に参加するよう利便性を高めるためには、商品先物取引と上場株式等との間で税率を統一することにより、損益通算を可能とさせ、更に口座の一元化にも取り組む。



不招請勧誘の禁止について

- 平成23年1月より、商品先物取引について、不招請勧誘禁止を導入。
- 不招請勧誘の禁止規定とは、営業規制の一種であり、「勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問又は電話によって勧誘を行うことを禁止」することを意味する。
- 商品先物については、不招請勧誘が禁止される商品取引契約として、①個人を相手方とする取引所取引に係る契約であって、発生し得る損失の額が初期の投資額を上回る可能性のあるもの、②個人を相手方とする店頭取引を規定。
- 金融商品（有価証券先物・為替先物等）については、個人を相手方とする店頭取引が対象（取引所取引は対象外）。

		初期の投資額以上の損失が発生しない仕組みの取引	初期の投資額以上の損失が発生する可能性のある取引
商品先物	取引所取引	対象外	不招請勧誘禁止
	取引所外(店頭)取引	不招請勧誘禁止	
金融商品 (有価証券先物・為替先物等)	取引所取引	対象外	
	取引所外(店頭)取引	不招請勧誘禁止	

2014. 1. 28 第 102 回理事会 報告事項 2 － 1

金融商品取引法施行令・内閣府令改正案（平成 25 年 12 月 13 日に意見募集が行われたもの）について

1. 取引業者に係る事項
- 3 省庁とりまとめ：金融庁・農水省・経産省合同の総合的な取引所検討チームが平成 24 年 2 月 24 日に公表したもの。

項 目	3 省庁とりまとめ	改 正 案
(1) 純資産額規制比率の適用	財務基準については、取引所における商品デリバティブ取引に係る業務のみを行う第一種金融商品取引業者に限り、商品先物取引法に基づく規制と同様とする。	措置 金商業等内閣府令附則第 4 条 現に商先業者である者が金商法の商品デリバティブ取引関連業務に係る登録を受けて当該業務のみを行う場合における自己資本規制比率の適用については、以下の通り商先法に定める純資産額の計算基準と同様の方法によることとされた。 ① 自己資本から控除すべき固定資産を以下のものに限定 - イ 無形固定資産 - ロ 長期未収債権 - ハ 長期貸付金 - ニ 長期前払費用 - ホ 繰延税金資産（固定資産に属する資産に関連するものに限る。） ② 自己資本から控除すべき顧客への立替金（委託者未収金）については、当該顧客から預託を受けた金銭・有価証券等及び当該顧客の計算に属する金銭・有価証券等の合計額を超える部分の額に限定 * この結果、有形固定資産全般、社債及び東商取株式等の投資有価証券、清算預託金、有担保委託者未収金は自己資本に含めることができることとされた。
(2) 行為規制	行為規制等については、現在の金融商品取引法の規制を原則として適用するが、商品先物取引法における現状の規制及びその実施状況や、垣根を取り払い横断的な取引所を創設するとの基本的考え方等も勘案して、整備する。	未公表 ⇒別紙参照

2. 取引証拠金の預託、清算機関に係る事項

項 目	3 省庁とりまとめ	改 正 案
(1) 差換預託分の委託証拠金の分別管理対象財産からの除外	取引所における商品デリバティブ取引については、現在の商品先物取引法に基づき認められている分別管理の方法によることも可能とする。	措置 金商業等内閣府令附則第2条第4項第2号 金融商品取引清算機関に預託された取引証拠金の額（委託者又は取次者が返還請求権を有するもの）を保全対象財産から控除することとされた。 * このことにより、委託者又は取次者から預託を受けた委託証拠金は保全措置の対象から除外されることとなった。
(2) L G 契約による預託猶予		措置されず 暫定的措置として認められた経緯を踏まえ、法律案策定段階で、金商法では措置しないこととされた。
(3) 清算機関の資本要件	既存の商品取引清算機関が取引所における商品デリバティブ取引の清算に参加することを可能とするため、商品デリバティブ取引に係る限定された業務のみを行う金融商品取引清算機関を念頭に、最低資本金に係る免許要件を設定する。	措置 金商法施行令第19条の4の2 商品関連市場デリバティブ取引のみについて金融商品債務引受業を行う清算機関の最低資本金要件は5億円とすることとされた。
(4) 清算参加者から預託を受けた取引証拠金の管理方法		措置 取引所等府令第67条第2項第2号 清算参加者から預託を受けた取引証拠金について、清算機関において「国債を保有する方法」による管理が認められることとなった。

3. 預り資産の保全や投資者保護基金に係る事項

項 目	3 省庁とりまとめ	改 正 案
(1) 投資者保護基金の加入義務に係る特例措置	当分の間、日本商品委託者保護基金に加入している現行の商品先物取引業者については、投資者保護基金の加入義務を免除し、当該委託者保護基金がその業務を行うことを可能とする。	措置 金商法附則第4条 現委託者保護基金を「特定委託者保護基金」として、商品デリバティブ取引関連業務のみを行う投資者保護基金とみなし、委託者保護基金の現会員を「特定会員」として、有価証券関連業を行わなければ投資者保護基金への加入義務に係る規定（金商法第79条の27第1項）は適用しないこととされた。
(2) ペイオフ弁済に係る調整規定		規定なし
(3) 商先法の分別保管措置の継続適用	取引所における商品デリバティブ取引については、現在の商品先物取引法に基づき認められている分別管理の方法によることも可能とする。	措置 金商業等内閣府令附則第2条 現行商先法の規定と同様に、①金融機関への信託契約、②基金分離預託、③保証委託契約、④代位弁済委託契約のいずれかの財産管理措置を講ずることができることとされた。

4. 自主規制機関について

第一種金融商品取引業者の自主規制機関は、金商法上の認定金融商品取引業協会である（金商法第78条）。

（認定金融商品取引業協会の認定）

第七十八条 内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、金融商品取引業者が設立した一般社団法人であつて、次に掲げる要件に該当すると認められるものを、その申請により、次項に規定する業務を行う者として認定することができる。

- 一 有価証券の売買その他の取引及びデリバティブ取引等を公正かつ円滑にし、並びに金融商品取引業の健全な発展及び投資者の保護に資することを目的とすること。
- 二 金融商品取引業者を会員とする旨の定款の定めがあること。
- 三 次項に規定する業務を適正かつ確実に行うに必要な業務の実施の方法を定めているものであること。
- 四 次項に規定する業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力並びに財産的基礎を有するものであること。

- 2 前項の規定により認定された一般社団法人（以下この項及び次条において「認定金融商品取引業協会」という。）は、次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 金融商品取引業を行うに当たり、この法律その他法令の規定を遵守させるための**会員及び金融商品仲介業者～中略～に対する指導、勧告その他の業務**
 - 二 会員及び金融商品仲介業者の行う金融商品取引業に関し、契約の内容の適正化、資産運用の適正化、その他**投資者の保護を図るため必要な調査、指導、勧告その他の業務**
 - 三 会員及び金融商品仲介業者の**この法律若しくはこの法律に基づく命令** 以下略
 - 四 会員及び金融商品仲介業者の行う金融商品取引業に関する投資者からの**苦情の解決**
 - 五 会員及び金融商品仲介業者の行う金融商品取引業に関する**紛争の解決**
 - 六 第六十四条の七第一項（第六十六条の二十五において準用する場合を含む。）又は第二項の規定により行う**登録事務**
 - 七～九 略

以上

金融商品取引法施行令の一部を改正する政令の概要

金融商品取引法施行令の一部改正

総合的な取引所における商品関連市場デリバティブ取引に係る金融商品取引契約について、契約の締結の勧誘に先立って、顧客に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をする行為及び契約の締結の勧誘を受けた顧客が当該契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為を禁止することとする。

（第 16 条の 4 関係）

金商法

（禁止行為）

第三十八条 金融商品取引業者等又はその役員若しくは使用人は、次に掲げる行為をしてはならない。略

一 略

二 略

三 略

四 金融商品取引契約～中略～の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し又は電話をかけて、金融商品取引契約の締結の勧誘をする行為

五 金融商品取引契約～中略～の締結につき、その勧誘に先立って、顧客に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をする行為

六 金融商品取引契約～中略～の締結の勧誘を受けた顧客が当該金融商品取引契約を締結しない旨の意思（当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含む。）を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為

七 略

八 略

九 略

2014年8月6日公布、9月1日施行

金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令の概要

金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正

総合的な取引所における商品関連市場デリバティブ取引に係る金融商品取引契約について、勧誘の受諾意思を確認する方法として、一定の取引関係にない個人顧客に対しては、訪問・電話によることを禁止することとする。また、総合的な取引所における商品関連市場デリバティブ取引について、両建て勧誘の禁止、両建てに類する取引の受託の禁止、向かい玉の禁止、差玉向かいの説明義務の対象とすることとする。
(第 117 条、第 275 条関係)

(禁止行為)

第百十七条 法第三十八条第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一～八 略

八の二 個人である顧客（当該金融商品取引業者等に有価証券の取引又はデリバティブ取引を行うための口座を開設している者及び当該金融商品取引業者等と商品先物取引法施行令（昭和二十五年政令第二百八十号）第三十条に規定する商品取引契約を締結している者を除く。）に対し、法第三十八条第五号に規定する金融商品取引契約（令第十六条の四第二項第一号二に掲げる取引に係るものに限る。）の締結につき、その勧誘に先立って、その勧誘を受ける意思の有無を確認する際、次に掲げる方法を用いる行為
イ 訪問し又は電話をかけること。

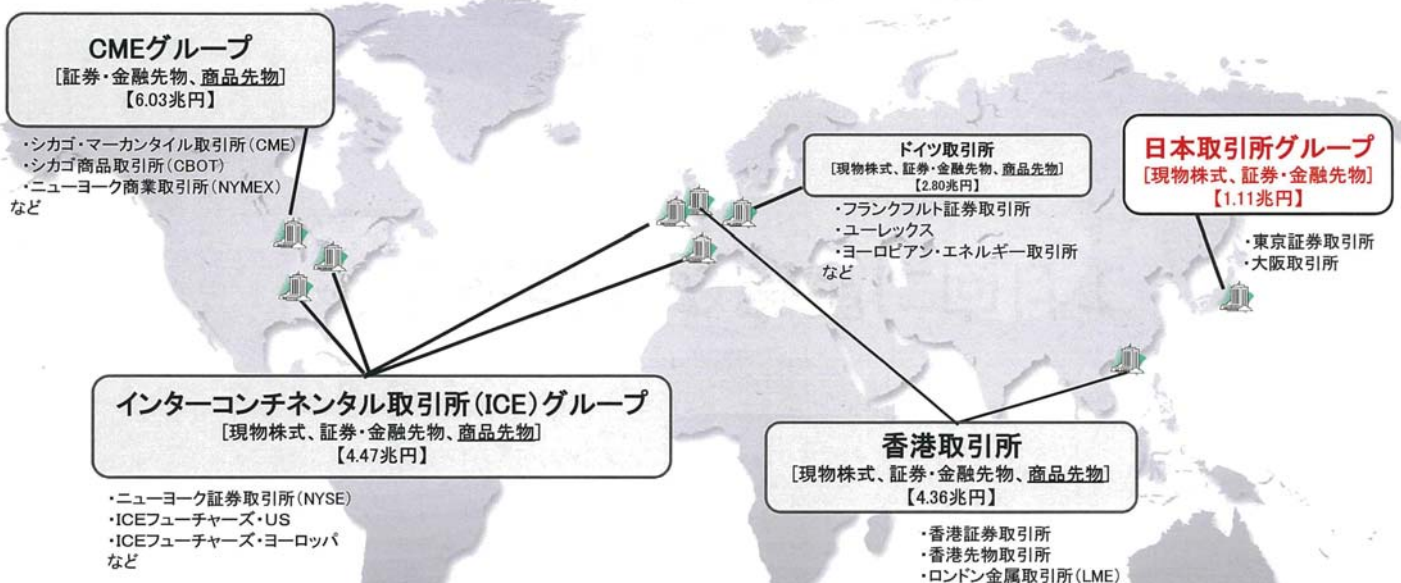
ロ 勧誘する目的があることをあらかじめ明示しないで当該顧客を集めること。

総合取引所の実現に向けて

平成30年10月
金融庁企画市場局市場課

世界の主な取引所の現状

海外は証券・金融先物と商品先物取引を1つの取引所で取り扱う総合取引所が主流



(注1) []内は、各取引所で取り扱われている金融商品(現物株式、証券・金融先物(株価指数、金利・為替等)、商品先物(金、原油、穀物等))

(注2) 【 】内は、取引所自身の株式時価総額(2018年5月末日時点。)、ブルームバーグより算出

(百万枚)

世界の商品市場の出来高の推移

(百万枚)



(出所) 世界: 世界先物取引業協会、日本: 日本商品清算機構

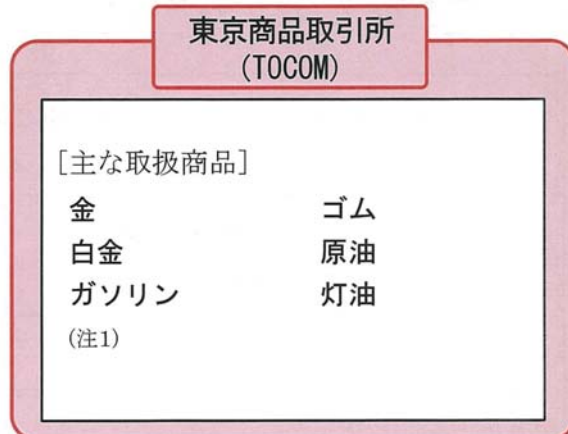
(注) 年間値

2

我が国の金融商品取引所・商品取引所の現状

金融商品取引所	
現物(現物株式等)	デリバティブ(金融先物等)

商品取引所
デリバティブ(商品先物等)



(参考) この他、金利先物・FXを取り扱う東京金融取引所(TFX)、現物株式を取り扱う札幌・名古屋・福岡証券取引所がある。

(注1) 東京商品取引所には、2013年2月に解散した東京穀物商品取引所から、とうもろこし、大豆、小豆、粗糖が移管されている(粗糖先物取引に係る立会とは休止中)。

(注2) この他、農産物を取り扱う大阪堂島商品取引所がある。

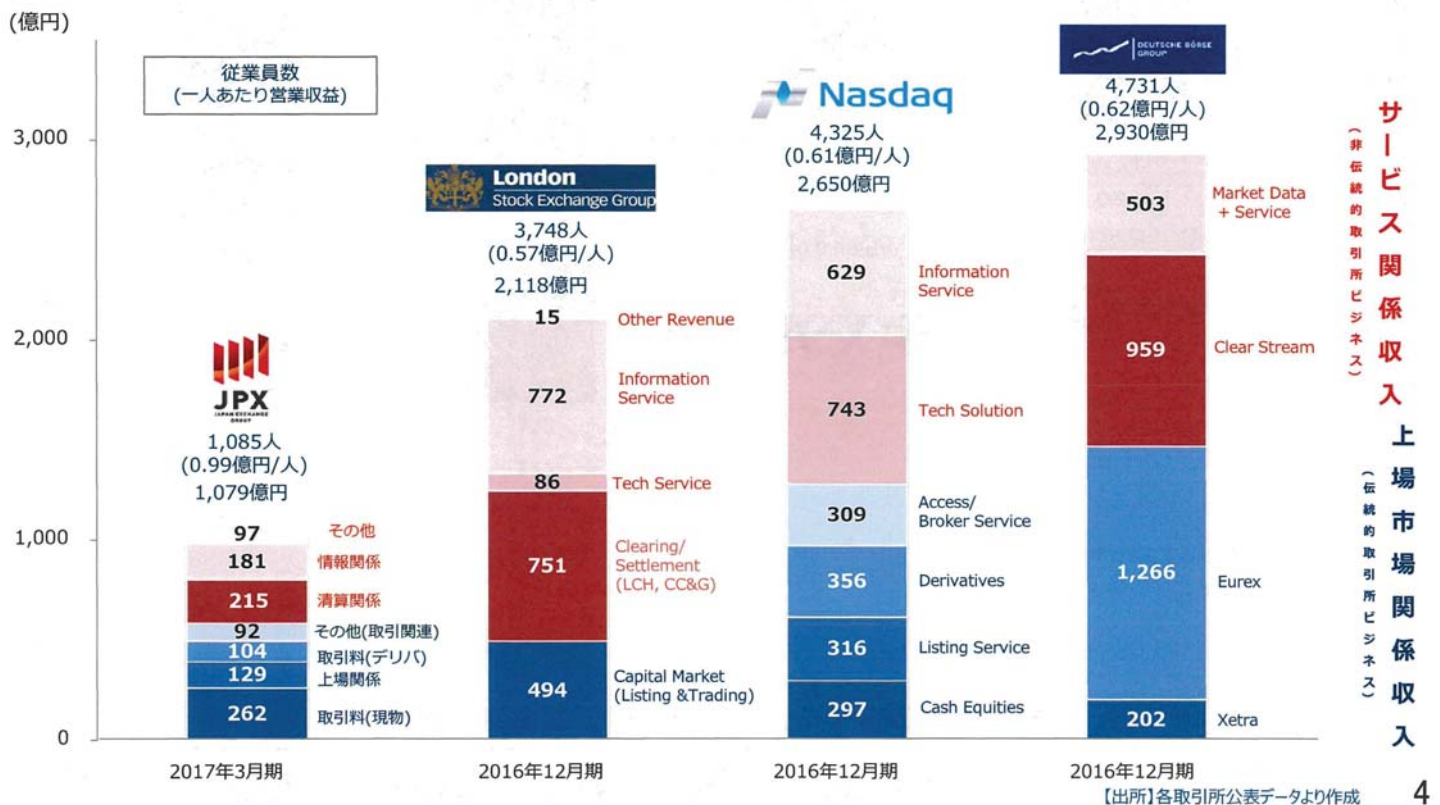
所管: 金融庁(金融商品取引法)

所管: 経済産業省・農林水産省
(商品先物取引法)

(注) 各取引所のホームページ等により調査。3

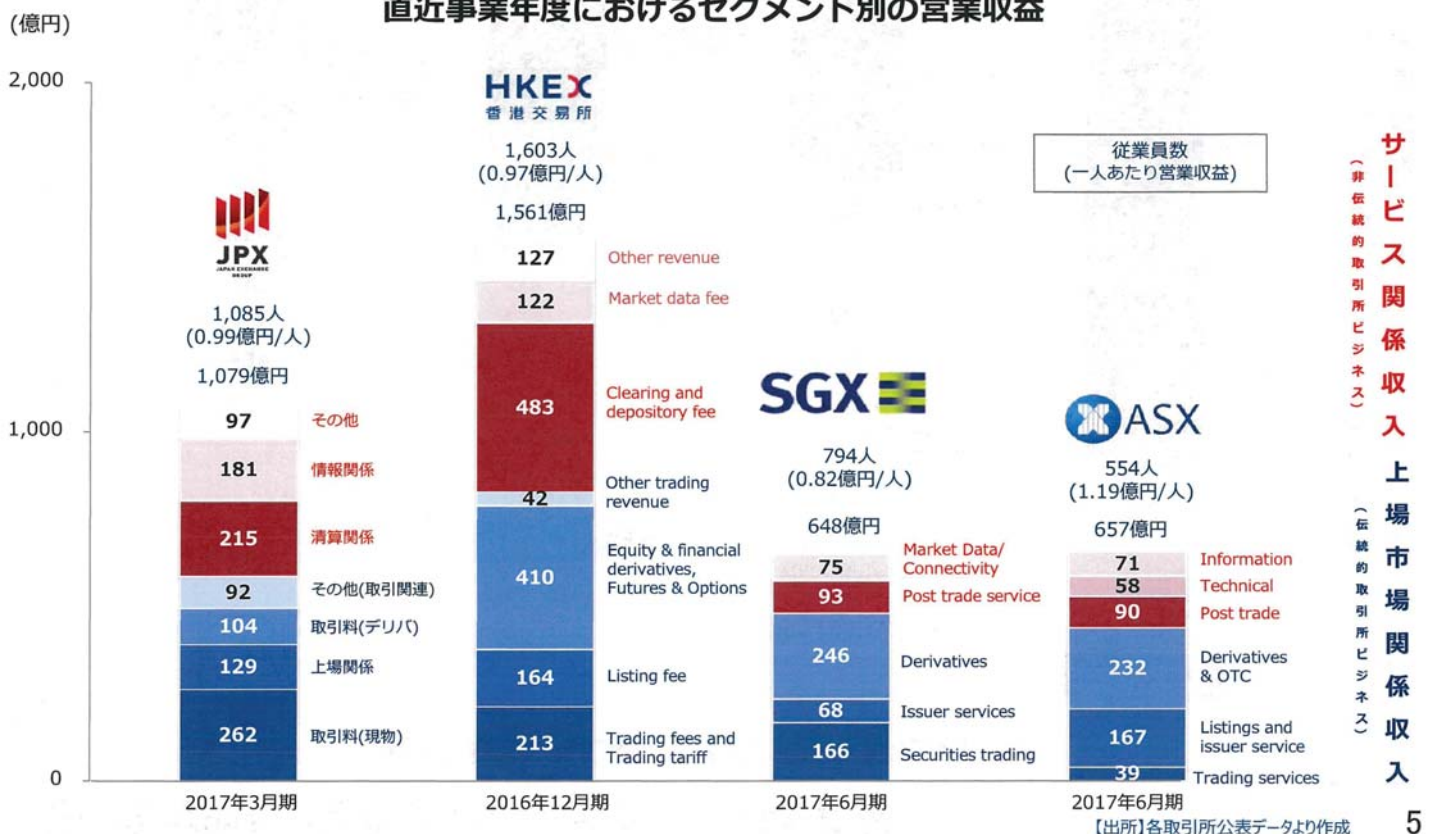
海外主要取引所とのセグメント別営業収益の比較

直近事業年度におけるセグメント別の営業収益



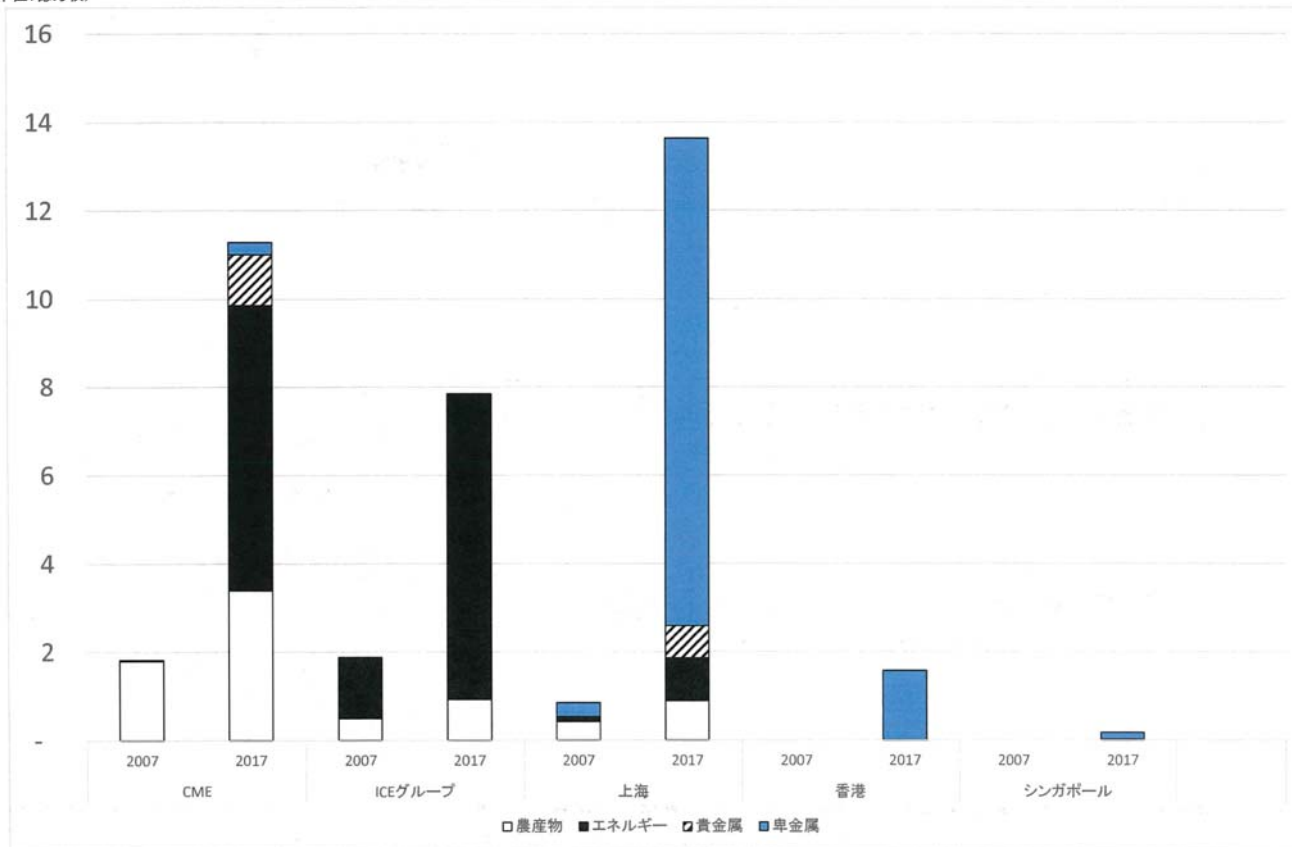
アジアの主要取引所とのセグメント別営業収益の比較

直近事業年度におけるセグメント別の営業収益



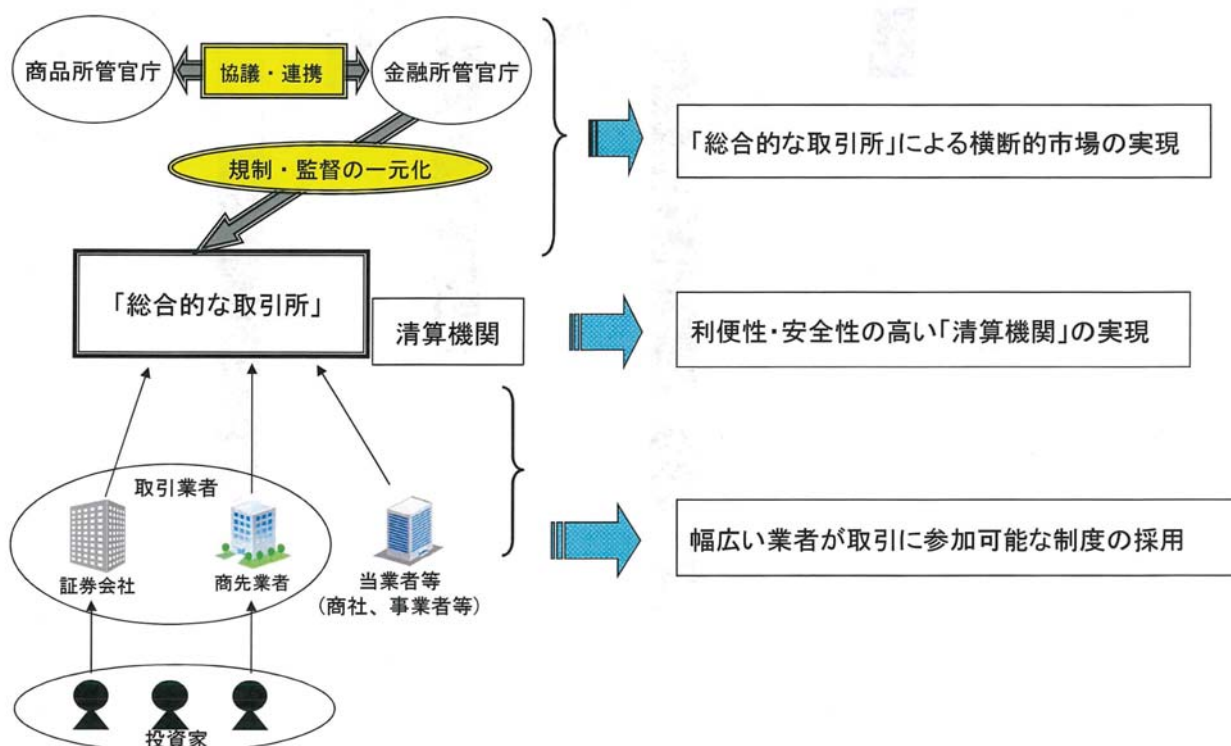
世界の取引所の分野別取扱量(品目別)の推移

(単位:億万枚)



6

「総合取引所」に対する一元的な規制・監督 (金商法等改正 平成24年9月公布、平成26年3月11日施行)



7

商品先物市場について

平成30年10月

経済産業省 商務・サービスグループ

参事官室（商品市場整備担当）

未来投資戦略2018（平成30年6月15日閣議決定）

第2 具体的施策

Ⅱ. 経済構造革新への基盤づくり

[2] 大胆な規制・制度改革

2. 投資促進・コーポレートガバナンス

(3) 新たに講ずべき具体的施策

iv) 活力ある金融・資本市場の実現を通じた円滑な資金供給の促進

④金融・資本市場の利便性向上と活性化

・引き続き、総合取引所を可及的速やかに実現するとともに、電力先物市場について、電気事業者等との調整を踏まえた円滑な開設を早急に確保するよう、積極的に取り組む。

規制改革実施計画2018（平成30年6月15日閣議決定）

Ⅱ. 分野別実施事項

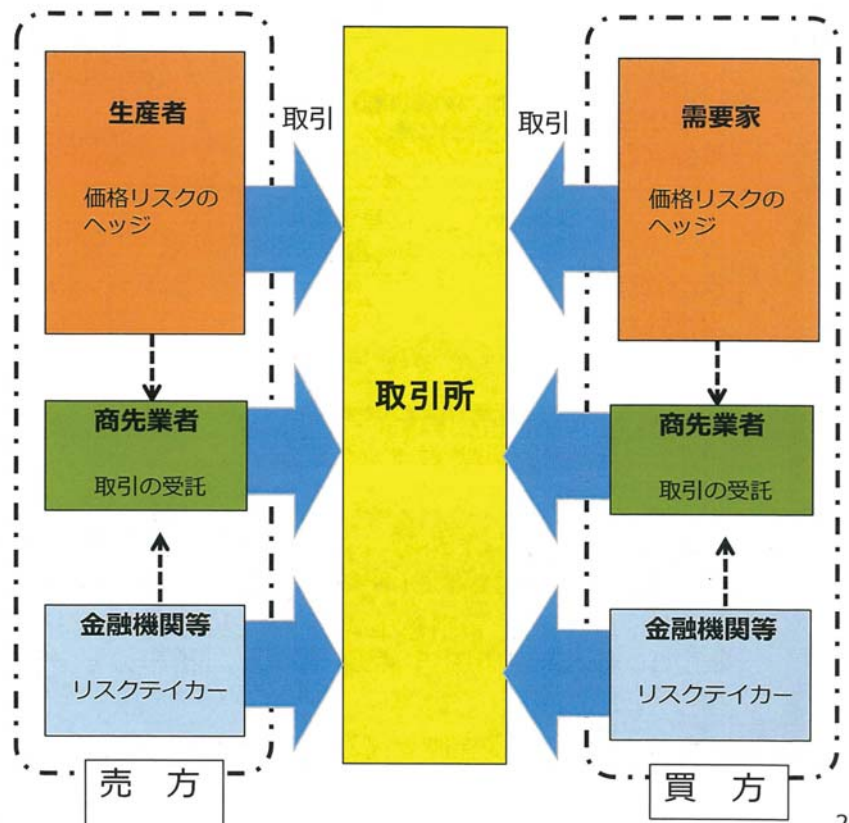
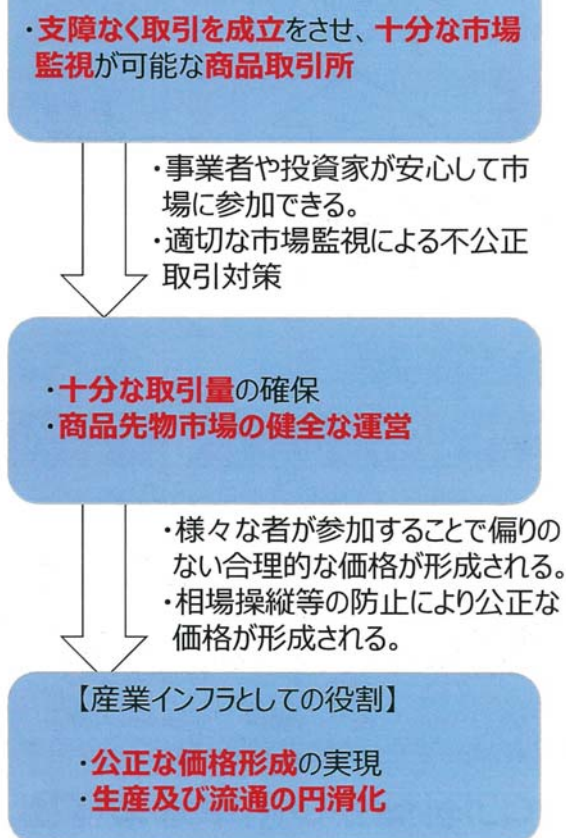
6. 投資等分野

(7) エネルギー分野の規制改革（電力先物市場の在り方）

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
30	電力先物市場の在り方の再検討	公正・透明な価格形成の機能を持ち十分な流動性のある電力先物市場の実現のために、インサイダー取引など不正取引への対策を整備する。また、市場創設に先立ち、東京商品取引所単独での取組以外に、実績ある海外取引所との提携、総合取引所の創設とを比較検証の上結論を得て、その実現のために必要に応じて措置を講ずる。	直ちに検討開始、電力システム改革の観点から市場創設が適当と考えられる時期までに結論、必要に応じて速やかに措置	経済産業省

商品先物市場の果たす役割

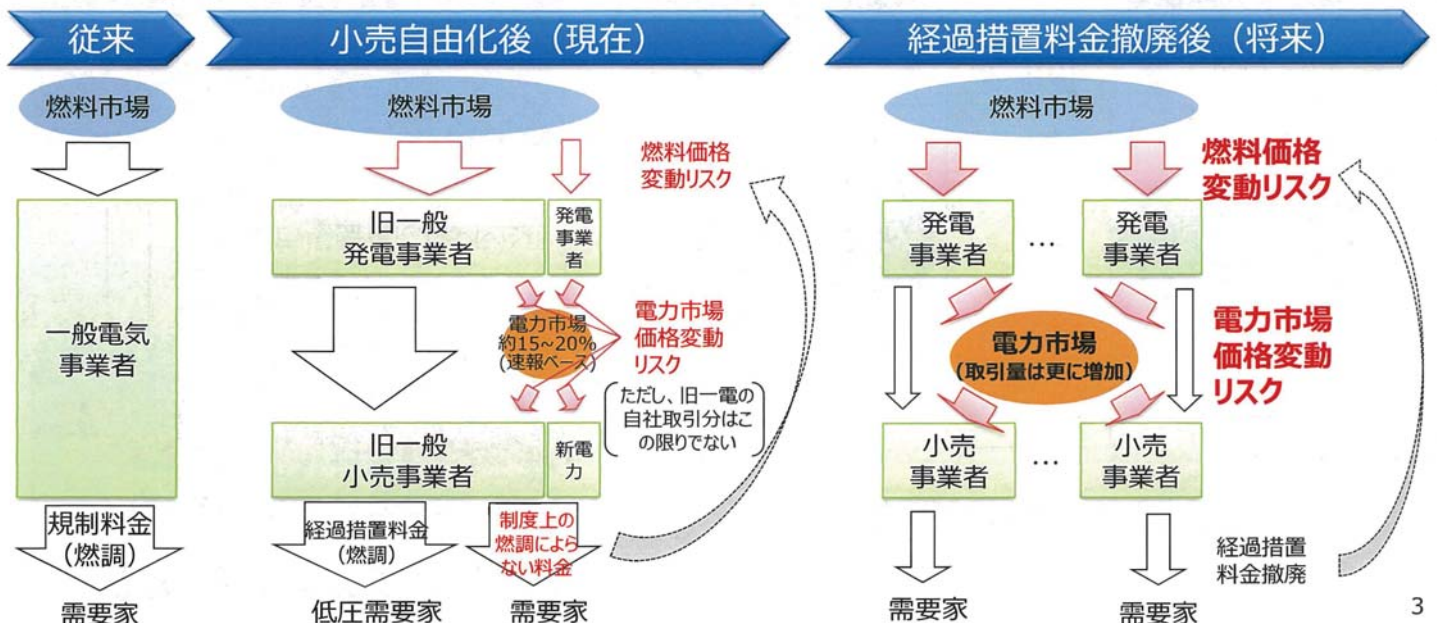
【商品先物市場のイメージ】



2

電力先物市場の必要性について

- 従来、一般電気事業者は、垂直一貫体制の下、規制料金における燃料費調整制度を通じ、燃料価格の変動リスクを、需要家に転嫁できた。
- 全面自由化が行われた現在も、低圧向けの経過措置料金規制は存続。他方、自由化範囲の拡大や市場取引量の増加に伴い、新電力や旧一般電気事業者にも燃料価格の変動リスクや市場価格変動リスクが発生。
- 今後、適正な競争関係の確保を前提に、経過措置料金規制が2020年度以降撤廃されることになっており、旧一電を含むすべての電気事業者は、電力市場価格の変動リスクと、燃料価格の変動リスクの双方に晒されるため、これらをヘッジするための環境整備へのニーズが増大していくことが見込まれる。

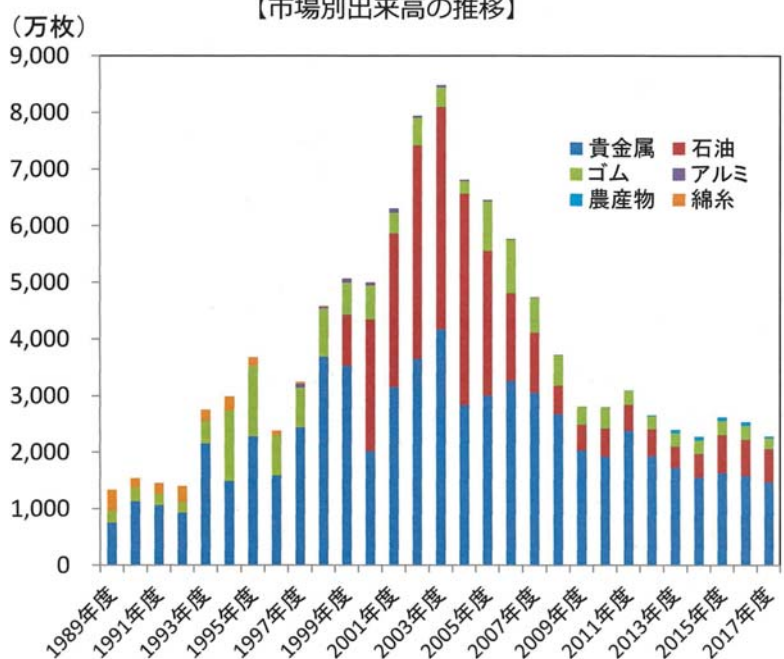


3

商品先物市場の現状

商品先物市場の取引量は、2003年度をピークに低迷。現在は、取引全体の約7割を貴金属市場が占めている状況。

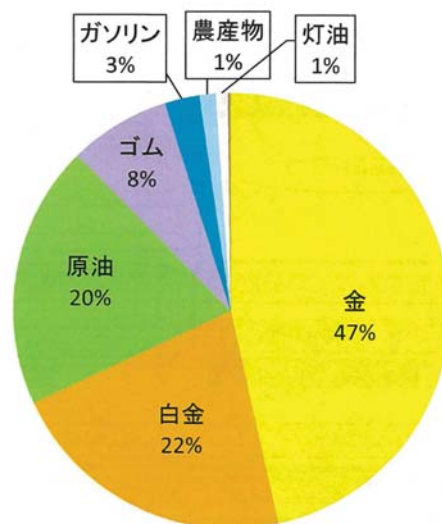
【市場別出来高の推移】



※貴金属市場にはオプション取引を、石油市場には中京石油市場を含む。

出所：東京商品取引所

【上場商品の出来高の割合（2017年度）】

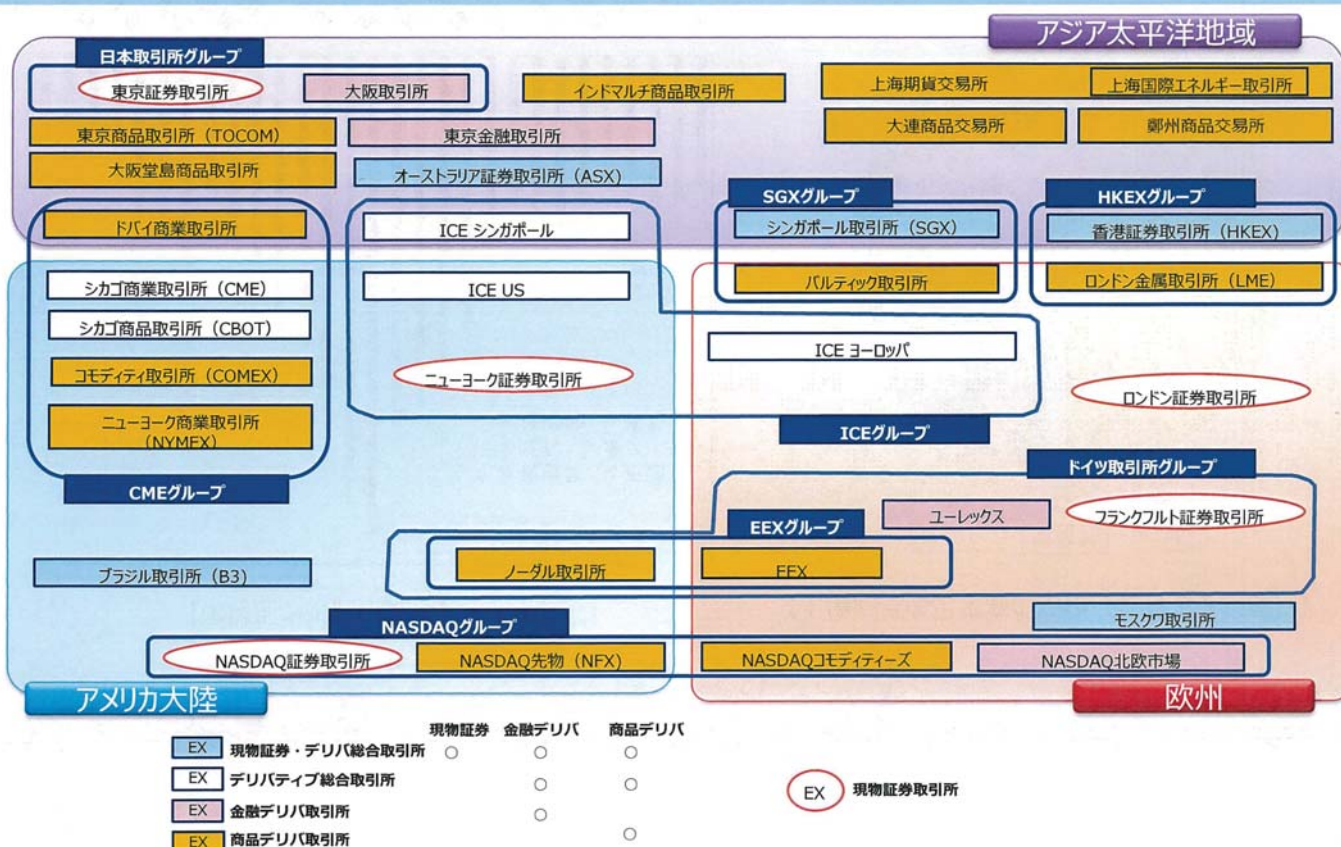


出所：東京商品取引所

4

世界の主要取引所の動向

多額のシステム投資の合理化、市場のグローバル化・24時間化を背景に、取引所間の分野や国を超えた合従連衡が進んでいる。



5

総合取引所の実現に向けた論点

総合取引所の実現にあたっては商品先物市場の活性化につながる必要がある。そのため、以下のような点について具体的に詰めて、関係者で認識を共通化していく必要がある。

（１）世界市場における日本の商品先物市場が目指すべき位置づけ

～海外取引所と競合関係にあるグローバル商品の成長ビジョン

（２）信用力の強化

～清算機関の信用力及び信用力のある清算参加者の確保

（３）新規参入者の増加による流動性向上の確実性

（４）プレイヤーのコスト負担が増加しない使い勝手のよい市場設計

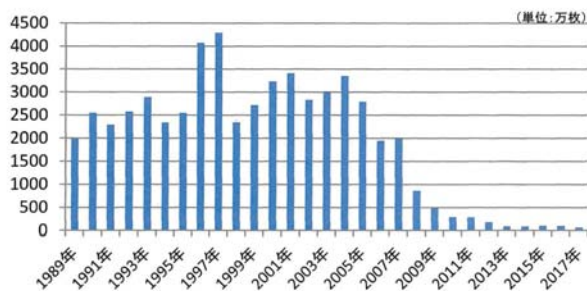
総合取引所の実現に向けて

平成30年10月
農林水産省食料産業局

1. 我が国の農産物先物取引について

- 農産物の取引量については、1997年にピークを記録した後、2001年以降減少傾向。
- 我が国の商品取引所は、現在、㈱東京商品取引所（工業品・農産物を取扱い）と、大阪堂島商品取引所（農産物のみを取扱い）の2か所に集約。

○ 我が国の農産物の先物取引の推移（取引量と品目）



	1989年	1997年 (ピーク時)	2001年	2017年 (直近)
農産物 (農産物／ 商品全体)	1,981万枚 (55.7%)	4,282万枚 (56.1%)	3,409万枚 (28.2%)	67万枚 (2.7%)
商品全体	3,558万枚	7,634万枚	12,106万枚	2,453万枚
品目	大豆、小豆、 大手亡豆、馬 鈴しよでん粉、 甘しよでん粉、 生糸、乾繭、 精糖、粗糖 (9品目)	大豆、小豆、 とうもろこし、 甘しよでん粉、 生糸、乾繭、 精糖、粗糖 (8品目)	大豆、大豆ミール、 小豆、とうもろこし、 じゃがいも、コー ヒー、生糸、乾繭、 精糖、粗糖、鶏卵、 プロイラー等 (14品目)	大豆、小豆、 とうもろこし、 米穀、粗糖、 冷凍えび等 (7品目)

その他過去の取扱品目：雑豆類、魚油、魚粕（主として1950年代）等。
注：大豆等については仕様の異なる複数の商品として取引されている場合がある。

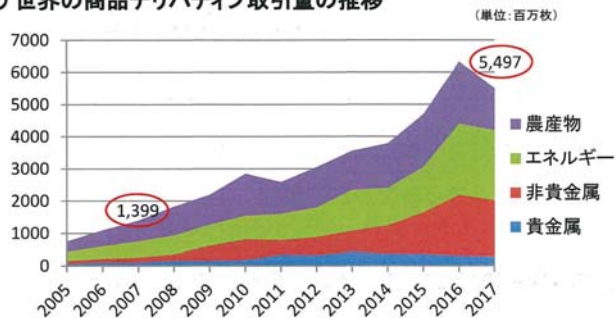
○ 我が国の農産物の取引所の変遷



2. 世界の農産物先物取引の動向

- 世界の商品デリバティブ取引量は、10年間で全体は約4倍、農産物は約2倍に増加
- シカゴ商品取引所の農産物の先物取引量は、10年間で1.9倍に増加

○ 世界の商品デリバティブ取引量の推移



○ シカゴ商品取引所における農産物先物取引の動向

- ・ 米国のシカゴ商品取引所(2007年にCMEグループが買収)では、トウモロコシ、大豆、小麦等の先物取引を行っており、2017年の取引量は、農産物全体で2億4800万枚。
- ・ 10年間でトウモロコシが1.6倍、大豆が1.7倍、小麦が2.3倍に増加。農産物全体では1.9倍に増加。

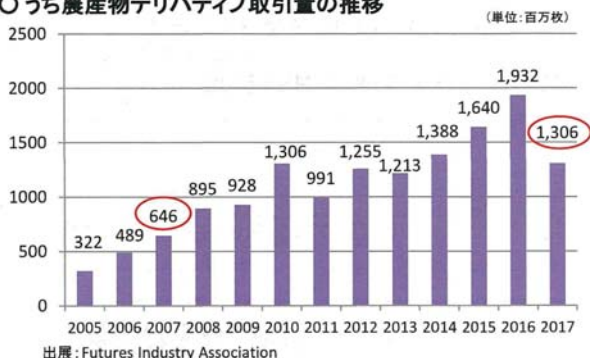
○ シカゴ商品取引所の農産物先物取引量

	2007年	2017年	2017/2007 (倍)
トウモロコシ	55	90	1.6倍
大豆	32	55	1.7倍
シカゴ軟質冬小麦	-	34	-
カンザスシティ硬質冬小麦	-	13	-
小麦計	20	46	2.3倍
その他	27	57	2.1倍
農産物計	133	248	1.9倍
商品計	173	301	1.7倍

(注)・CMEグループのホームページから計算。
・農産物計にはオプション取引を含まない。

(単位: 百万枚)

○ うち農産物デリバティブ取引量の推移



出展: Futures Industry Association

2

3. 総合取引所への対応について

- 農水省は従来から賛成の立場

国会での答弁

○ 平成26年6月18日・衆議院・農林水産委員会

(樋口尚也 委員)

総合取引所の実現に向けては、(中略)大臣の御決意をお伺いしたいと思います。

(林芳正 農林水産大臣)

総合取引所構想につきましては、昨年六月に閣議決定されました規制改革実施計画、ここにおきまして、改正金融法の着実な実施を初め、総合的な取引所の実現に向けて所要の整備に積極的に取り組む、こういうふうになっております。我が省としても、関係省庁と連携して、関連規定の整備等を進めてきたところでございます。

総合取引所の実現は、農林水産省としても早期に取り組むべきものと考えておりまして、これまでも、関係省庁と連携して関連規定の整備を進めてきたところでございますが、今後とも、今お話もありました、取引所を初めとする関係者、それから関係省庁とよく連携して、総合取引所を可及的速やかに実現できますように、積極的に取り組んでまいりたい、こういうふうに思います。

○ 平成27年2月25日・衆議院・予算委員会

(樋口尚也 委員)

昨年の国会で、私も二度、林大臣にお伺いをしました。農水省としては早く総合取引所の実現について取り組むたいと二回答弁をいただきました。(中略)林大臣におかれましては、現在においてもこのような見解であると理解して間違いはないでしょうか。

(林芳正 農林水産大臣)

ただいま麻生金融担当大臣からも御答弁をいただいて意を強くしておりますが、今おっしゃっていただいたように、積極的に取り組むということで日本再興戦略にも書かれておりますし、私も、昨年の農林水産委員会で樋口先生からの御質問を二度ほどいただきましたが、そういうふうに答弁をさせていただきました。

3

東京商品取引所の現状

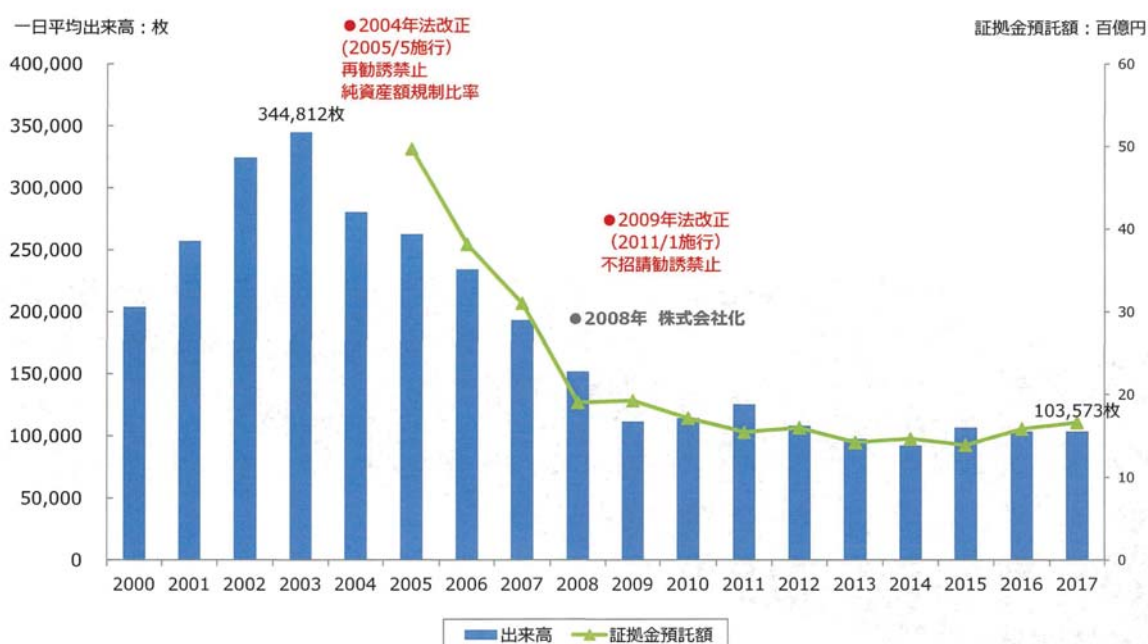
2018年10月

株式会社 東京商品取引所

1-1 当社の置かれた環境と取引高の推移

1

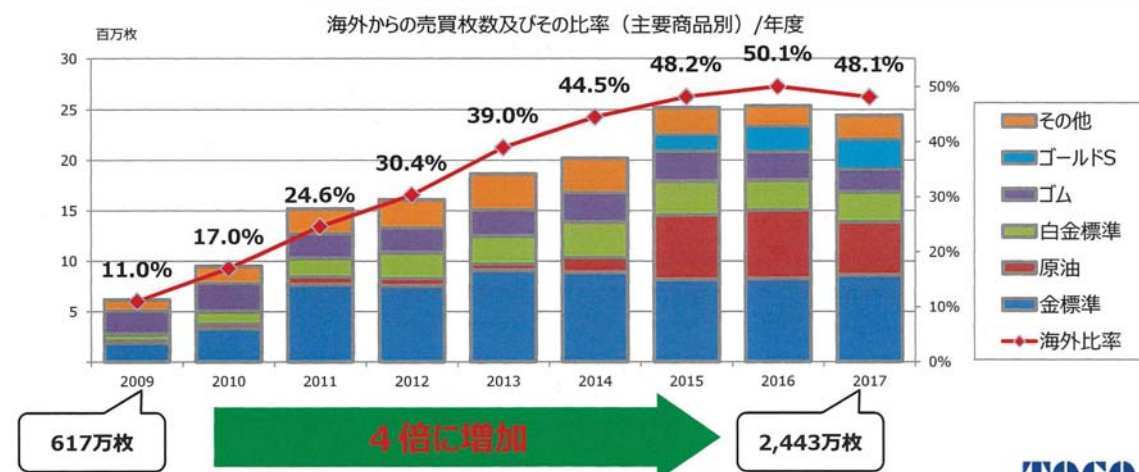
- 2004年の法改正（勧誘規制の強化）によって、取引高は急激に減少。しかし、海外の取引参加者の参入促進等を行った結果、2009年度以降、1日平均取引高は約10万枚で横ばいに推移。



1-2 国際的な取引環境の整備と海外取引高の増加

2

- 2007年5月に、アウトハウス型クリアリングハウスである株式会社日本商品清算機構（JCCH）を設立し、清算業務を移管。また、2011年1月には国際的な証拠金制度であるスパン証拠金制度を導入。
- 2009年5月に、当時世界最高水準のOMX社（現在のNasdaq OMX社）製の取引システムを導入。
- 国際標準の取引環境の整備を進めるとともに、国際営業を強化することにより、ソシエテジェネラル、クレディスイス及びABMアムロ等の欧米の大手ブローカーが参入。また、これに加えて国際的な大手プロダクト・ファームの大半が当社市場に参入。この結果、2017年度の海外からの取引高は2009年度の4倍に増加。
- 2015年1月には、米国商品先物取引委員会（CFTC）からForeign Board of Trade（FBOT）の登録承認を取得。これは、米国の投資家に対して、米国取引所並みの取引環境を整備している取引所であることを認めるもので、アジアで最初の取得となる。また、JCCHは欧州証券市場監督局による欧州市場インフラ規制に基づく第三国CCP（適格清算機関）としての認証を取得（2017年3月）。当社グループの取引環境は世界標準としての評価を得ている。



Copyright 2018 Tokyo Commodity Exchange, Inc. All rights reserved.

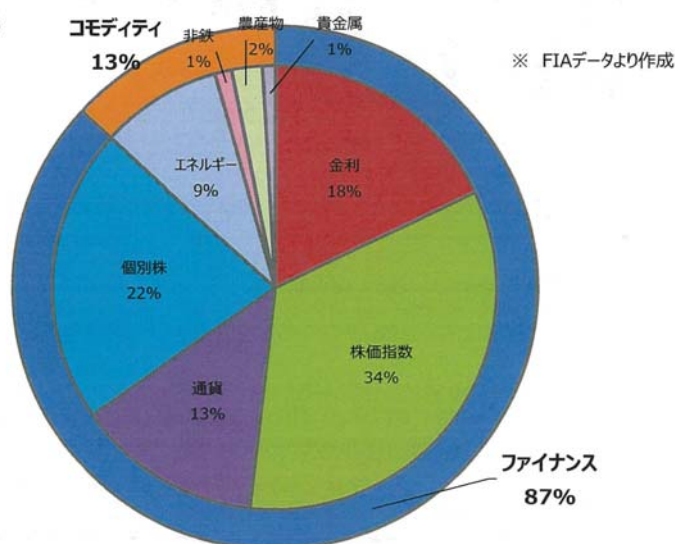
TOCOM
株式会社 東京商品取引所

1-3-1 世界のデリバティブ取引の状況

3

- 2017年の世界のデリバティブ取引（対外開放していない中国取引所の取引を除く）におけるカテゴリー別シェアの上位は、株価指数34%、個別株22%、金利18%、通貨13%となっており、ファイナンス分野だけで87%を占めている。
- 一方、コモディティ分野は、全体の13%を占めるに過ぎず、その存在感はファイナンス分野と比較してはるかに小さい。

世界のデリバティブ取引における
カテゴリー別取引高構成比
2017年暦年（含OP）



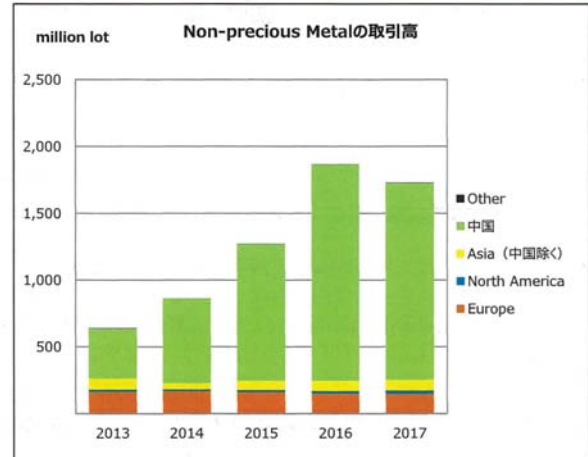
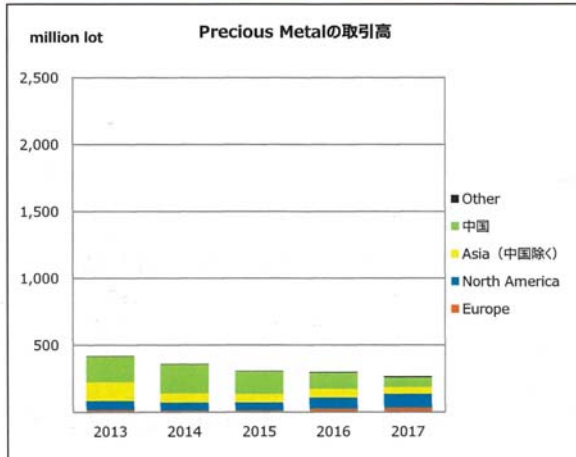
Copyright 2018 Tokyo Commodity Exchange, Inc. All rights reserved.

TOCOM
株式会社 東京商品取引所

1-3-2 世界の商品先物取引（Metal）の状況

4

- 世界の商品先物取引のうち、当社の主力商品である金が含まれるPrecious Metal（貴金属）の取引高は、ボラティリティの低下等によって、2013年以降減少が続いている。
- 一方、Non-precious Metal（非鉄金属）の取引高は、この5年間で約3倍に増加したが、これは中国の取引所（上海と大連）の鉄鉱石等の増加によるものであり、中国を除くと取引高は減少している。
- なお、中国では、投機熱により鉄鉱石等の価格が高騰し、中国政府が進めている製鉄所（国有企業）の再編が進まなかったことから、市場への規制が強化された。この結果、2017年には、これまで急速に拡大を続けてきた中国の先物の取引高は減少に転じた。



※ FIAデータ（Futures）より作成。

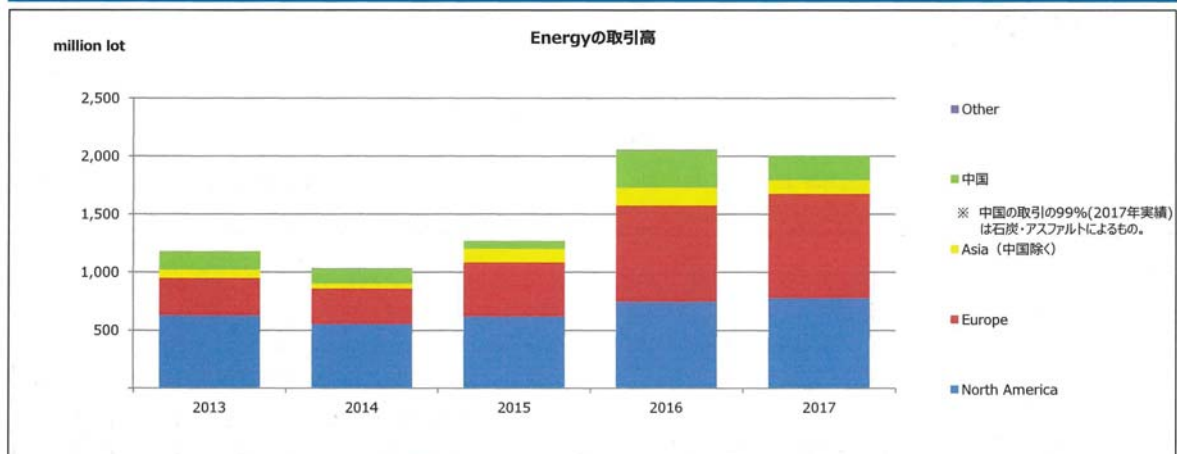
Copyright 2018 Tokyo Commodity Exchange, Inc. All rights reserved.

TOCOM
株式会社 東京商品取引所

1-3-3 世界の商品先物取引（Energy）の状況

5

- Energyは、ここ数年間におけるコモディティ分野の中ではほぼ唯一の成長分野。
- 特に、米国におけるシェールオイルの採掘技術の発明により原油市場の構造変化が生じたこと等によって、原油先物に対するニーズが高まり、世界のEnergyの先物取引は5年前の2倍近くまで急拡大。
- 2010年のドット・フランク法によってデリバティブ等の自己取引に対する規制（ボルガー・ルール）が強化され、それまでデリバティブ市場において主要なポジションを占めてきた投資銀行等の金融機関の多くが取引を縮小させるなか、2014年以降、シェールオイルの生産量拡大等によって原油価格が1バレル100ドルから20ドルまで下落し、シェール業者等の当業者が原油価格の下落リスクに備え、積極的に先物取引でヘッジを行ったことが原油市場拡大の要因のひとつと考えられる。



※ FIAデータ（Futures）より作成。

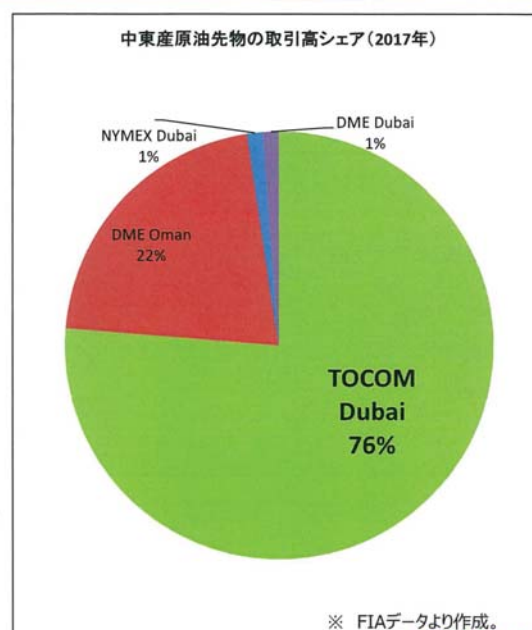
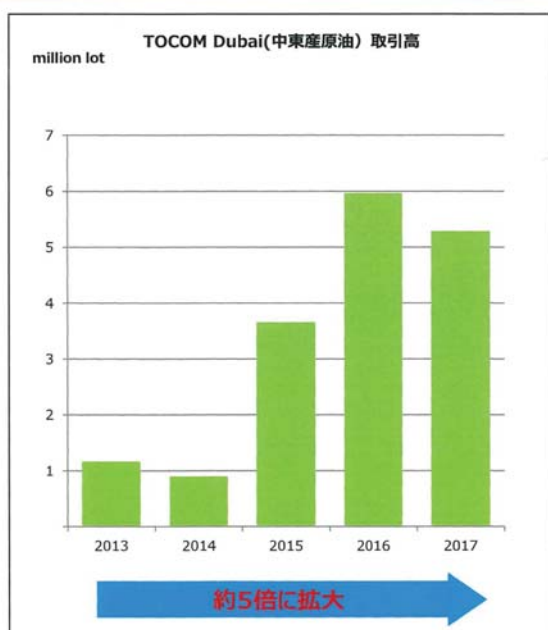
Copyright 2018 Tokyo Commodity Exchange, Inc. All rights reserved.

TOCOM
株式会社 東京商品取引所

1-4 当社の原油先物取引の状況

6

- 当社においても、証券会社への働きかけによって、中東産原油先物に連動したETNを東京証券取引所に上場するなど、コモディティ分野の中ではほぼ唯一の成長分野であるEnergyのニーズの取り込みに注力した結果、当社の中東産原油先物の取引高は、5年前の約5倍（取引高シェア 76%）に拡大。



Copyright 2018 Tokyo Commodity Exchange, Inc. All rights reserved.

TOCOM
株式会社 東京商品取引所

総合取引所構想について

1. 「日本再興戦略2016」及び「未来投資戦略2017」における総合エネルギー市場と総合取引所
2. 日本の公設取引所の現状
3. 総合取引所を考えるにあたっての視点
4. 総合取引所実現に向けての考え方

2018年10月

株式会社東京商品取引所

1. 「日本再興戦略2016」及び「未来投資戦略2017」における総合エネルギー市場と総合取引所

2

1-1. 総合取引所

- 「市場参加者の利便性の向上や日本の取引所の国際競争力の強化といった観点から、引き続き、総合取引所を可及的速やかに実現するとともに、電力先物・LNG 先物の円滑な上場を確保するよう、積極的に取り組む。」（「日本再興戦略2016」p.155）
- 「引き続き、総合取引所を可及的速やかに実現するとともに、電力先物・LNG 先物の円滑な上場を確保するよう、積極的に取り組む。」（「未来投資戦略2017」p.121）

1-2. 総合エネルギー市場

- 「「LNG市場戦略」を踏まえ、LNGを合理的な価格で安定的に調達できるよう、世界最大のLNG消費国という有利な立場をいかし、2020 年代前半までに転売を制限する仕向地条項の緩和、北東アジア地域の需給を反映したLNG価格指標の確立、国内のガス供給インフラの整備促進等を通じて、LNG・天然ガス取引の流動性を向上し、日本をLNGの取引や価格形成の拠点（ハブ）とすることを目指す。その際には、市場参加者の利便性の観点から、LNG 先物及び電力先物を含め、各種のエネルギー取引ができるだけワンストップで行われる環境を整備する。」（「日本再興戦略2016」p.137～138）

1-3. 総合エネルギー市場と総合取引所との関係

金融プレーヤーの利便性の向上を目的とする総合取引所の実現は、日本取引所グループにとって重要な課題であることは理解するものの、東京商品取引所としては、原油や石油製品等のエネルギーを上場している商品取引所としての性格上、総合エネルギー市場の創設が優先するものと考える。

2. 日本の公設取引所の現状

3

取引所		主力上場商品	清算機関	自主規制団体	所管法	所管官庁
東京商品取引所		貴金属、石油、 ゴム、農産物	日本商品清算 機構	日本商品先 物取引協会	商品先物 取引法	経済産業省 農林水産省
大阪堂島商品取引所		農産物				農林水産省
JOX(J-Oil Exchange)		石油	無し	無し	商品先物取引法 (特定商品市場類似施設)	経済産業省
日本卸電力取引所		電力	無し	無し	電気事業法	経済産業省
東京金融取引所		金利先物、外国 為替証拠金取引	インハウス	金融先物取 引業協会	金融商品 取引法	金融庁
日本取引所 グループ	大阪取引所	株価指数先物、 国債先物	日本証券 クリアリング 機構			
	東京証券取 引所	現物株				
札幌証券取引所		現物株				
名古屋証券取引所		現物株				
福岡証券取引所		現物株				
				日本証券業 協会		

Copyright 2016 Tokyo Commodity Exchange, Inc. All rights reserved.

TOCOM
株式会社 東京商品取引所

3. 総合取引所を考えるにあたっての視点 (1) 上場商品や取引の種類

4

- 一口に取引所といっても、金融とコモディティ、現物取引とデリバティブ取引のように、上場商品や取引の種類によって、その性質や仕組みが異なる。

	金融	コモディティ	取引の目的	取引の仕組み
現物取引	ニューヨーク証券取引所（NYSE）	日本卸電力取引所	現物の需給調整 流通の円滑化	総約定代金と 現物との交換
	ロンドン証券取引所（LSE）			
	日本の地方証券取引所			
	東京証券取引所			
デリバティブ取引	大阪取引所	東京商品取引所	価格変動リスク のヘッジ	証拠金を担保とする 差金決済が基本 ※一部受渡しもあり
	東京金融取引所	大阪堂島商品取引所		
	CME	NYMEX/COMEX		
	ICE	ICE		
		中国の商品取引所		
取引対象 による特徴		・ コモディティそのものを 事業で取り扱う当業 者が重要な市場参加 者 ・ 受渡し手続きが煩雑 な商品がある	：日本取引所グループ ：CMEグループ ：ICEグループ	

※ コモディティのデリバティブ取引を主とするICEグループが、2013年に金融の現物取引を主体とするNYSEグループを買収したものの、現時点においても取引所についてはICEとNYSEのマーケットに分かれたまま。

Copyright 2016 Tokyo Commodity Exchange, Inc. All rights reserved.

TOCOM
株式会社 東京商品取引所

① 国際金融都市と取引所

- ・ 国際金融都市とは、国境を越えた資金貸借・決済が行われる国際金融市場機能を有する都市。
- ・ 経済規模・市場規模の観点から中心的役割を果たしているロンドン、ニューヨーク、東京が国際金融都市の中心的な三極。
- ・ 取引所は高度な金融機能を提供する産業インフラであり、各国各都市の経済規模に相応しい形態・業態において、その機能を発揮するものである。

② 中心的な3つの国際金融都市と取引所

- ・ 国際金融都市であるロンドン、ニューヨーク、東京の各都市には、それぞれ複数の取引所が存在する
- ・ ロンドンにはLSE、ICE Futures Europe、LME等、ニューヨークにはNYSE、Nasdaq、NYMEX等、東京には日本取引所、東京金融取引所、東京商品取引所といった具合に、複数の取引所が競合的かつ協調的な関係を維持しつつ、高度な金融機能を提供している。

③ 中心的三極以外の金融都市と取引所

- ・ 経済規模の相対的に小さな国・都市においては、取引所は単一の総合取引所に統合される傾向がある（例：香港の香港取引所HKEx、韓国の韓国取引所KRX）。
- ・ なおシンガポールにおいては、一度は国内取引所をシンガポール取引所SGXに統合したものの、その後国際競争力強化の観点から方針転換し、政府主導でICE SingaporeやApexという新たな取引所を誘致し、現在は三つの取引所が併存している状況。

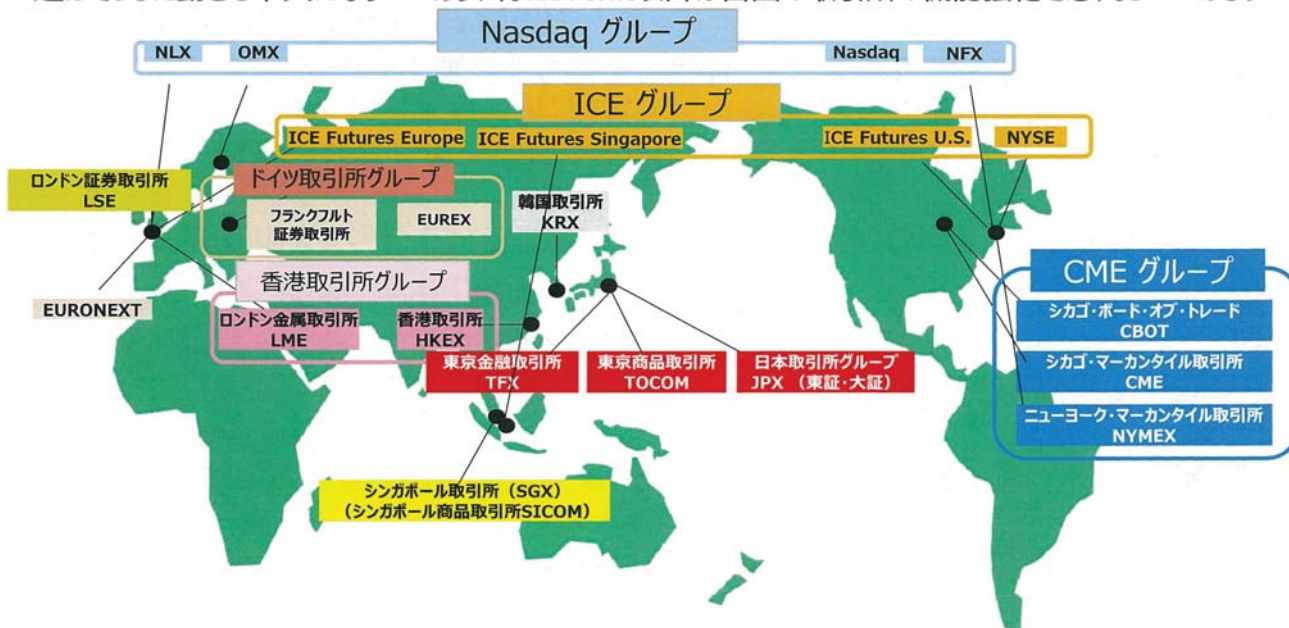
Copyright 2016 Tokyo Commodity Exchange, Inc. All rights reserved.

TOCOM
 株式会社 東京商品取引所

3. 総合取引所を考えるにあたっての視点 (3) グローバルな取引所の動向

○ 取引所間の連携は、国内の取引所を組織的に統合するのではなく、上場商品の特性を踏まえて、国境を越えて、①ネットワーク接続を通じた取引システムの連携や、②異なる取引所市場間で類似商品の裁定取引の活性化に向けた協力を行う、のが一般的。

○ 一時は上記の考え方に基づきグローバルな取引所間の合従連衡が盛んに行われた時期もあったが、最近はその動きも下火になりつつあり、特にBrexit以降は自国の取引所の機能強化を志向しつつある。



Copyright 2016 Tokyo Commodity Exchange, Inc. All rights reserved.

TOCOM
 株式会社 東京商品取引所

- 市場参加者の利便性の向上に資する方策であれば、既に積極的に取り組んできているところ。
 - ・ 既に2016年9月より、東京商品取引所は日本取引所/大阪取引所のデリバティブ取引プラットフォーム J-Gateを採用。
 - ・ 取引所同士の共同マーケティングも実施。
 - 2016年 3月、日本取引所グループ・東京商品取引所共催オプションセミナー
 - 2017年11月、日本取引所グループ・東京商品取引所共催オプションセミナー
 - 2010年代から、「投資戦略フェア」（パンローリング主催）及び「マーケットフォーラム」（NPO法人マーケットフォーラム主催）に日本取引所グループ・東京金融取引所・東京商品取引所の3取引所が参加。
- 当社としてはコモディティ市場の活性化に資するのであれば、総合取引所の実現に向けて真摯に検討する所存。
 - ・ 日本においては、デリバティブ取引の太宗を占める金融デリバティブの強化に向けて、日本取引所グループが努力されている。
 - ・ 他方でコモディティ・デリバティブについては、東京商品取引所が厳しい環境の中、市場活性化に向けて自律的に取り組んでいるところ。
 - ・ しかしながら、総合取引所の実現により、新たな市場参加者の獲得や国際戦略の選択肢の拡大等、コモディティ市場の活性化に資する具体的な方策が可能となるのであれば、当社としては真摯に検討する所存。



総合取引所について

Your Exchange of Choice

株式会社日本取引所グループ

2018年10月29日



© 2018 Japan Exchange Group, Inc.

総合取引所をめぐる議論の背景



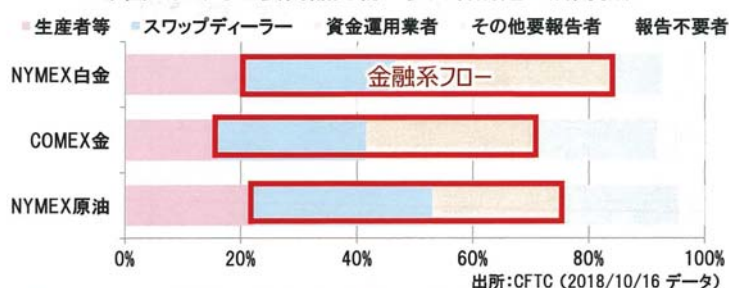
- 海外の商品デリバティブ市場が拡大の一途をたどる間、日本の商品デリバティブ市場は縮小

商品デリバティブ市場の取引高推移



- 海外の商品デリバティブ市場が、金融系フローを主軸とする高い流動性を実現する中、日本の商品デリバティブ市場における当該フローは極めて限定的

米国における主要商品先物の参加者別建玉残高状況



日本の商品デリバティブ市場に参加する証券会社

ソシエテ・ジェネラル証券
クレディ・スイス証券
日産証券
※ 市場取引参加者 (自己取引のみ)

フィリップ証券
楽天証券
ゴールドマン・サックス証券株式会社※
6社のみ

我が国デリバティブ市場の構造

商品先物取引法 監督:経済産業省・農林水産省

東京商品取引所
2017年取引高:0.2億枚
FIAランキング:32位

貴金属(金・白金等)
燃料(原油等)
ゴム
農産品

商品先物取引業者*1(14社)
(うち証券会社 5社)
当業者(58社)

(参考)海外デリバティブ取引所の取扱商品

取引所	株式	債券	コモディティ
CMEグループ(米)	○	○	○
ICE(米)	○	○	○
ドイツ取引所	○	○	○
シンガポール取引所	○	○	○
香港取引所	○	—	○
韓国取引所	○	○	○
JPX(OSE)	○	○	—
TOCOM	—	—	○

出所:各取引所ウェブサイト

金融商品取引法 監督:金融庁

JPX(大阪取引所)
2017年取引高:3.2億枚
FIAランキング:16位

株価指数(日経225先物等)
海外指数(NYダウ先物等)
個別株(オプション)
債券(日本国債先物)

証券会社*2(79社)
銀行*3(27社)

多くのグローバル投資家等

認可取得・市場参入に見合う
市場規模・ビジネスオポチュニティー
の欠如

大きな
障壁

出所:各取引所ウェブサイト等
*1 受託取引参加者、*2 先物取引等取引参加者、*3 国債先物等取引参加者

総合取引所の実現により目指す姿

金融系フローの流入促進による市場流動性の抜本的改善

- ＞ グローバル投資家など新たな金融系フローにより市場を再構築するための構造変革
- ＞ 日本の商品デリバティブ市場がネガティブ・スパイラルに陥る以前のプレゼンスを取り戻す

当業者・実需家のビジネスを後押しするマーケットを日本国内に確立

金融資本市場・東京の国際競争力強化/市場関連産業の隆盛

- ＞ 当業者等の安定的な資源調達・価格ヘッジに貢献
- ＞ 国内に活性化された市場が存在することで、現物在庫の国内蓄積が進み、有事等における国内企業の現物調達リスクを軽減
- ＞ 一元化された規制・インフラの下で、多様なプロダクトが取引可能になり、市場仲介者・投資家の利便性が向上
- ＞ 投資家フローの流入拡大による仲介者ビジネス/資産運用ビジネスの繁栄
- ＞ アジアの経済拠点、世界に開かれた透明性のある市場としての東京市場のプレゼンス発揮

**総合取引所の早期実現により、真に価格形成機能のある商品デリバティブ市場に刷新し、
日本企業・日本経済の更なる発展に貢献**

総合取引所化における市場関係者の対応の整理（経過措置関係）

市場関係者の対応	商品先物取引業者	- 金商法29条の2に基づき第一種金融商品取引業者の登録申請を行う必要がある。 - 財務要件については、金商業府令附則（平成26年2月26日内閣府令第11号）4条に基づき、当該府令の施行日（平成26年3月11日）時点で商品先物取引業者の許可を受けているものについては、総合取引所において商品関連市場デリバティブ取引のみを行う場合、商先法のまま維持される。 - 金商法113条1項に基づき、金融商品取引所の取引参加者資格を得る必要がある（取次業者は不要）。
	当業者 （取引参加者）	- 商品関連市場デリバティブ取引のうち自己取引については、金商法2条8項1号において金融商品取引業の定義から除外されているため、金融商品取引業者の登録は不要。 - 金商法113条2項に基づき、金融商品取引所の取引参加者資格を得る必要がある。
	委託者保護基金	- 金商法附則（平成24年9月12日法律第86号）4条1項に基づき、委託者保護基金は、農水大臣及び経産大臣の認可を得て、「特定委託者保護基金」となることができる。 - 第一種金融商品取引業者の登録を受けた商品先物取引業者は、特定委託者保護基金に申出をすることで投資者保護基金に加入したものとみなされ（「特定会員」）、投資者保護基金への加入が免除される。 - 特定会員となった者は、遅滞なくその旨を内閣総理大臣に届け出る必要がある。

※上記手続に必要な期間の確保については、関係者間の協議の中で議論

30 先物振興発第 11 号
平成 30 年 12 月 25 日

株式会社東京商品取引所
代表執行役社長 瀨田 隆道 様

日本商品先物振興協会
会長 多々良 實 夫

総合取引所の実現に関する要望書

現在、株式会社東京商品取引所（以下、単に「東商取」という。）と株式会社日本取引所グループ（以下、単に「JPX」という。）の間で総合取引所の実現に向けた協議が進められているものと承知しております。

規制改革推進会議におけるこれまでの議論、先日公布された同会議の第 4 次答申、また東商取の近年の厳しい経営環境並びに出来高の推移等を踏まえ、本会としては、東商取と JPX との経営統合の実現を強く支持するものであります。

本会の大部分の会員は、東商取において国内商品市場取引に従事している商品先物取引業者（以下、単に「商先業者」という。）であり、また同取引所の株主である会員も相当数いることから、本協議の結論はそうした会員に多大な影響を及ぼすものであります。

しかしながら、統合に関する協議は秘密保持契約（NDA）の下で進められており、本会はその協議に直接参画する立場にはありません。

そこで、今後の商品市場や商先業者の経営に関わってくる以下の事項について要望させていただきたいと存じますので、協議の際はご配慮賜りますようお願い申し上げます。

【要望事項】

（1）総合取引所の統合の形態、実現の時期についての早期の公表

総合取引所がいつどのような形で実現するかについては、経営戦略の策定や対応の準備に相応の時間的余裕が必要なことから、早めに決定されることを希望するものであり、遅くとも 2019 年 3 月末までに決定・公表していただきますようお願い申し上げます。

（2）現在、東商取に上場されているコモディティ商品の分断の回避

コモディティ商品が複数の取引所に別個に上場される事態は、取引業者にとっても、委託者にとっても利便性の低下につながり、さらなる出来高の減少が危惧されます。統合の形態に関わらず、このような事態は回避していただきますようお願い申し上げます。

（3）受渡決済の保持

商品先物取引は実需家が価格変動リスクを回避するための産業インフラであることから、受渡決済の保持は必要不可欠であり、総合取引所において統合の形態に関らず、現在の受渡決済制度が存続されるようお願い申し上げます。

（4）清算の一元化

事業者及び委託者の利便性の観点から、取引所が一元化される場合においては、あらゆるデリバティブ取引について証拠金の一元的な管理と清算が実施されるようお願い申し上げます。

（5）商品先物取引法と同等水準の行為規制の整備

金商法の下で商品関連市場デリバティブ取引が行われる場合には、既存の商先業者のビジネスモデルの継続の観点から、損失の額が初期投資額の範囲内に納まる設計となっている商品については、商先法と同様に電話・訪問によって個人顧客に対して勧誘受諾意思の確認ができるようご配慮賜りますようお願い申し上げます。

（6）取引所・清算機関への加入資格

統合の形態によっては、現在の東商取の取引参加者並びに J C C H の清算参加者が新たに取引所や清算機関に資格申請することを求められる場合もあるものと思料いたします。そのような場合にあっては、現在の東商取の取引参加者並びに J C C H の清算参加者がその地位を維持できるようご

配慮賜りますようお願い申し上げます。

(7) 取次者のための事業環境の整備

現在の商先業者の約半数が委託者の注文を商取の取引参加者である他の商先業者に取り次ぐ「取次者」でございす。総合取引所においても、これらの社が引き続きその事業を継続できるよう事業環境の整備にご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

以上

News Release

株式会社 東京商品取引所
株式会社 日本取引所グループ

報道関係者各位

2019年3月28日

株式会社東京商品取引所と株式会社日本取引所グループとの
経営統合に関する基本合意について

株式会社東京商品取引所（以下「東京商品取引所」といいます。）と株式会社日本取引所グループ（以下「日本取引所グループ」といい、総称して、以下「両社」といいます。）は、本日開催した両社の取締役会において、下記の通り、経営統合（以下「本経営統合」といいます。）の実現を目指すことについて基本合意することを決議し、本日、両社の間で基本合意書（以下「本基本合意書」といいます。）を締結いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本経営統合検討の経緯と総合取引所実現の目的

(1) 本経営統合検討の経緯

両社は、2018年10月23日付「株式会社日本取引所グループとの秘密保持契約締結に関するお知らせ」及び「株式会社東京商品取引所との秘密保持契約締結に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、両社間で秘密保持契約を締結したうえで、総合取引所の実現に向けた協議を開始・継続してまいりました。

世界的には、金融及び商品分野のデリバティブ商品をワンストップで取引できる、いわゆる「総合取引所」が主流となる中、日本においては、それぞれの取引所及び根拠法等が分立し、投資家の利便性が損なわれていた状況に加え、日本の商品デリバティブ市場のサステナビリティの確保が課題となっている状況に鑑み、両社は、日本のデリバティブ市場の競争力の維持・強化のための施策について、様々な見地から誠実に協議・検討を進めてまいりましたが、両社が互いの得意分野を持ち寄り、総合取引所を実現させることが両社にとって最適であるとの認識で一致し、本経営統合によるより一層の検討の促進を目的として、本日付で本基本合意書を締結いたしました。なお、総合取引所の実現にあたっては、商品市場の既存の取引参加者に十分配慮いたします。

(2) 総合取引所実現の目的

本経営統合を通じて総合取引所の実現により目指すべき姿は次のとおりです。両社は、総合取引所の実現により、東京商品取引所の信用力の強化及び日本のデリバティブ市場の活性化を図り、日本企業・日本経済のより一層の発展に貢献することを目指します。

① 東京市場の国際的なプレゼンスの向上

総合取引所の実現により、多様なデリバティブ商品をワンストップで取引できる環境を整備することで、東京市場の利便性が向上し、国際競争力が強化され、アジアの経済拠点、世界に開かれた透明性の高い市場としてのプレゼンスを向上させることができると考えています。

② 金融系フローの流入促進による商品市場の活性化

総合取引所の実現により、これまで限定的であった証券会社、銀行及びグローバル投資家等のいわゆる「金融系フロー」の商品市場への流入を促し、商品市場の活性化を目指します。これにより、商品市場が有する機能（価格指標の形成、価格変動リスクのヘッジ、現物受渡し、クリアリング）のより一層の強化が図られると考えています。

2. 本経営統合の要旨

(1) 本経営統合の方法

両社は、本経営統合を実現するため、東京商品取引所を日本取引所グループの完全子会社とすることを目的として、日本取引所グループが東京商品取引所の発行済株式（無議決権株式を含みます。）を対象とした公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施することを検討しています。また、日本取引所グループは、本公開買付けによって、日本取引所グループが東京商品取引所の発行済株式の全て（無議決権株式を含みます。）を取得することができなかった場合には、東京商品取引所の株主を日本取引所グループのみとするための株式等売渡請求その他会社法に基づく一連の手続（以下「本スクイーズアウト手続」といいます。）を実施する予定です。

両社は、今後、本公開買付けを含む本経営統合の実現に向けて、誠実に協議を行ってまいります。

買付価格をはじめとする本公開買付けの具体的な条件及び方法については、両社での協議・検討並びに今後実施するデュー・デリジェンスの結果等を踏まえて、決定次第あらためてお知らせいたします。

(2) 本経営統合の日程

2019年3月28日（本日）	本基本合意書締結
2019年6月末（予定）	最終契約の締結・本公開買付け開始
2019年9月（予定）	本公開買付けの終了
2019年10月（予定）	本公開買付けの決済（非応募株主がいた場合速やかに本スクイーズアウト手続を実施し、本経営統合を完了させる。）
おおむね2020年度頃の 可能な限り早期（予定）	商品移管の完了・清算機関の統合

なお、本経営統合の実施は、本経営統合を行うに当たり必要な関係当局の許可等が得られることが条件となります。

3. 本経営統合後の方針・体制等

(1) 大阪取引所への商品移管等

両社は、本経営統合後、おおむね 2020 年度頃の可能な限り早期に、東京商品取引所から株式会社大阪取引所（以下「大阪取引所」といいます。）に対し、次の各号に定めるとおりに各商品を移管（以下「本商品移管」といいます。）等を行う予定であることを確認しています。

- ① 貴金属市場、ゴム市場及び農産物・砂糖市場の全ての上場商品構成品を、東京商品取引所から大阪取引所に移管すること
- ② 石油市場及び中京石油市場の各上場商品構成品は、当面移管しないこと。なお、新たな石油関連上場商品構成品の大阪取引所への上場については、両社間で協議すること
- ③ 電力・LNG は、東京商品取引所の市場において上場を目指すこと
- ④ 立会休止中の上場商品構成品、新たな上場商品構成品及び上場商品指数対象品は、両社間で協議すること

なお、本商品移管は、各商品が、金融商品取引法第 2 条第 24 項第 3 号の 2 に規定される商品として告示指定されること等を前提としています。

(2) 清算機関の統合

両社は、本経営統合後に、東京商品取引所の子会社である株式会社日本商品清算機構を、日本取引所グループの子会社である株式会社日本証券クリアリング機構に統合させることで合意しています。

(3) その他

上記のほか、本経営統合後の事業方針及び組織等については、今後両社で協議のうえ検討してまいります。

4. 今後の見通し

本件について開示すべき事項が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

【報道関係の方からのお問合せ先】株式会社東京商品取引所 広報部 宮沢

TEL : 03-3661-7917 FAX : 03-3661-6423 e-mail: p.relations@tocom.or.jp

トップ >> セミナー・キャンペーン情報 >> 協賛セミナー一覧

■協賛セミナー情報

- 日本商品先物振興協会は会員・準会員が開催するセミナーであって、商品先物取引の普及啓蒙に資するものを協賛いたします。
- 本会が協賛しているセミナーは以下の通りです。各セミナー情報内の「詳細情報」をクリックして頂くとより詳しい情報をご覧いただくことができます。
- 現在3本のセミナーをご紹介します。

開催企業名	有料/無料	セミナー名と概要	開催日	開催場所
北辰物産株式会社	無料	上がるか下がるか だけじゃない！金オプシオン取引 〜オプシオン取引のトレード戦略を解説〜 (講師：大石 剛氏) 詳細情報	2019/6/5 (水)	東京
株式会社コムテックス	無料	「MVP分析」方法はこれだ！！〜燃るテクニカル分析情報サイトCXマーケットEyeとは！！〜【WE Bセミナー】 (講師：安村 武彦氏) 詳細情報	2019/5/31 (金)	WEB
北辰物産株式会社	無料	金・原油の令和元年夏相場を語る！〜今夏へ向けた基本シナリオはこうだ！！〜 (講師：岩田 康男氏) 詳細情報	2019/5/24 (金)	大阪

[資料 6 – (7)]

コモディティ・ボイスネット

日本商品先物振興協会に加入している企業の投資・市況調査アナリストが、企業の枠を超えて売買方針を提示します。



過去のボイス

05月15日(水)07:40
東京金、買い方針 (フューチャーズ24)

05月13日(月)07:30
東京原油は突っ込み買い (玉川博一)

05月10日(金)07:14
東京ゴムは米国の追加関税の実施次第で売り方針 (田澤 利貴)

04月24日(水)07:49
東京金、4500円割れの可能性も (フューチャーズ24)

04月20日(土)18:01
南ア総選挙、賃金交渉を控えて東京白金の押目買い (玉川博一)

リスク告知

- 実際の売買は、投資家の皆様の自己責任で行ってください。
- アナリストが提供する市況予測・売買判断は、録音時点の個人的見解であり、所属企業の見解を反映するものではありません。

Copyright ©日本商品先物振興協会. All Rights Reserved.

U.S.コーン

「農産物アナリストの会」所属各社事前予想

本予想は、「農産物アナリストの会」所属各社が、米国農務省（USDA）が公表する米国産とうもろこしの帯給予想値について事前予想をしたものを、日本商品先物振興協会を通じて配信するものです。

* 「農産物アナリスト」とは、関東京商品取引所において開催された「農産物アナリスト育成セミナー」を修了した農産物先物取引の専門家ことです。

1. 予想項目

U. S. コーン WASDE 期末在庫 (2018/19 新穀)

2. 発表日等

米国農務省発表日 2019/3/8 12:00 (米国東部時間)
単位 百万ブッシェル

3. 予想値

予想平均値	1,733
予想最高値	1,859
予想最低値	1,673
予想数	7
USDA 2月発表値	1,735

4. 予想値詳細

アナリスト名	企業名	予想	日付
七原 匠郎	豊商事株式会社	1,859	28-Feb-19
植村 和久	サンワード貿易株式会社	1,760	28-Feb-19
長田 泰	第一商品株式会社	1,735	28-Feb-19
林 悟史	岡安商事株式会社	1,710	28-Feb-19
野川 佐知	プレミア証券株式会社	1,700	27-Feb-19
吉田 哲	楽天証券株式会社	1,693	28-Feb-19
工藤 誉久	株式会社コムテックス	1,673	27-Feb-19

- * 予想値に関するお問合せは、上記各社にご連絡下さい。
- * 本予想は、商品先物取引の参考となる情報提供を目的としています。投資に当たっての意思決定、売り買いの判断は投資家ご自身の責任において行って下さい。
- * 「農産物アナリストの会」所属会社、同アナリスト及び発信者は、本予想の利用者が行った投資の結果生じた損益に関して、一切の責任は負いません。

[発信：日本商品先物振興協会]

平成 30 年 11 月

平成 31 年度税制改正要望

日本商品先物振興協会
株式会社東京商品取引所
大阪堂島商品取引所

〈期待される効果〉

本要望が実現すると、商品市場・金融商品市場で個人投資家の投資活動及び商品ファンド運用に係る取引が促進され、商品市場においては、流動性が增大することが期待される。その結果、価格変動リスクをヘッジする目的で市場参加する当業者（上場商品の生産・流通・加工等に従事する事業者）や資産運用目的で市場参加する個人投資家・機関投資家の取引利便性が高まり、国民経済の安定成長に大きく寄与することが期待できる。

2. 決済差損失の繰越控除期間の延長について

〈要望内容〉

商品先物取引等のデリバティブ取引に係る損失について、個人投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備する観点から、繰越控除期間（現行 3 年間）を延長すること。

〈要望目的〉

1. と同じく、個人投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備することは、わが国の商品市場及び金融商品市場がその流動性を増大させるために不可欠である。

そのためには、現在 3 年間に限定されている損失の繰越控除期間を延長することが望まれる。

なお、米・英・独は譲渡所得または金融所得の範囲内で無期限に損失の繰越控除が可能であり、フランスでは譲渡所得の範囲内で 10 年間の繰越控除が可能とされている。また香港・韓国・シンガポールでは商品先物取引に関する所得自体が課税対象となっていない。

〈期待される効果〉

本要望が実現すると、商品市場・金融商品市場で個人投資家の投資活動が促進され、商品市場においては、流動性が増大し価格変動リスクをヘッジする目的で市場参加する当業者（市場に上場されている商品の生産・流通・加工等に従事する事業者）や資産運用目的で市場参加する個人投資家の取引利便性が高まり、国民経済の安定成長に大きく寄与することが期待できる。

3. 外国商品市場取引の決済損益に対する課税方法の変更について

〈要望内容〉

外国商品市場取引の差金等決済に係る取引損益について、申告分離課税とすること。

〈要望目的〉

1. 金融所得課税の損益通算範囲の拡大について

〈要望内容〉

申告分離課税を前提として、商品先物取引を含むデリバティブ取引に係る損益、商品ファンドの収益分配金及び償還等に係る損益、そして上場株式等の譲渡損益等に係る損益を含めて幅広く金融商品間の損益通算範囲を拡大し、個人投資家が商品先物取引を含む多様な金融商品に投資しやすい環境を整備すること。

〈要望目的〉

わが国の商品市場及び金融商品市場がその流動性を増大させ、公正な価格形成機能等、期待されている機能を十全に発揮するには、個人投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備することが不可欠である。

我が国の個人金融資産は平成 30 年 3 月末時点で約 1,800 兆円を超える規模であるが、その約 50%が現預金で運用・保有されている。この潤沢な個人金融資産が商品・金融商品市場において広範に運用されるためには、金融商品間の損益通算範囲を拡大し、金融所得に係る課税関係をリスク・リターンに応じた簡素で中立的な税制とすることが必要である。

上場株式等の譲渡所得等については、平成 28 年 1 月から特定公社債等の譲渡損益にまで通算範囲が拡大されることとなったが、同じ 20%の申告分離課税である商品先物取引等デリバティブ取引との損益通算は、平成元年に上場株式等の譲渡所得が先行して分離課税となって以降、現在に至るまで認められていない。

また、商品ファンドに係る所得については、源泉分離課税若しくは総合課税とされており、原資産である商品先物取引に係る所得との損益通算、上場株式等の譲渡所得等との損益通算のいずれも認められていない。

個人投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備するためには、損益通算範囲のさらなる拡大が必要である。

要望事項

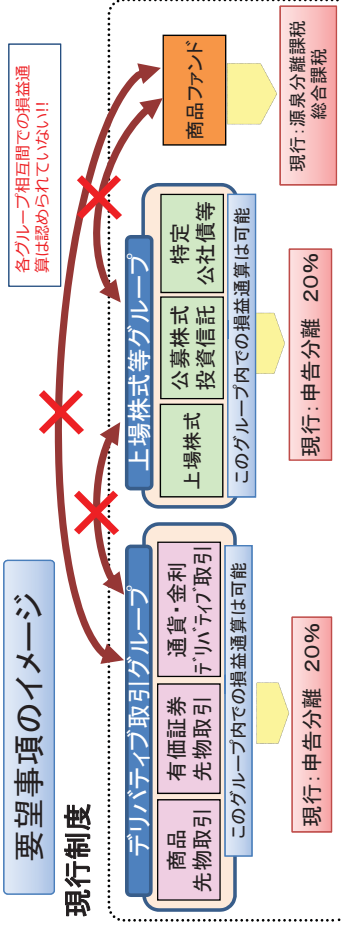
申告分離課税を前提として、商品先物取引等のデリバティブ取引に係る損益と上場株式の譲渡損益などの金融所得との間の損益通算を可能とすること。

要望の趣旨

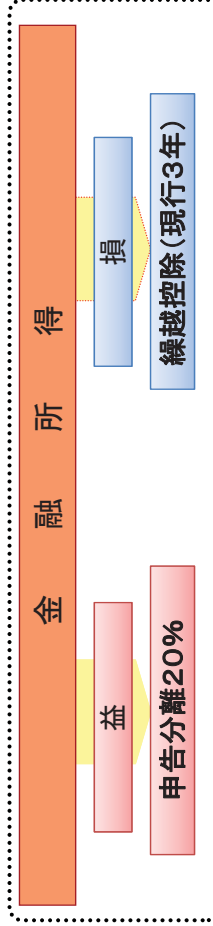
- ▶現在、商品先物、株価指数先物、FX取引等のデリバティブ取引については、互いに損益通算することが可能。
- ▶平成30年度税制改正大綱の検討事項である「デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化」、特に商品先物取引等のデリバティブ取引による損益と上場株式の譲渡損益との通算を推進し、個人の投資活動を促進させることが重要。

要望事項のイメージ

現行制度



金融所得の一体課税実現後



日本国内において外国商品市場取引の委託又は委託の取次ぎを受ける者は、国内商品市場取引及び店頭商品デリバティブ取引に係る場合と同様、商品先物取引業者に係る主務大臣の許可を受けなければならない（商品先物取引法第190条第1項）。さらに、商品先物取引業者は、それらのいずれの取引の差金等決済についても所轄税務署長への支払調書の提出義務を負う（所得税法第225条第1項第13号及び同法224条の5第2項第1号）。

このように国内、店頭、外国のいずれの取引種別においても同様に支払調書の提出義務が課され、投資家の取引状況が税務当局に捕捉されているにもかかわらず、外国商品市場取引の決済損益に係る所得は申告分離課税の対象とされていない（租税特別措置法第41条の14）ため、国内商品市場取引等他のデリバティブ取引の決済損益と通算することはできず、給与所得や事業所得などの他の所得と合算して課税総所得金額を算出して超過累進税率を適用する総合課税方式で税額を計算することとなる（所得税法第22条、第89条）。

商品先物取引においては、国内商品市場と外国商品市場に同一商品（例：金・石油・大豆・とうもろこし等）が上場されていて、それらの商品に係る異市場間裁定取引（同一銘柄に関してある市場で買建て、他の市場で売建てすることにより、両者の値差の拡張から利益を得ようとする取引）のニーズは少なくないが、現行税制では、課税の取扱いが異なることにより相互の損益通算ができず、上記ニーズに対応できていない。リスク・リターンに応じた簡素で中立的な税制により個人投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備するためには、外国商品市場取引の決済損益についても、他のデリバティブ取引に係るものと同様に申告分離課税とするべきである。

＜期待される効果＞

本要望が実現すると、外国商品市場と国内商品市場の間での異市場間裁定取引が活性化し、双方の市場において個人投資家の投資活動が促進されるため、価格変動リスクをヘッジする目的で市場参加する当業者（市場に上場されている商品の生産・流通に従事する事業者）や資産運用目的で市場参加する個人投資家・機関投資家の取引利便性が高まり、わが国の国民生活の安定と経済の安定成長に大きく寄与することが期待できる。

以上

平成 30 年 12 月 17 日

各位

日本商品先物振興協会

「平成 31 年度税制改正大綱」における
商品先物関連の税制措置について（ご報告）

自由民主党・公明党連名による「平成 31 年度税制改正大綱」が公表されました。この中で、本会が要望しておりました税制改正要望については、下記のとおり、**昨年と同じ結果**となりましたことをご報告いたします。

本会では、個人投資家が商品先物取引や商品ファンドを含む多様な金融商品に投資しやすい環境を整備するため、「金融所得課税の一体化」が実現するよう、引き続き税制改正要望を行っていくことといたします。

なお、「平成 31 年度税制改正大綱」は、以下の URL により自由民主党ホームページに掲載しております。

掲載 URL : <https://www.jimin.jp/news/policy/138664.html>

記

一、本会の要望事項の結果について

1. 金融所得課税の損益通算範囲の拡大について

【本会の要望】

申告分離課税を前提として、商品先物取引を含むデリバティブ取引に係る損益、商品ファンドの収益分配金及び償還等に係る損益、そして上場株式等の譲渡損益等に係る損益を含めて幅広く金融商品間の損益通算範囲を拡大し、個人投資家が商品先物取引を含む多様な金融商品に投資しやすい環境を整備すること。

〔平成 31 年度税制改正大綱における取扱い〕

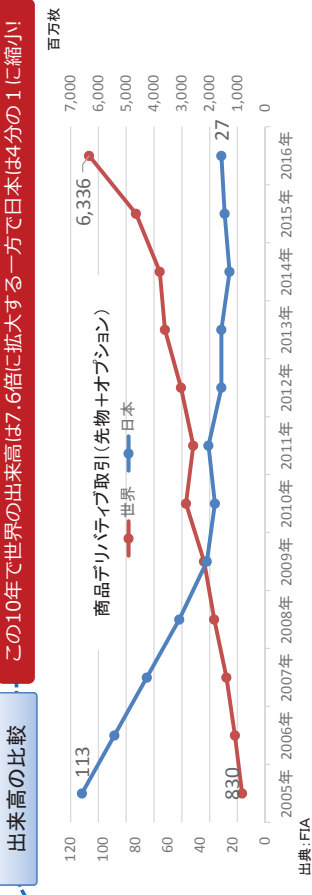
「第三 検討事項」において、引き続き検討することとされました。

(121 ページ)

第三 検討事項

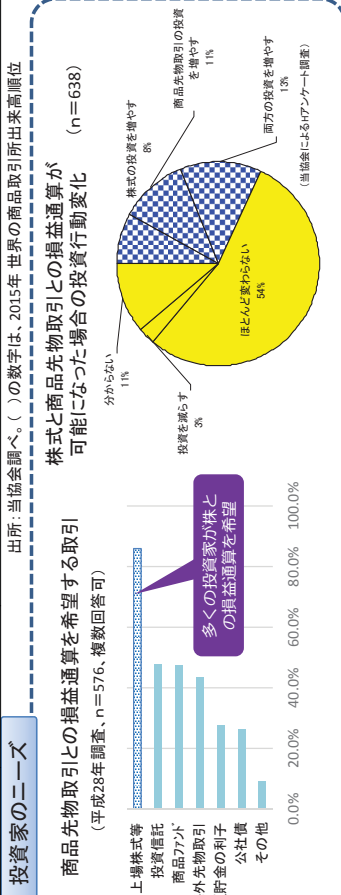
2 デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化については、投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備し、証券・金融、商品を一括して取り扱う総合取引所の実現にも資する観点から、多様なスキームによる意図的な租税回避行為を防止するための実効性ある方策の必要性を踏まえ、検討する。

➢ 我が国の商品先物市場は取引量を大きく減少させている一方で、世界の取引量は急速に伸びている。
➢ 諸外国では先物と株式の損益通算が可能。
➢ 商品先物取引の投資家の 8 割以上が、株式との損益通算を希望（本会調査結果による）。下図「投資家のニーズ」をご参照し、損益通算が可能となった場合には、商品先物取引を行っている投資家のうち 3 割超は「投資を増やす（同）」と回答。



商品先物と株式に係る課税関係(損益通算)の国際比較

損益通算可もしくは非課税の国の取引所が世界上位に!	
世界 (アメリカ、イギリス、フランス、中国)	
損益通算	可 非課税
取引所ランキング	東京商品取引所 (13) 【アメリカ】ニューヨーク・マーカンタイル取引所 (3)、シカゴ商品取引所 (7)、インターコンチネンタル取引所 (米) (6) 【イギリス】インターコンチネンタル取引所 (EU) (5)、ロンドン金属取引所 (9) 【中国 (参考)】上海期貨交易所 (1)、大連商品取引所 (2)、鄭州商品取引所 (4)



2. 決済差損失の繰越控除期間の延長について

〔本会の要望〕

商品先物取引等のデリバティブ取引に係る損失について、個人投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備する観点から、繰越控除期間（現行3年間）を延長すること。

⇒平成31年度税制改正大綱において言及された箇所はありませんでした。

3. 外国商品市場取引の決済損益に対する課税方法の変更について

〔本会の要望〕

外国商品市場取引の差金等決済に係る取引損益について、申告分離課税とすること。

⇒平成31年度税制改正大綱において言及された箇所はありませんでした。

二. その他

○ 顧客が金融機関等に個人番号・法人番号の告知を行わなければならない件について

商先業者を含む金融機関等の既存顧客（みなし告知者）は平成28年1月1日から3年間の間（＝平成30年12月末まで）に、取引先の業者に個人番号・法人番号の告知を行わなければならないこととされていたところですが、この期限について3年間延長する旨、税制改正大綱のP30に記載されておりますので、その旨ご案内いたします。

以 上

平成30年4月27日

会 員 各 位

日本商品先物振興協会

純資産額規制比率の市場リスク相当額
（商品市場における取引に係るもの）計算用ファイルの更新のお知らせ

今般、東京商品取引所に石油現金決済先物取引が上場されました。

このことに対応した市場リスク相当額の計算用ファイルを会員専用ページに掲載いたしましたので、その旨ご案内いたします。

本ファイルは国内の商品取引所における取引（オブションを除く）に係る市場リスク相当額を計算するためのものです。計算は省令の規定に沿って行われていれば、必ずしも本ファイルを使用する必要はありません。
また、金オブション取引に関する変更についてはもうしばらくお待ちいただきますようお願い申し上げます。

以上

消費税の軽減税率制度に関する説明会
議 事 次 第

平成 30 年 5 月 15 日 (火) 13 時 30 分～16 時 00 分
三 田 共 用 会 議 所 (講 堂)

- 1 開 会
- 2 挨 拶 山 北 幸 泰 農林水産省経営局審議官
- 3 議 事
(1) 消費税の軽減税率・インボイス制度について (仮称)
加 藤 博 之 財務省主税局税制第二課課長補佐
- (2) 消費税の軽減税率制度の実施に係る事業者支援策について (仮称)
(調整 中) 中 小 企 業 庁 事 業 環 境 部 財 務 課
- (3) 軽減税率制度の実施に向けた農林水産省の対応と業界団体の皆様への協力要請について
高 橋 浩 吉 農林水産省経営局総務課調整室長
- 4 質 疑
- 5 閉 会

平成 31 年 4 月

会員の皆様

日本商品先物取引協会
日本商品先物振興協会

商品先物取引法対照法令集の送付について

「商品先物取引法対照法令集 平成 31 年 3 月版」が完成いたしましたので、ご送付いたします。

※有償での追加お申込みをいただきました会員については、後日、冊子代、梱包料、送料に係る請求書を送付させていただきますので、指定口座にお振込みくださいますようお願いいたします。なお、冊子単価は 3,000 円 (税込み)、梱包料は 1 個口 324 円 (税込み)、送料は実費となります。

また、本法令集の P D F 版を本会ホームページに掲載しておりますので、そちらも併せてご利用下さい。

敬具

本件に関するお問い合わせ先
日本商品先物振興協会 谷口
電話：03-3664-5731
E-mail：jcfia@jcfia.gr.jp

〔資料 7〕 調査研究事業関係資料

アンケート調査の概要

(1) 調査手法

質問票の配付及び回答の回収方法： 郵送及びインターネットによる調査
発 送 時 期： 平成 30 年 7 月 26 日 (木)
回 収 締 め 切 り： 平成 30 年 9 月 3 日 (月)

(2) 調査対象

本会の会員 21 社 (平成 30 年 3 月 31 日時点) 中、下記の 17 社の顧客に対して、各会員を通じて郵送またはインターネットにより調査を実施した。

・ 郵送により質問票を配布した顧客数 1,591 名
回答者数 218 名
(回収率 13.70%)

インターネットによる回答者数 177 名

・ 回答者合計 395 名
本調査にご協力いただいた会員企業一覧 (17 社)

IG 証券株式会社	サンワード貿易株式会社
株式会社アステム	セントラル商事株式会社
岡地株式会社	大起産業株式会社
岡藤商事株式会社	日産証券株式会社
岡安商事株式会社	株式会社フジトミ
カネツFX証券株式会社	北辰物産株式会社
クリエイトジャパン株式会社	豊商事株式会社
KOYO証券株式会社	ローズ・コモディティ株式会社
株式会社コムテックス	

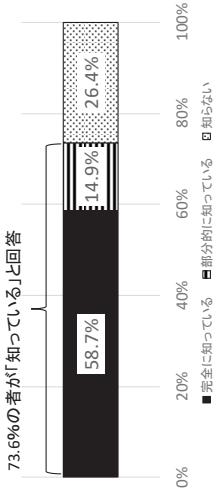
1. アンケート結果要旨

(1) デリバティブ取引間での損益通算の浸透状況について

全体の 7 割超の者が一定程度認知

- 税法上「先物取引」に分類されるデリバティブ取引 (商品先物取引、有価証券先物取引等、金融先物取引、及び店頭デリバティブ取引) に属する取引種別の間では全てが相互に損益通算が可能であることについて認知している者は全体の 58.7% であった。
- また、一部のデリバティブ取引間では損益通算が可能であると認知していた者は回答者の 14.9% であった。
- 従って、デリバティブ取引間での損益通算に関して多少なりとも認知している者は全体の 73.6% (=58.7+14.9) という結果となった。

デリバティブ取引間についての損益通算について

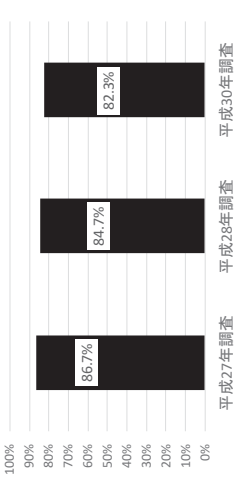


(2) 損失の 3 年間の繰越控除の浸透状況について

8 割以上の者が本制度を認知

- 商品先物取引で損失が生じた場合、翌年以降 3 年間にわたって繰越控除を行うことができることについては 82.3% の者が「知っている」と回答した。
- なお、直近 3 回の調査ではいずれも 80% 強が「知っている」と回答しており、浸透度の高さが窺える (下図参照)。

繰越控除制度の認知割合



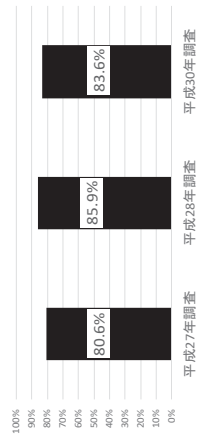
(3) 商品先物取引との損益通算を希望する金融取引について

8割以上の者が上場株式との損益通算を希望

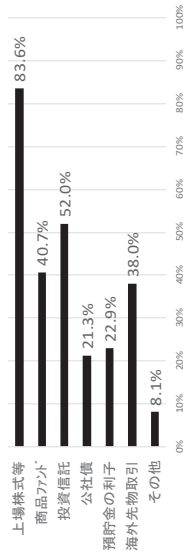
●商品先物投資家と比べると圧倒的に取引している者の数が多い上場株式との損益通算を85.9%の者が希望する結果となった。直近3回の調査でも80.6%→85.9%→83.6%と8割以上の投資家が上場株式との損益通算を希望すると回答している。(下図参照)。

※上場株式の次位は、投資信託(52.0%)、商品ファンド(40.7%)、海外先物取引(38.0%)の順。

商品先物取引と上場株式の損益通算を希望する者の割合



デリバティブ取引と損益通算して欲しい商品は？

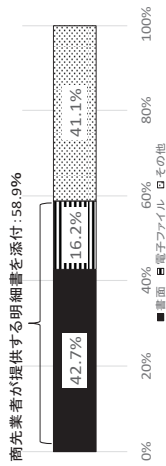


(4) 確定申告書に添付する取引明細書について

約6割の者が商品先物取引業者(以下「商先業者」)が提供する取引報告書を添付

●42.7%の者が商先業者から「書面」で提供される年間取引報告書を、16.2%の者が商先業者から「電子ファイル」で提供される年間取引報告書を利用していると回答し、商先業者提供の年間取引報告書を活用している者は58.9%であった。

申告書に添付する取引明細書

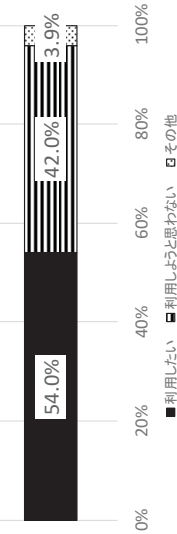


(5) 源泉徴収制度の導入について

「利用したい」が54.0%、「利用しようとは思わない」が42.0%

- 「利用したい」と回答した54.0%の内訳は以下の通りであった。
 - 無条件に利用したい⇒22.7%、
 - 株式と損益通算が可能なら利用したい⇒20.9%、
 - 他のデリバティブ取引との損益通算が可能なら利用したい⇒10.4%
- 「利用しようとは思わない」と回答した42.0%の内訳は以下の通りであった。
 - 必要経費控除のために確定申告をするため⇒4.4%、
 - 他に事業所得等があり確定申告をしなければならぬため⇒13.8%、
 - 複数の会社で取引している場合や損失の繰越控除をしたい場合などの一定の場合は確定申告が必要になるため⇒23.8%

源泉徴収制度を利用したいか？

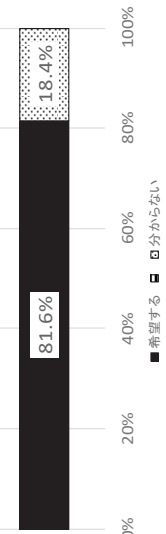


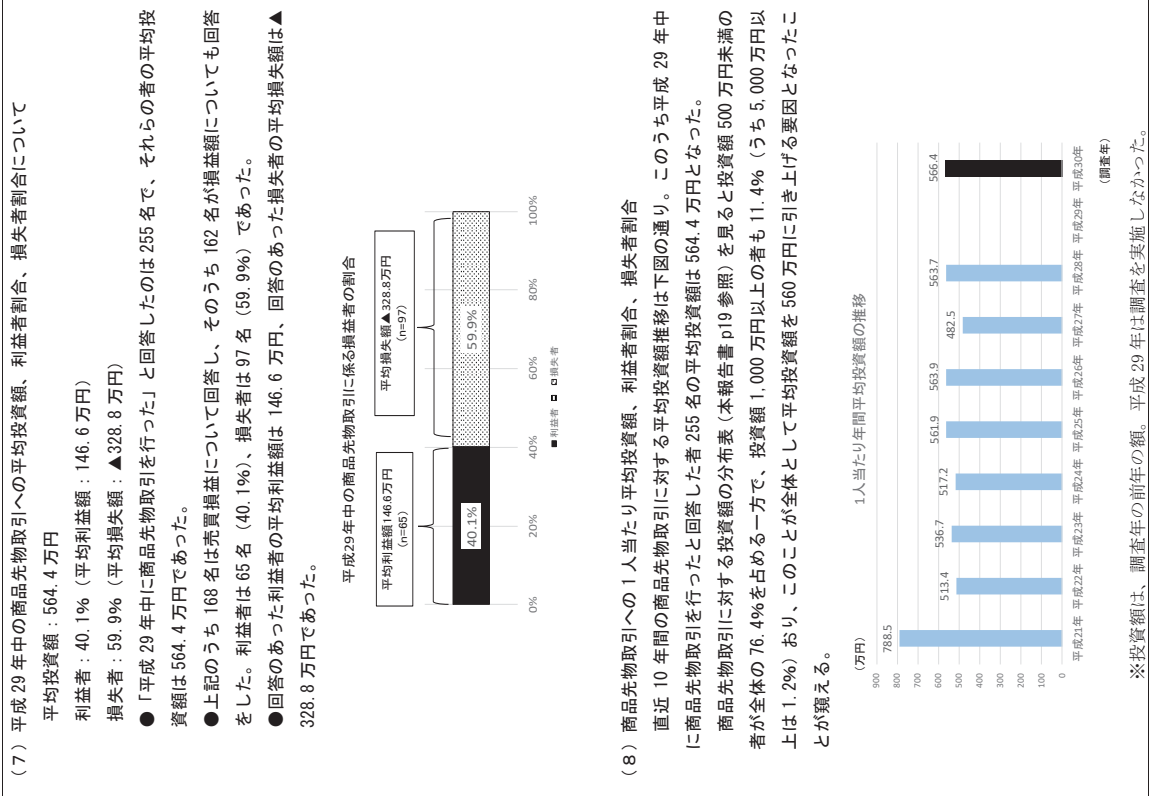
(6) 商品先物取引に係る非課税制度(商品版NISA)の導入について

8割超の者が「導入してほしい」と回答

●「商品先物独自の非課税制度を設けてほしい」が38.9%、「投資上限額は現行のままでいいの」でNISAの対象にしてほしい」が22.4%、「商品先物をNISAの対象にし、投資上限額も拡大してほしい」が20.3%と商品先物取引に係る非課税制度の導入を望む回答が81.6%に達した。

商品先物取引の非課税制度を希望するか？





2018年1月1日現在									
大項目	小項目	日本	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ			
商品先物に対する課税	申告分離課税20.315%(国税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)	商品先物は資本資産とされ(1221)、キャピタルゲイン課税の対象となる(1234A(1))。ほとんどの取引が規制先物契約に該当する(1256(b)(1)(A))。所得は、期中は実現主義(1001(c))だが、期末に時価への洗い替えが行われる(Mark to Market:1256(a)(1))ため時価課税と言える。口座を設けているブローカー会社から1099-Bの取引報告書が届くので、記載された所得の60%を長期、40%を短期とみなし(1256(a)(2))、いったんは通常所得と別に分離計算する(64、65)。長期と短期に分けてそれぞれのネットを計算、長短通算までをForm8949で計算する。長期ゲインは通常所得の多寡を参照して、0%、15%、25%の三段階で税額が計算される。短期ゲインは、通常所得に戻されてForm1040で累進課税に付される。 ロスは、単身1500ドル(夫婦合算時3000ドル)まで通常所得と損益通算でき(1211(b))、これでも通算できなかった純損失については長短区分を維持したうえで無期間に繰り越しできる(1211(b))。	分離課税(税率10%・20%) 総合課税の課税所得課税も参照して2段階で税率が変わる。	2017年まで超過累進税率による総合課税が行われていたが、マクロン政権により2018年1月1日から金融所得の定率源泉分離課税制度(PFU)が導入され、申告時に総合課税を選択(選択は取消不可)することが可能になった。PFU課税ベースは収入から移動平均法による原価と手数料を控除した所得で、税率は12.8%の定率所得税と17.2%の社会保険拠出金を合わせて30%、支払のつど源泉徴収により納付される。納税者は、申告時に損益通算と所得控除(ただし税率は総合課税となる)を選択することができる。	源泉徴収26.375%(所得税25%、連帯付加税1.375%)の源泉分離課税、有利な場合には総合課税を選択することができる。				
	根拠法令	租税特別措置法41条の14 地方税法附則35条の4 復興財源確保法13条	上枠内に既述	Taxation of Chargeable Gains Act 1992(CG T)143	租税法150ter条1項 租税一般法200A条1項(定率課税) 租税一般法200A条2項(総合課税)	所得税法20条2項3号			
	金融先物(有価証券先物を含む)に対する課税	申告分離課税20.315%(国税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)	基本的に商品先物と金融先物はキャピタルゲインとして同一の課税がなされる(所得区分は同じ)。ただし、金融先物契約については、長期と短期の区別がなく、すべて短期とみなされる点に注意が必要(1234(a)、(b)、1234B(a))。	同上	同上	同上	譲渡所得、配当所得とともに26.375%の源泉分離課税。ただし、総合課税を選択することもできる。 ファンド課税について2018年1月1日から大規模な改正がなされた。ファンドが配当せずに利益留保したとしても、配当金額を連邦銀行の標準利回りが超過している場合には、超過分の70%は実現したのとして配当で源泉した税額の不足分を事前納付しなければならない。ファンドを構成する資産のうちに株式が占める割合によって51%以上の場合とそれ以下の場合とで一部免除が定められ、また、源泉徴収額は801ユーロ(夫婦合算1602ユーロ)のみなし事業費を超えるまで徴収されないなど、複雑な規定となっており、仲介するカストディアン銀行が源泉徴収義務を担い、証明書を発行することで投資家が総合課税による確定申告で還付申告を選択することができる。		
根拠法令		同上	同上	同上	同上	InvS/G18条			

大項目	小項目	日本	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ
基本情報		譲渡に関しては、原則として申告分離課税 20.315%(所得税及び復興特別所得税15.315%、 地方税5%) 源泉分離課税は、特定口座を選択した場合に オプションとして選ぶことができ、この場合には 配当所得も損益通算の対象とすることができる。 配当に関しては、①一般株式等の配当等は 20.42% (所得税及び復興特別所得税) の税率、 ②上場株式等の配当等 20.315% (所得税及び 復興特別所得税15.315%、住民税5%) の税率 で源泉徴収がなされ、原則として確定申告が必要 (配当控除あり)となるが、一定の場合、確定申告 不要制度を選択することができる。	上記と同様にキャピタルゲインとして課税される が、株式の場合には長期を一年超保有、短期を1 年以下保有と区分する(1222)。取得及び売却等が 市場を通ず場合には約定日基準で固定されている (通達72-381)。特殊な総所得除外(日本の非課税 所得に相当する)として、適格中小企業株式の特 例があり(1202)、5年超保有株式の売却について は取得日より譲渡所得の50%、75%、100%が 500万ドル(夫婦合算1000万ドル)までを限度に所 得から除外されることになる。所得除外なので、 長期譲渡所得の計算上も注意が必要。しかも、税 率は28%になる。クロス取引の損出し防止規定 としてwash sales特例(1091)があり、売却前後 30日以内の取得に際して、売却損を取得費に算 入することとされている。小規模企業の売却損は 通常所得の損益相殺に使われる(1244)。 配当所得は、総合課税(61(a)(7))であり、通常所 得として計算される。ただし、一定の適格配当所 得についてはインベシュション配慮として 15%、高額所得者20%の軽減税率が適用されて いる(1(h)(11)(A))。	譲渡所得 先物課税と同様、総所得の多寡 (46,350£) に より、10%・20%の二段階課税の申告分離課税 ただし、土地の譲渡益と併せて年間11,700£ の 非課税枠 (Annual Exempt Amount)がある。 配当所得 配当所得を含めた総所得が46,000£以下の場合 には、2,000£を超える部分について (2,000£非 課税枠あり) 7.5%、46,000ポンドを超え150,000 £以下の部分については、32.5%、150,000£を 超える部分については3&1%の税率が適用される (総合課税)。 年間11,850£の控除枠(Personal Allowance)があ り、総合課税のブラケット枠により、どのように 控除枠を使うか有利選択ができる。	同上 ただし、一定の条件を満たす株式の長期保有に関 しては下記の優遇措置があるため、総合課税を選 択する理由の一つになる。 配当：2年以上8年未満の保有は50%所得控除、8 年以上保有は65%所得控除 譲渡：1年以上4年未満の保有の場合50%所得控 除、4年以上8年未満保有の場合65%所得控除、8 年以上保有の場合85%所得控除 EU域内の法人からの配当は二重課税排除のため 40%所得控除がある(総合課税選択の場合)。	2009年以前に取得した投資株式も、2018年以後 売却の場合、キャピタルゲイン課税の対象とされ た。経過措置として10万ユーロまで非課税とな るとされている。 譲渡所得： 源泉徴収26.375%の源泉分離課税、有利な場合 には総合課税を選択することができる。 配当所得： 源泉徴収26.375%の源泉分離課税、有利な場合 には総合課税を選択することができる。 分離課税には概算経費控除が801ユーロ認められ (利子配当譲渡の金融所得全体で)、総合課税を 選択する場合には実額経費控除ができる。
	根拠法令	租税特別措置法37条の10 同法37条の11(上場株式等) 同法37条の11の2以降 (特定口座の特例) 地方税法附則35条の2(一般株式等)同附則35条の 2の2(上場株式等)同附則35条の2の3以降(特定口 座の特例) 配当所得：所得税法24条、租税特別措置法9条の 3 (上場株式等の特例)	上枠内に既述	Taxation of Chargeable Gains Act 1992(CG T)2 Income Tax Act 8	同上 配当と譲渡の特例については租税一般法150-0D 条ter及びquarter 国外配当の40%控除は租税一般法158条3項2'、 同項3' に控除の例外	所得税法20条
	所得区分	商品先物：雑所得等 金融先物：雑所得等 株式：譲渡所得、配当所得	先物取引と譲渡所得はキャピタルゲイン 配当は配当所得	配当所得が総合課税の配当所得である場合は、す べてキャピタルゲインとなる。	商品先物及び金融先物：その他所得 有価証券：キャピタルゲイン、配当所得	いずれも金融資産所得 商品先物及び金融先物：先物取引 株式：投資取引、配当所得
	根拠法令	所得税法24条27条33条35条	64、65、1221	Taxation of Chargeable Gains Act 1992(CG T)143	Monetary and Financial Code L211-1条3項は先 物を概括して金融契約に含めている。PFUの下で は取引に対する源泉徴収の段階で金融所得として すべてが統一的に取り扱われるが、申告時に総合 課税を選択した場合に株式の長期保有によるキャ ピタルゲインと配当所得の優遇措置が顕在化す る。そのために所得区分を維持する意味がある。 200A条1項A号2' に総合課税に適用される所得 控除はPFUに適用されないことが規定されてい る。	所得税法20条
商品先物と金 融先物との損 益通算		同一のカテゴリーに属しており、損益通算可能	○	○	金融契約として同一のカテゴリーに属しているの で、総合課税を選択すれば損益通算が可能とな る。	同一の条文であり、通算は可能
	根拠法令	租税特別措置法施行令26条の23	いずれも1221により資本資産として同列に扱わ れている	Taxation of Chargeable Gains Act 1992(CG T)143 (1)	租税一般法150-0D条11項 (租税法150ter条1項後 段で準用)	所得税法20条

大項目	小項目	日本	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ
損益通算	先物取引と株式の損益通算	別の所得区分になり、通算不可	○	○	同一種類の所得について非他の的にのみ損益通算ができるとされ先物契約とキャピタルゲインは通算できない。損益通算後に長期保有優遇措置があることについては上述。	先物取引やデリバティブ取引と株式の譲渡・配当取引は損益通算ができない。
	根拠法令	租税特別措置法41条の14など	同上	Taxation of Chargeable Gains Act 1992(CGT)143	租税一般法150-0D条11項	所得税法20条6項4文
損失繰越 控除の有無	商品先物取引の損失の繰り越し控除の有無と適用期間	繰越控除3年	繰越控除は無期限に適用できる。	繰越控除は無期限に適用できる。	10年間繰り越し可能（ただし10分の1に制限される）	繰越控除は無期限に適用できる。
	根拠法令	租税特別措置法41条の15	1212(b)	CGT2	租税一般法150-0D条11項（租税法150ter条1項後段で準用）	所得税法20条6項2文
	金融先物取引の損失の繰り越し控除の有無と適用期間	繰越控除3年	同上	繰越控除は無期限に適用できる。	同上	繰越控除は無期限に適用できる。
	根拠法令	同上	同上	CGT2	同上	同上
	株式の損失の繰り越し控除の有無と適用期間	繰越控除3年	同上	繰越控除は無期限に適用できる。	10年間繰り越し可能（ただし10分の1に制限される）	繰越控除は無期限に適用できる。
源泉徴収制度	根拠法令	租税特別措置法37条の12の2	同上	CGT2	租税一般法150-0D条11項	同上
	源泉徴収制度の有無	株式：譲渡は特定口座とともに選択可能、配当は有り 所得税法181条 租税特別措置法37条の11の4	なし	所得税法（ITA）に源泉所得税の制度はある（Part15）が、金融所得では利子のみ ITA980・ITA847	金融所得全般	金融資産所得全般
課税当局による補足方法	補足方法	先物：支払調書（租税特別措置法41条の15の2） 譲渡：支払調書（租税特別措置法38条） 配当：支払調書（所得税法225条） マイナンバー制度（特定個人識別番号利用法）	キャピタルゲイン明細：1099-B 配当明細：1099-DIV	支払調書制度なし	口座開設届（1649A） 受託者の帳簿開示義務（1649AB条） 現物取引の報告義務（1649quarterA） 税務記録センター（1649条quinquies）	所得税法45d条： 源泉徴収義務者の連邦中央税務署通知義務 国税通則法107条： 通報者への報酬 国税通則法111条： 国系省庁の協力義務
	出典	平成30年4月1日現在法令	www.law.cornell.edu/uscode/text	www.legislation.gov.uk/	www.legifrance.gouv.fr	www.gesetze-im-internet.de/
備考		上記は連邦所得税法の調査結果のみで、州税などは各州によって異なるため、各州における取扱いについては上記に記していない。	The Collective Investment Schemes and Offshore Funds (Amendment of the Taxation of Chargeable Gains Act 1992) Regulations 2017が2018年1月1日から発効している。	なおBEPSを意識して、金融機関に報告義務を課すほか、届出のない口座からの入金50%などの高率の源泉徴収税額を課し、立証責任を納税者に転嫁する仕組みとなっている。	キャピタルゲインに対する非課税制度（制限的所得概念）を採用していたドイツであったが、2009年以後、包括所得概念に転向し、さらに金融資産所得は、大規模な源泉徴収体制にシフトした。	BEPS対策は、所得税法に織り込まれている。なお、教会税が国税として賦課される場合がある。
		マイナンバーがほぼ網羅的に居住者に付されているため、所得の補足率が高いと思われる。			口座開設届と広範な帳簿調査権限、そして税務記録センターのデータ収集により所得の補足が行われる。	キャピタルゲインに対する非課税制度（制限的所得概念）を採用していたドイツであったが、2009年以後、包括所得概念に転向し、さらに金融資産所得は、大規模な源泉徴収体制にシフトした。

取引証拠金の当日預託の運用状況に関する調査について
(中間報告)

1. 調査対象、実施期間、回答の状況等について
- (1) 調査対象：本会会員 (20 社)
- (2) 実施期間：10 月 19 日 (金) ～同月 26 日 (金)
- (3) 回答状況：18 社が回答、2 社が無回答 (うち 1 社は個人顧客なし)
- 回答した 18 社のうち 8 社が取次者

2. 回答結果

(1) 当日預託の締め時刻について

締め時刻	14 時台	15 時 15 分 以降 15 分 より前	15 時 15 分 以降 30 分 より前	15 時 30 分 以降 16 時 より前	16 時以降	合計
社数	4 社	5 社	4 社	3 社	2 社	18 社

- 締め時刻は 14 時から 16 時の間に万遍なく分散している。
- 16 時以降に設定している社も 2 社あった。
- なお、有価証券については正午を締め時刻としている社が 1 社あった。だいたい証券ビジネスへの預託に要する時間を考慮してのものと思われる。

(2) 預託を受けた証拠金の当日預託額の集計方法について

集計方法	手作業	システム	合計
社数	5 社	13 社	18 社

- システム上で集計する会社が多い一方で 3 分の 1 弱の 5 社は手作業で集計していることであった。

(3) 委託者から預託を受ける銀行口座について

受入れ口座	単一口座	支店ごと等複数 口座	合計
社数	4 社	14 社	18 社

- 事前にアッシングにおいて、複数口座に入金された当日預託額を定刻までに集計するための手間・時間がかかるという指摘を受けて設定した設問
- 大多数の社が「支店ごと等複数口座」にて受けているとのことであった。

(4) 本制度開始に伴うコスト (手間暇・資金) 増の有無について

コスト増 社数	なし	あり	合計
	10 社	4 社	18 社

【生じたコスト (各社複数回答、同趣旨の回答を集約記載)】

- 当日入金額の集計に係る作業が増加した
当日預託のための締め処理を帳入後の経理処理の前に別途、並行して行わなければならない。
- J C C H への委託者資産保全措置状況の報告 (事務局注：現在は cfef で基金に報告した内容を fax 等で報告している)
- 締め時間の変更に伴う各種顧客宛て交付書面の修正・発生作業
- 充用有価証券のだいたい証券ビジネスへの入出庫作業スケジュールの変更に伴う対応
渡し方の倉荷証券について、東商取ではだいビジで保全することになったため、だいビジとの間の入出庫の手間、手数料が発生している。堂島取では取引所が預かってくれる (事務局注：コメ関係で堂島取が預かるのは大阪コメのみ。新潟コシは指図書、東京コメはだいビジへの預託)。
- 振込手数料の増加 (取次先との場勘の受払いとの混合処理をしていた従前の費用より増加) ⇒ 今後、要確認
- システム変更に伴いベンダーに対する費用が発生している。

(5) 保全対象財産の発生について

- 全 18 社が「現時点では発生していない」旨を回答

(6) その他、気づいた点について (同趣旨の回答を集約記載)

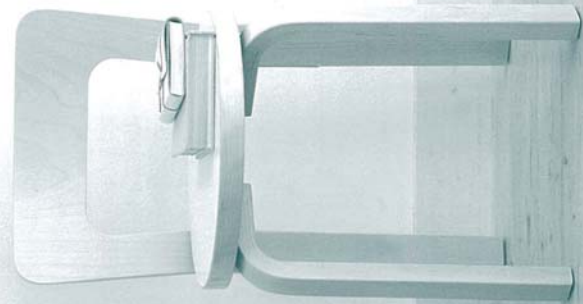
- 受渡用の倉荷証券の持込み先を東商取に、証拠金用の倉荷証券の持込み先を J C C H にしていただきたい。それが不可能なら、東商取ビル内にだいビジの窓口を設置していただきたい。
- 同じ商先業者でありながら、取次者の締め時刻が受託業者より早くなってしまうのはいかがなものか。
- J C C H への確定残高及び予定残高照会の確認時刻が、以前は 17 時 15 分だったのが、当日預託開始に伴い 18 時以降と遅くなった。商先業者の人件費の点から改善できないか。また、J C C H 側で商先業者の当日入金額の確認が完了したらそれ以降は翌日向けの申告ができるようにしてほしい。

以上

〔資料 8〕 広報事業関係資料

商品デリバティブ取引に関する税金

個人の商品デリバティブ取引による所得に対する税制の概要についてご説明します。



[資料 8 - (2)]

トップ >> 上場商品等 >> 農産物需給に関する事前予想について



コーン 大豆

各穀物年度におけるとうもろこしの需給**予想**ファイル

2018/2019穀物年度

Year2018/2019		2018					2019				
期末在庫	旧穀 (2017年秋産)	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
	新穀 (2018年秋産)	Q	Q	Q							
四半期在庫		Q	Q	Q							
作付意向面積											
確定作付面積			Q								
単収				Q							
生産量											

2017/2018穀物年度

Year2017/2018		2017					2018						
期末在庫	旧穀 (2016年秋産)	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
	新穀 (2017年秋産)	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q
	四半期在庫		Q			Q				Q			Q
	作付意向面積												
	確定作付面積		Q										
	単収			Q	Q								
	生産量					Q	Q	Q					

2016/2017穀物年度

Year2016/2017		2016					2017						
期末在庫	旧穀 (2015年秋産)	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
	新穀 (2016年秋産)	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q
四半期在庫		Q	Q	Q	Q	Q				Q		Q	
作付意向面積										Q		Q	

[資料 8 - (1)]

デリバティブ取引の所得の計算

デリバティブ取引を差金等決済したことにより生じた売買差損益金から委託手数料及び手数料に係る消費税などその取引に直接要した費用の額を控除した損益金額を年間（暦年＝1月1日から12月31日）で通算し、さらに繰越控除できるデリバティブ取引による損失があるときはその損失の額を控除してなお利益が生じたときにその利益が課税対象所得となります。

デリバティブ取引による所得は、差金等決済により生じた損益によって計算しますので、損益金の支払いがあったかどうかには関係ありません。

また、決済をしていない取引の含み損益（値洗い損益）は課税対象にはなりません。差金等決済により「実現した損益」によって所得を計算します。ですから、年末に値洗い益があっても値洗い損があっても、年間の所得には関係ありません。



オプション取引の所得の計算

オプション取引の損益は、①オプションの転売又は買戻しによる決済、②権利行使*または被権利行使、買い方の権利消滅により確定します。

なお、損益の計算は以下に行います。

*東京商品取引所の金オプション取引は、取引最終日の翌営業日にのみ権利行使（現金決済）が行われるオプション取引です。

① 取引最終日までに転売・買戻しをした場合

取引最終日まででなくとも転売・買戻しにより決済することができます。転売・買戻しにより決済した場合には、受払いしたプレミアムから委託手数料などを控除した額が課税対象の所得となります。

【課税対象所得】＝受取プレミアム－支払プレミアム－支払委託手数料・消費税

② 取引最終日までに転売・買戻しをしなかった場合

取引最終日まででなくとも転売・買戻しが行われなかったオプション取引の建玉で利益が生じているものは、その翌営業日（権利行使日）に自動的に権利行使が行われ、その他のオプションは消滅します。

オプションの売買の別	権利行使・消滅の別	コール・プットの別	課税対象所得の算出方法
オプションを買った場合	権利行使が行われた場合	コールの買い	(最終清算価格－権利行使価格)×倍率 －支払プレミアム－支払委託手数料・消費税
		プットの買い	(権利行使価格－最終清算価格)×倍率 －支払プレミアム－支払委託手数料・消費税
	権利消滅した場合	コール・プットのいずれも	▲(支払プレミアム＋支払委託手数料・消費税)
オプションを売った場合	買い方による権利行使が行われた場合	コールの売り	受取プレミアム－(最終清算価格－権利行使価格)×倍率 －支払委託手数料・消費税
		プットの売り	受取プレミアム－(権利行使価格－最終清算価格)×倍率 －支払委託手数料・消費税
	買い方の権利が消滅した場合	コール・プットのいずれも	受取プレミアム－支払委託手数料・消費税

商品デリバティブ取引による所得は申告分離課税

個人の方が国内の商品・金融・有価証券を原資産とする取引所デリバティブ取引又は店頭デリバティブ取引（以下、単に「デリバティブ取引」といいます。具体的な例については、P4をご覧ください。）の差金決済やオプションの権利行使・被権利行使（以下、単に「差金等決済」といいます。）を行ったことにより年間の損益を通算して利益となった場合には、その決済を行った日の属する年分の所得として、他の所得と合算しない「申告分離課税」により課税されます。受渡しによる決済は対象となります。

なお、商品先物取引業者（以下、単に「商先業者」といいます。）は、差金等決済が行われた顧客の取引について、損益にかかわらず、顧客の氏名、住所、約定価格等を記載した「先物取引に関する調書（以下、単に「調書」といいます。）を、原則として、その差金等決済があった日の属する年の翌年の1月末日までに、当該商先業者の所在地の所轄税務署長に提出しなければならないこととなっています。

また、平成28年1月以降のお取引に関して提出する調書には、原則として、顧客の個人番号（マイナンバー）を記載することが商先業者に義務付けられており、これに関して商先業者はお客様に同番号の提供をお願いすることとされています。

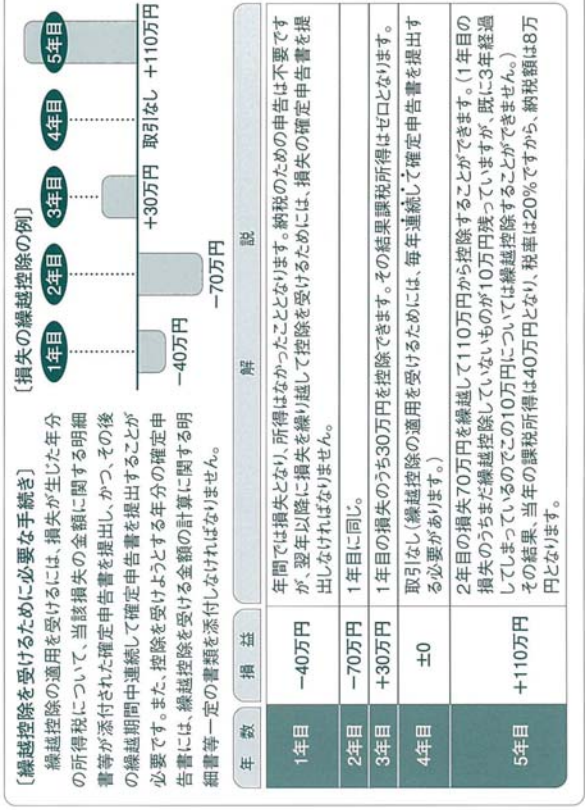
税率は20%（所得税15%、住民税5%）

居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者がデリバティブ取引の差金等決済を行ったことにより生じた利益に対して15%の税率により所得税が課税されます。また、居住者については別に5%の住民税も課税されます。

※これに加えて、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの25年間に生じた所得については「復興特別所得税」として所得税額の2.1%が徴収されることとされており、詳しくは、P6をご覧ください。

損失は3年間の繰越控除が可能

居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者がデリバティブ取引の差金等決済を行ったことにより年間の所得が損失となったときは、その損失の金額を翌年から3年間にわたってデリバティブ取引による所得の金額から控除することができます。





氏名・住所の告知と確認

デリバティブ取引を行う顧客は、取引の差金等決済をする日までに、その差金等決済の都度、商先業者に氏名及び住所を告知するとともに、住民票の写し等の本人確認書類を提示しなければならなりません。商先業者はその提示される書類により顧客の本人確認を行います。

(注) デリバティブ取引を行う法人顧客についても、個人の場合と同様に、商先業者に当該法人の名称及び住所を告知するとともに、商先業者はその提示された書類により当該法人の本人確認を行うこととされています。

なお、デリバティブ取引をした者が、商先業者との間でデリバティブ取引の委託等の契約を締結する際に一定の告知及び本人確認を行っているときは、当該契約に基づくデリバティブ取引の差金等決済につき告知があったものとして取り扱います。

ただし、住所等に変更があったときは、あらかじめ告知及び確認書類の写しの提示が必要となります。

「[確認書類]とすることができる主なもの」

- 住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍の附票の写し、印鑑証明書、住民基本台帳カード
 - 健康保険被保険者証、国民年金手帳
 - 運転免許証、旅券(パスポート)
 - 外国人登録証明書
 - 国税・地方税の領収証書、納税証明書、社会保険料の領収証書
- その他財務省令で定めるもの



ご参考

法人のデリバティブ取引に係る税務

法人が行ったデリバティブ取引の損益は、次により法人税が課されます。

① 差金等決済による損益

デリバティブ取引の差金等決済を行ったことによる損益は、当該差金等決済を行った日の属する事業年度の益金又は損金に算入します。デリバティブ取引の売付け・買付け、転売・買戻しに係る委託手数料及びその他の費用の額は、その支払を行った日の属する事業年度の損金の額に算入することができます。

② 期末において未決済のデリバティブ取引に係る利益相当額・損失相当額

期末において決済されていない取引については、期末時点で決済を行ったものとみなされ、そこで発生する利益相当額又は損失相当額は、その事業年度の益金又は損金に算入されます。この場合、利益相当額又は損失相当額は、事業年度終了日における取引所の最終価格等で決済したこととして計算される差金に基づく額となります。また、期末に計上された利益相当額又は損失相当額は、翌期首において戻り処理が行われます。

③ ヘッジ会計を利用している場合の繰延ヘッジ利益・損失

企業がヘッジ目的でデリバティブ取引を利用した場合、デリバティブ取引は時価評価されるのに対し、ヘッジ対象である資産・負債は原価評価される場合があります。このような損益認識時点のずれを一致せよとする会計手法を「ヘッジ会計(繰延ヘッジ会計)」といいます。

会計上、繰延ヘッジ会計が認められる場合は、原則として税法上も同様の取扱いが認められており、繰り延べた金額は損金・益金として計上されません。

詳細は税理士にご相談下さい。

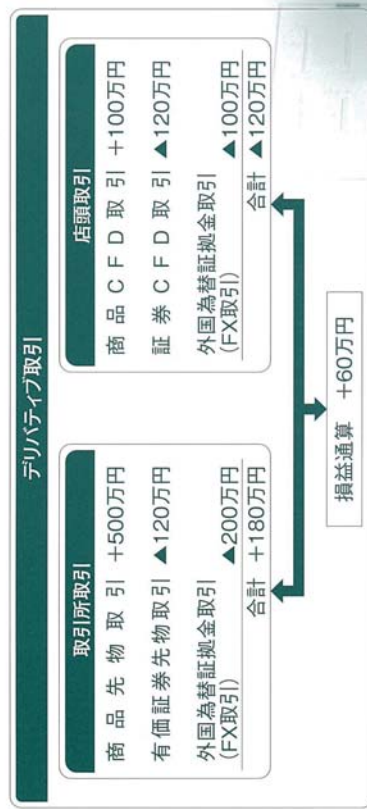


互いに損益通算することができるデリバティブ取引について

損益通算ができる取引は、以下の通りです。

- ① 国内の商品取引所における商品先物取引、商品指数等先物取引、商品先物オプション取引
(例: 金、金ミニ、白金、白金ミニ、ガソリン、原油、ゴム、一般大豆、とうもろこし、コメ等)
- ② 国内の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引
(例: 日経225先物取引、同オプション取引等)
- ③ 国内の証券取引所又は金融取引所における金利先物取引、外国為替証拠金取引(FX取引)、カバードワラント
(例: 日経365、大証FX、ユーロ円3ヵ月金利先物等)
- ④ 店頭商品デリバティブ取引(金、石油、穀物等の商品を原資産とする取引)、店頭金融商品デリバティブ取引(通貨、金利、有価証券等の金融商品を原資産とする取引)、店頭カバードワラント(金融商品等を原資産とするオプションを証券化した取引)
(例: 商品CFD取引、店頭証券CFD取引、店頭FX取引)

上記の所得以外の所得(例えば、株式の現物・信用取引、商品ファンデ、外国の商品取引所の先物取引などによる所得)との損益通算はできません。



複数の商先業者で行った取引は通算して所得を算定します。

複数の商先業者で取引を行った場合は、すべての取引の年間の損益を通算して、デリバティブ取引から生じる所得を算定します。

例えば、年間の損益がA社において+50万円、B社において-60万円、C社において+90万円であった場合、その人の先物取引にかかる年間の所得は80万円ということになります。



復興特別所得税について

東日本大震災からの復興のための施策を実施するのに必要な財源を確保する特別措置として、「復興特別所得税」が創設されました。

1. 措置期間、課税対象、税額

(1) 措置期間

平成25年1月1日から平成49年12月31日まで(25年間)

(2) 課税対象

上記期間内の個人の所得税額

(3) 税額

所得税額に2.1%乗じて得られた額

2. 税額算出の例

例えば、個人の方が行ったデリバティブ取引から得られた所得が50万円である場合、当該所得に係る復興特別所得税は以下のようにして算出することができます。

所得税額 = 50万円 × 15% = 7万5千円

住民税額 = 50万円 × 5% = 2万5千円

復興特別所得税 = 7.5万円 × 2.1% = 1,575円(新設)

●住民税等の地方税は対象となりません。

3. 留意すべき点

所得税額が課税対象となることから、現行税法に設けられている10の所得(利子・配当・不動産・事業・給与・譲渡・一時・雑・山林・退職の各所得)から生じる所得税全般に2.1%の税金が課せられることになります。

詳細は税理士等の専門家または課税当局にご確認下さい。

JCFIA

JAPAN COMMODITY FUTURES
INDUSTRY ASSOCIATION

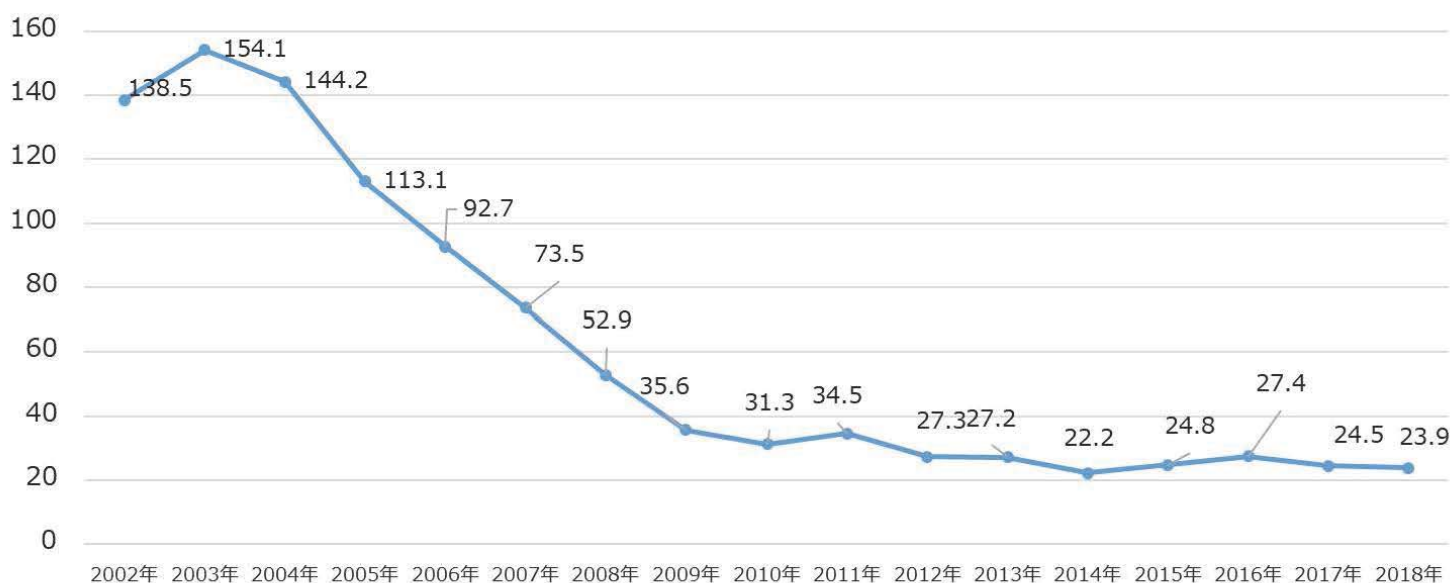
日本商品先物振興協会

〒103-0012
東京都中央区日本橋蛸屋町1-10-7 東京商品取引所ビル4階
TEL 03-3664-5731 FAX 03-3664-5733
<http://www.jcfia.jp/>

[資料 8 - (3)]

単位：百万枚

商品先物取引 出来高推移(暦年)



出所：(株)日本商品清算機構「品目別出来高速報」

単位：百万枚

商品先物取引 出来高推移（年度）



出所：(株)日本商品清算機構「品目別出来高速報」

単位：千枚

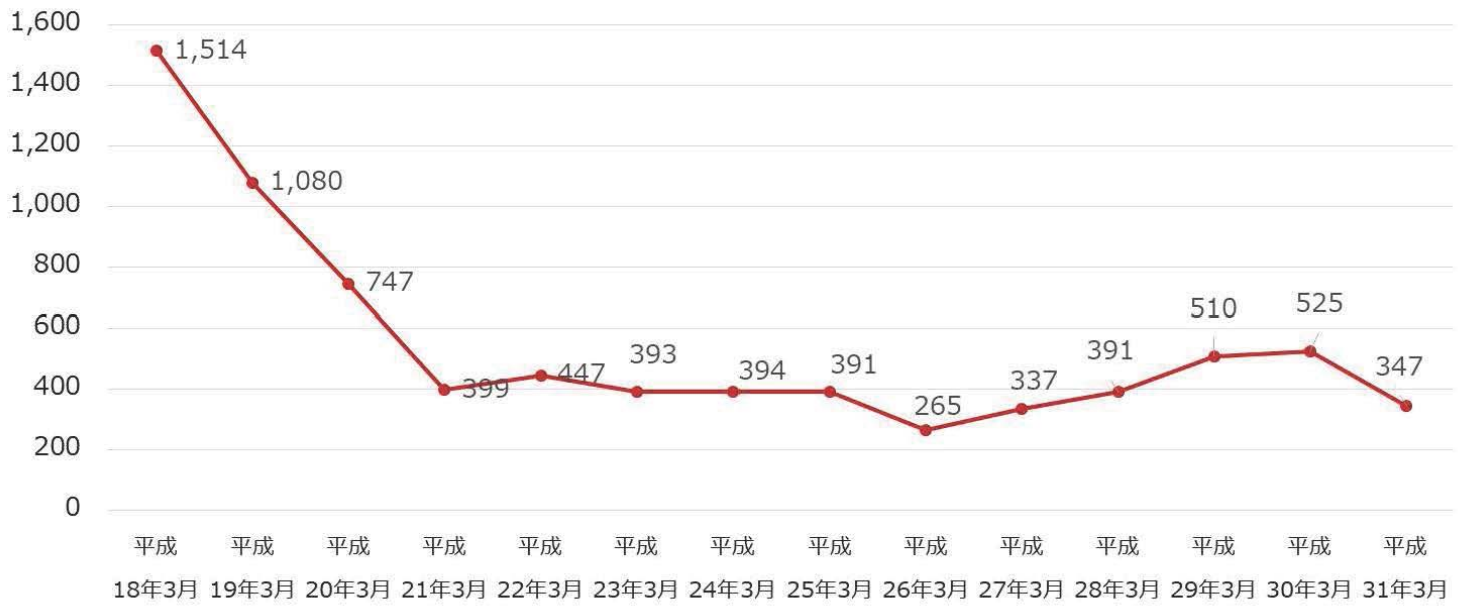
国内市場 取組高推移（年末）



出所：(株)日本商品清算機構「VOLUME&OPEN INTEREST」

国内市場 取組高推移（年度末）

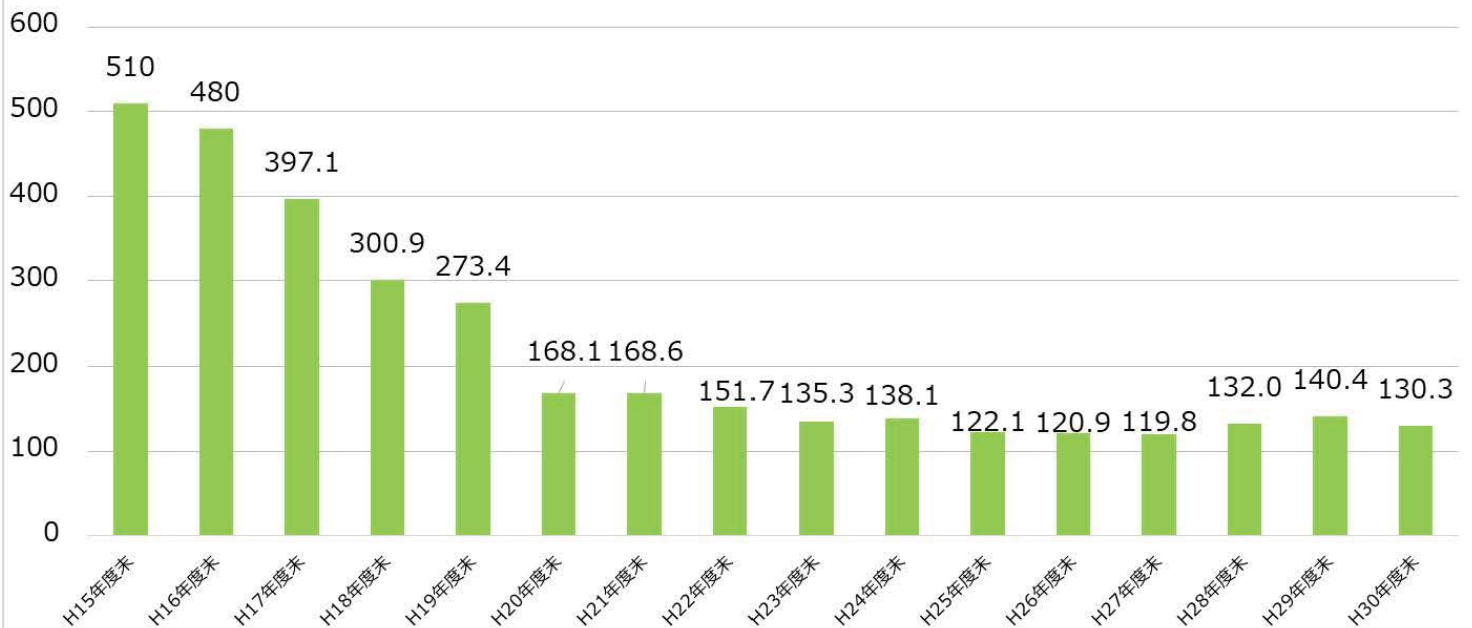
単位：千枚



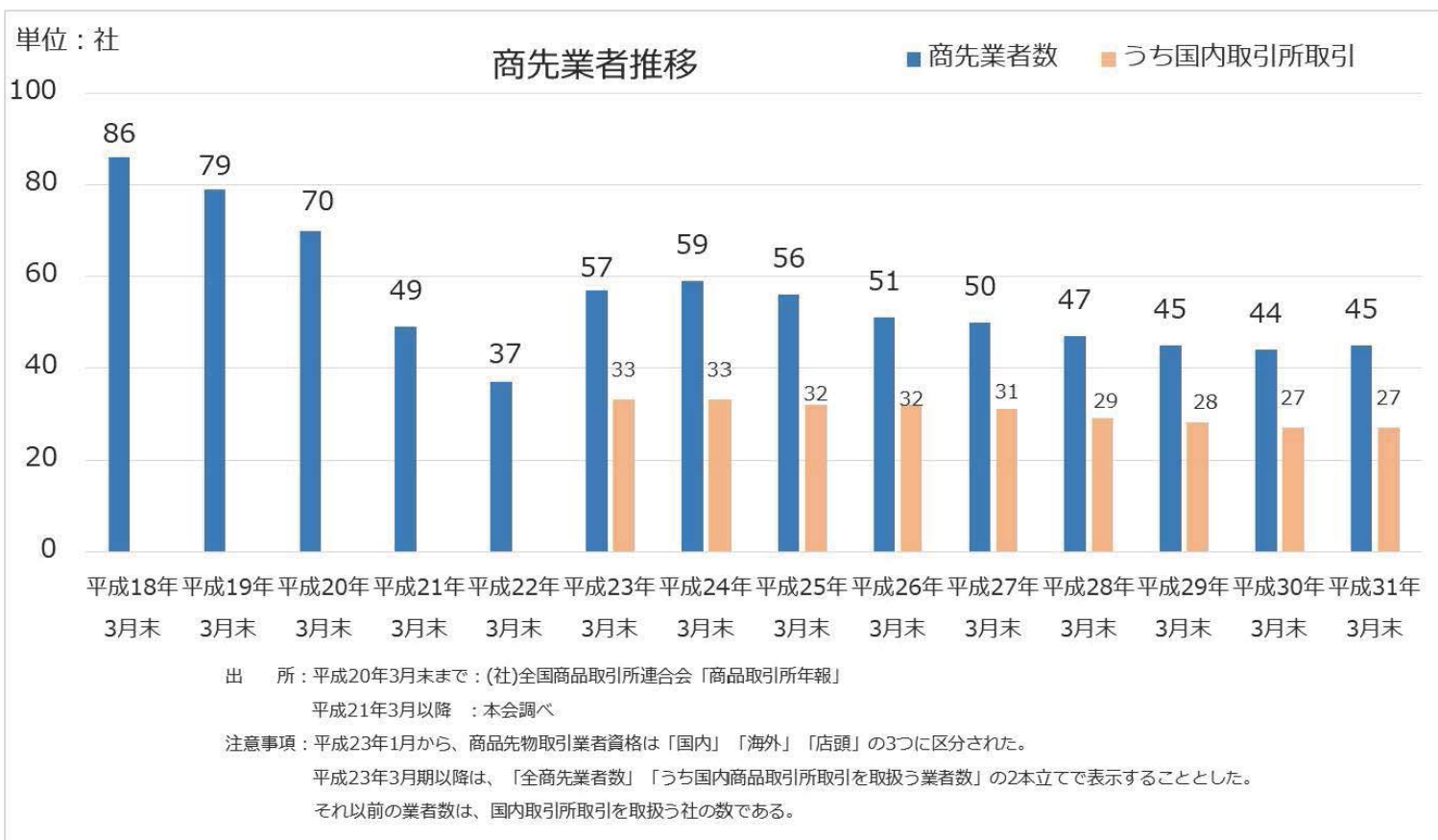
出所：(株)日本商品清算機構「VOLUME&OPEN INTEREST」

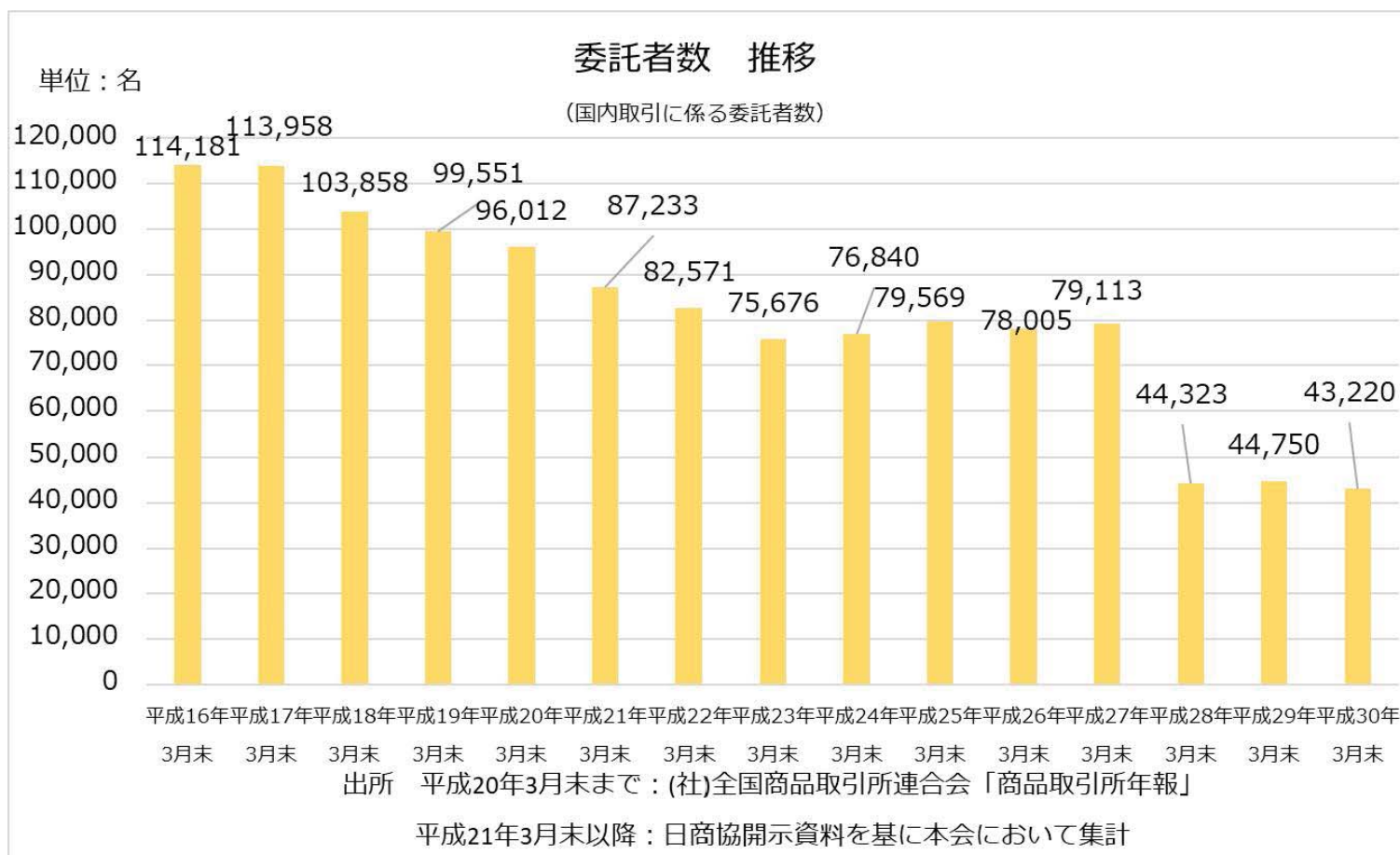
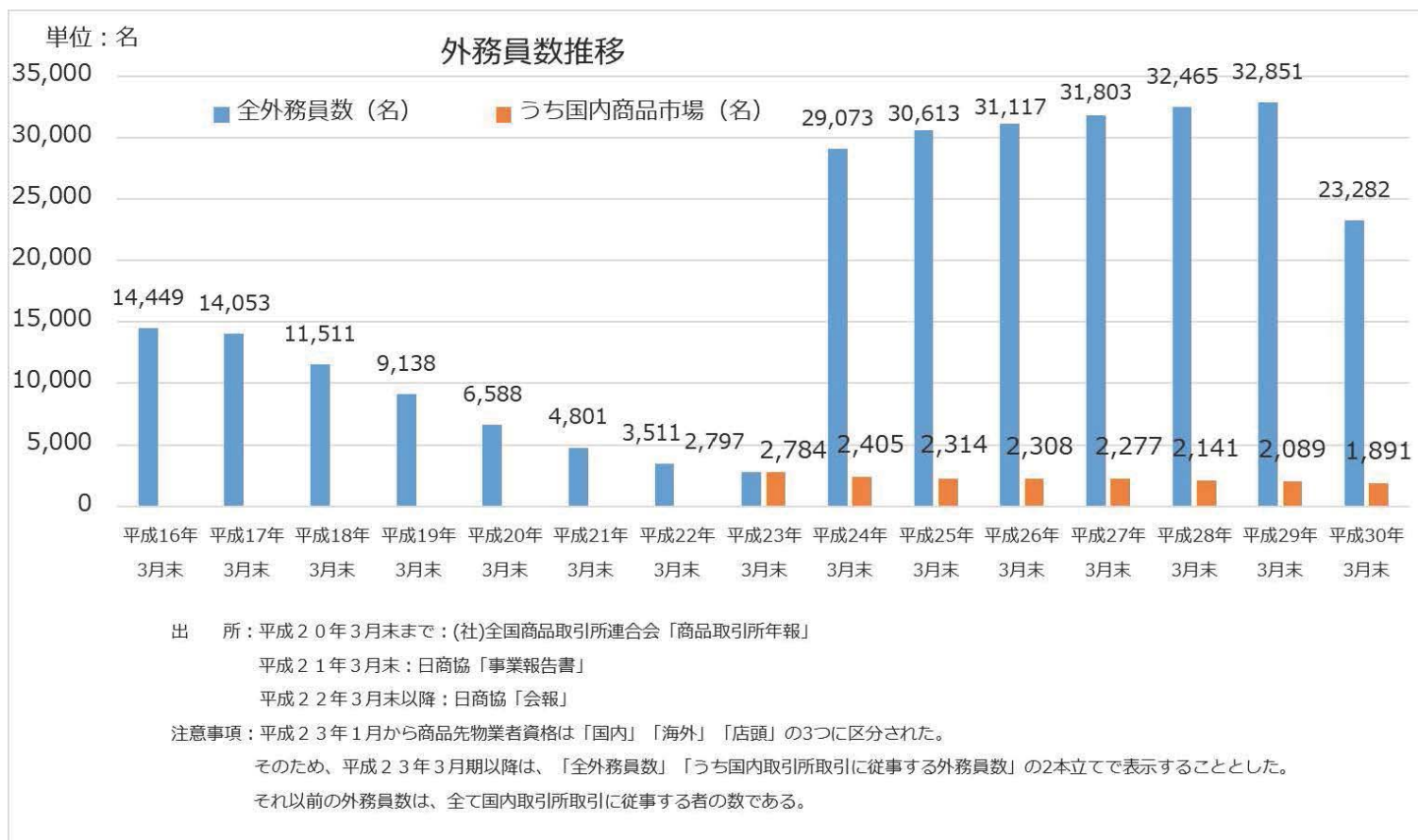
単位：10億円

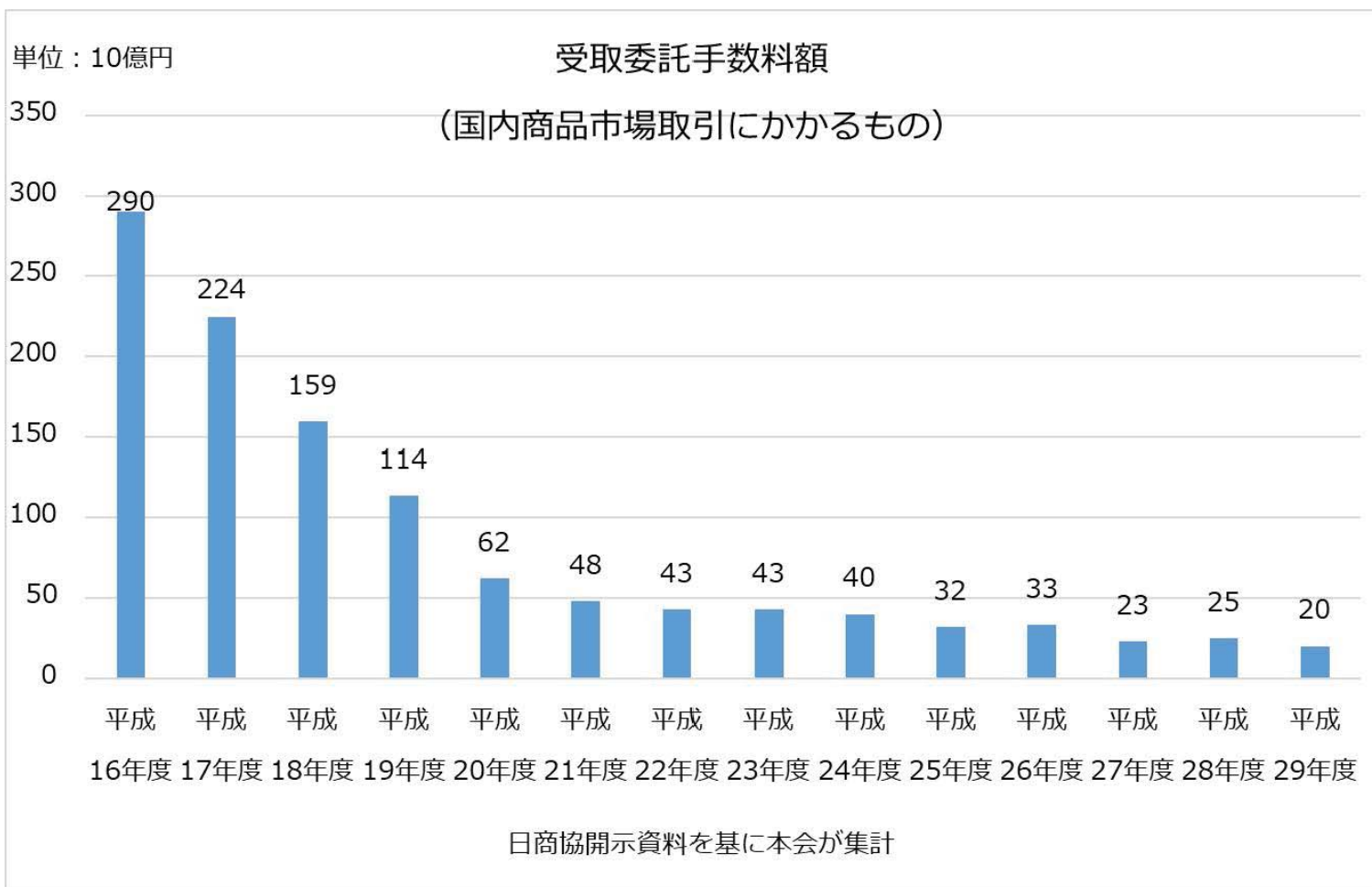
預り証拠金額推移



出所：(株)日本商品清算機構「預託金残高推移（委託総額）」







[資料8－(4)]

2019年3月吉日

商品先物取引業界 関係の皆様

日本商品先物取引協会
日本商品先物振興協会
日本商品委託者保護基金

2019年版商品取引年鑑の謹呈について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。また、平素は、当業界に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般出版されました、商品取引年鑑の2019年版を謹呈いたしますので、ご査収いただければ幸甚に存じます。

敬具

[illegible][illegible]

TOKYO GOLD FESTIVAL '18

ゴールドフェスタ2018開催レポートを見る

今後のゴールドフェスタ関連イベントのご案内をメールで受け取りたい方は
「メールアドレス・名前・年齢・性別・郵便番号」を明記の上 goldfes@gmail.com までご連絡ください。
最新のイベント開催情報をお知らせいたします。

TOKYO GOLD FESTIVAL '17

主催者ごあいさつ & 昨年の開催レポート・参観者満足度

金の魅力と金文化、その歴史から金への関心。『金』は、ウェビナー、セミナー、展示会、体験型イベントなど、様々な形で金に関する情報を提供しています。

ホーム | 開催概要 | 講演詳細 | 登壇者プロフィール | 主催・協賛・協力

Commodity Festival'18

コモディティ投資をじっくり学べる一日

2018.9.8 ±
大阪会場
本町・ヴィアレーホール
【定員250名】12:40-16:30 開場 12:00

2018.9.22 ±
東京会場
御茶ノ水・ソラシティホール
【定員350名】12:40-16:30 開場 12:00

世界を動かすコモディティ。その魅力から現在のマーケット、トレード手法まで

事務局からのお知らせ

コモフェス2018開催レポート

コモフェス2018開催レポートを見る

今後のコモフェスや投資関連イベントのご案内をメールで受け取りたい方は
「メールアドレス・名前・性別・都道府県」を明記の上 commodity.fes@gmail.com までご連絡ください。
最新のイベント開催情報をお知らせいたします。

主催者からのごあいさつ

コモディティフェスティバル2018

世界を動かすコモディティ。

コモディティを知り尽くす講師陣による、これからのコモディティを考えるセッション、
勝つトレーダーの本質に迫る対談、魅力を広げる多彩な展示ブースまで。

会場：本町・ヴィアレーホール | 東京会場：御茶ノ水・ソラシティホール